

第一百五十六回国会 議院 個人情報の保護に関する特別委員会議録 第八号

平成十五年四月二十二日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長

村井 仁君

理事

逢沢 一郎君

理事

蓮実 進君

理事

伊藤 忠治君

理事

漆原 良夫君

理事

石田 真敏君

理事

大村 秀章君

理事

龟井 久興君

理事

左藤 章君

理事

田村 憲久君

理事

竹下 亘君

理事

谷田 武彦君

理事

福井 照君

理事

松浪 健太君

理事

宮澤 洋一君

理事

吉田 六左門君

理事

大畠 章宏君

理事

後藤 斎君

理事

近藤 昭一君

理事

平岡 秀夫君

理事

横路 孝弘君

理事

柳屋 敬悟君

理事

春名 真章君

理事

北川 れん子君

議員

國務大臣 総務大臣 (内閣官房長官)

國務大臣 総務大臣 (内閣官房長官)

國務大臣

細野 豪志君

片山虎之助君

福田 康夫君

細田 博之君

委員の異動

四月二十二日

補欠選任

護院調査局個人情報の保  
存に関する特別調査室長

官房参考人

厚生労働省政策統括官

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議  
官) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法  
律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法  
律案内閣提出第七五号)

個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外  
八名提出、衆法第一〇号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法  
律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二号)  
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関  
する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一  
二号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(枝野  
幸男君外八名提出、衆法第一三号)

○村井委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、個人情報の保護に関する法律案、行政  
機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、  
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に  
関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設  
置法案、行政機関の保有する個人情報の保護に  
関する法律案、行政機関の保有する個人情  
報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有  
する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・  
個人情報保護審査会設置法案の各案を一括して議  
題といたします。

この際、お諮りいたします。  
各案審査のため、本日、政府参考人として内閣  
官房内閣審議官藤井昭夫君、金融庁総務企画局長  
藤原隆君、金融庁監督局長五味廣文君、総務省行政  
管理局長松田隆利君、総務省自治行政局長畠中誠二郎君、  
総務省総合通信基盤局長有富寛一郎君、法務省人  
権擁護局長吉戒修一君、厚生労働省大臣官房技術  
総括審議官田中慶司君及び厚生労働省政策統括官  
水田邦雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたい  
と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。  
○山谷委員 保守新党の山谷えり子でございま  
す。

まず、総務大臣に対する事前通知の制度、そして適用除外についてお伺いしたいと思います。

行政機関個人情報保護法案においては、総務大臣に対し、各行政機関が保有しようとする電算処理された個人情報ファイルについて、法運用の統一性及び法適合性を確保する観点から、事前に通知する制度が設けられています。これは現行の、昭和六十三年に制定された行政機関電算処理個人情報保護法でも同じでございますけれども、総務大臣に事前通知された個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に必要な事項を記載し、公表されることになつております。

そこで、政府案では、個人情報ファイルの総務大臣への事前通知の制度が適用除外されるものが第十条第二項に列举されておりますが、事前通知の適用除外の制度を設ける基本的な考え方を伺いたいと思います。

○松田政府参考人 法文の説明でございますので、私の方から御説明させていただきます。

先生今御指摘の事前通知の制度でございますが、法運用の統一性あるいは公表という次の制度によります透明性の確保という観点から、事前通知、公表の制度が用意されておるわけでございますが、一定のものについて適用除外をさせていた

だいでいるところでございます。

このうち、一号、二号は、国の安全あるいは外交上の秘密に関するファイル、あるいは、犯罪の捜査あるいは租税の犯則事件の捜査に関するファイルなどでございまして、特に秘匿性が高く、総務省が事前通知を受けまして調整を行うという余地が極めて乏しいもの、そういうものとして例外にいたしているわけでございます。

それから、三号から十一号につきましては、逆に、一過性のものあるいは小規模のもの、例えば一年以内に消去しちゃうようなファイルですか、あるいは資料発送や連絡用のアドレスですか、そういうものもいわば個人情報ファイルになるわけであります、そういういわば個人の権利利益を侵害するおそれがあつたない個人情報ファ

イルを例外、適用除外とさせていただいているところでございまして、これらにつきまして事前通知を義務づけることは、行政機関に過大な負担をもたらしますし、また実効性も期待できない、またそういう意味も少ないということであろうかと存じます。

〔委員長退席、蓮実委員長代理着席〕

○山谷委員 野党案の方では、国・安全等に関するファイル及び犯罪の捜査等に関するファイルについては適用除外とされ、すべて、総務大臣に事前通知の上、ファイル簿において公表することになつております。しかし、今御説明ありましたように、一過性のファイルやあて名リストまで事前通知の対象とすると非常に過大な負担があるという御説明でございましたけれども、行政実務上どのように、もうちょっと具体的にお話しいただけますでしょうか。

○松田政府参考人 例えばバックアップ用のファイルですか、あるいは、先ほど申し上げましたように、一年以内に消去されてしまうようなファイル、こういうものは一過性のファイルでござりますが、利用目的がそういうことで極めて限られますが、利用目的がそういうことで極めて限られますが、国民の権利利益の侵害のおそれもない。仮にそういうものの個人情報ファイル簿に掲載をいたしましても、すぐにその本体自体が消去されてしまうようになりますので、事前通知して、あるいはそういう個人情報ファイル簿に掲載する意味が、実益がないということであ

ろうかと存じます。

また、資料発送等のためにだけ用いられるあて名のリストというものは、行政機関の中で多々業務上つくつたりしているわけであります、だから、これらは、本来、一切この法律の目的から抵触しないわけでございますし、週刊誌とか、そういう本來報道目的で編集されるようなものは、想定がたいということでござりますし、ことは想定がたいということでござりますし、さらに、一々個人情報ファイル簿に掲載しなければ資料を発送できないということになりますれば、行政運営に著しい支障が生じるのは当然かと存じます。

このように、一過性のファイルやあて名リスト

まで、いわばここで事前通知の対象外としているものも対象といたしますと、行政実務上、行政機関の業務が不必要に過大なものになりますし、ひいては国民に対する適時適切な行政サービスの提供ということに支障を来すおそれがあると考えております。

○山谷委員 昨日も、参考人四方が、報道、表現自由についていろいろな御意見をお述べになりました。

細田大臣は、この委員会で、きょう終ると二十八時間三十分というふうな大変長い委員会の中で、たびたび、やりとりの中で、表現の自由を最大限尊重する姿勢を示しておられますし、また小泉総理も本会議で、プライバシーの保護と報道の自由を両立させるという法案の趣旨が一層明確になつたというふうにはお答えになつたわけでございますが、改めて、第五十条、出版社が適用除外の例示になつたのはなぜか。五十条二項の定義では、雑誌の予備取材や先行取材ができないなどのではないかという危惧が依然消えておらなります。改めて、第五十条、出版社が適用除外の例示になつたのはなぜか。五十条二項の定義では、雑誌の予備取材や先行取材ができないなどのではないかという危惧が依然消えておらな

いわけござりますが、その辺お考えをお聞かせください。

○細田国務大臣 この御審議をいたしている間にも、特に雑誌、出版等に携わっておられる方がいらっしゃるいろいろな疑惑が、疑問の念が提示されておりますけれども、私たちの意図するところと違つておりますし、残念だなと思っておるわけでござります。

少なくとも出版事業につきましては、ほとんど大半は報道的なものも含みまして、あるいはフィクションにしても、本来、一切この法律の目的から抵触しないわけでございますし、週刊誌とか、そういう本來報道目的で編集されるようなものは、その内容いかんにかかわらず、それは報道の内容であるとして適用除外であると私ども考えております。

しかししながら、実は出版の形態が非常に多様化しまして、今例ええば本屋さんとか、いろいろなソフ

ト屋さんに行かれますと大量の名簿が、紳士録の形態をとつたり、そしてまた、戸別地図帳を固有名詞つきで発売するというようなCD-ROMというものがどんどんふえてまいりました。その中には大量な個人情報が含まれている出版事業も現に出でておりますね。これだけで、CD-ROM一枚入れて、その参考資料があつて一万五千円とか、そういうふうに出版業の中の一部が非常に難しい。むしろ、出版業の中で明らかに報道を目的とするようなものは当然除外されます。またその他の、フィクションその他、ドキュメンタリーとか、そんなものは全部表現の自由あるいは著述、そういうふうでござりますので適用除外になる。ただ、先ほど申しましたような新しい形態の発生ということがござりますので、一〇〇%これを除外することが難しいという意味で出版業が例示されていないというふうに御理解をいただきたいと存じます。

そして、二番目に御質問のございました雑誌の予備取材、先行取材等につきまして、全く私ももは、これは報道のための取材活動であるというふうに考えておりますので、適用除外になることは当然であると考えております。

〔蓮実委員長代理退席、委員長着席〕

○山谷委員 そうしますと、政府は、報道及び著述にかかる一連の行為は、表現の自由との関連で、その表現方式・手段にかかわらず、義務規定の適用除外に含まれることに留意して運用する

で、その表現方式・手段にかかわらず、義務規定の適用除外に含まれることに留意して運用するといふふうに私自身理解いたしました。

主務大臣が報道を否かを判断するのではないかという危惧をお持ちの方も多うございます。というのは、報道の定義が狭いし、さまざまな時代の流れの中どうなつていくか、そのような権限を主務大臣が持つのはいかがかというような当然

の疑問でございますが、そのような危惧について

はどのようにお考えでございますか。

○細田国務大臣 御質問の、主務大臣が報道か否かを判断するということでございますが、そういうことを考えておるわけではありません。報道

機関による報道目的を一部でも含む個人情報の取り扱いは義務規定の適用が除外され、主務大臣の関与は明確に排除されておると考えております。

当該活動につきましては主務大臣の関与はあり得ませんので、主務大臣の存在を議論する必要はないかと思います。

また報道に該当するかどうかにつきましては、一義的には当事者、すなわち個人情報取扱事業者と本人の間で判断され、争いがあれば、最終的に裁判所で判断されるべきものと思います。

仮に、紛らわしい苦情が行政へ持ち込まれた場合どうするのかということになりますが、主務大臣に求められることは、個人情報の取り扱いに報道目的を一部でも含むか否かという極めて容易な判断であると思つておりますので、その点は問題はないのではないかとthoughtります。

また、三十五条一項におきまして、主務大臣は、権限の行使に当たりまして、表現の自由等を妨げてはならないと明記しております。

したがいまして、主務大臣が報道目的を全く含まないと誤って判断し、改善命令を発したとして提訴が可能であり、その場合、主務大臣の側で報道目的を全く含まないことを立証する必要があります。

なお、この場合の主務大臣とは、問題となつている報道目的を全く含まない活動、例え販売業、旅行業等に関するその事業を所管する大臣でございます。

○山谷委員 そうしますと、主務大臣が報道か否かを判断する、これは誤解である、判断しないといふことでございますね。続きまして、死者の個人情報について、きのうも私、宇賀参考人との間で質疑をさせていただい

たわけでございますけれども、死者の個人情報について、個人情報が生存する個人のものに限られておりませんけれども、これはどうし

てございましょうか。

○細田国務大臣 これは法案の基本的な考え方でございまして、本人の情報に関して、本人を対象としたまじめ、かつ、本人の権利利益の侵害を未然に防止することを目的としております。

死者の個人情報というのは、いろいろな形でこの委員会でも提起されておりますが、それは、例えばおじいさんが病院に入られて亡くなられた、しかし、御遺族の方がそれぞれの診療の内容だとか病状とか、そういうことについて情報を公開してほしいという問題であろうかと思いますが、これはまた別の、いろいろな医療関係の問題としてこのお話を今後検討していくべき問題でございまして、やはりこれは、本人から見た権利利益の保護ということに限定して考えるべきものだと考えたわけでございます。

○山谷委員 死者を開示請求権の主体とすることが制度上不可能だからこのような形ということをございますけれども、一方で、死者に関する情報は、医療等の分野において、遺族の方からカルテなどの開示を求める動きもあって何らかの措置が必要であると思います。今後、必要な取り扱われますと、まさにそうではないかという意見があると思います。

なぜこの適法な取得に関する規定がないのか。宇賀参考人は、委員として参加された行政機関等個人情報保護法研究会で議論があつたその経緯などを御説明いただいたわけですが、なぜ法律でも、その辺を改めてもう一度伺いたいと思います。

○松田政府参考人 法案に関する御説明でございますが、私は、私の方から御答弁させていただきます。適法かつ適正な取得に関する規定がなぜ法案に盛り込まれていないのかという御指摘でございま

すけれども、行政機関が法令を遵守して適法かつ適正に個人情報の取得に当たるべきことは日本国憲法のもとでは当然要請されるところでございまして、職員につきましても、国家公務員法の法令遵守義務等により規律されているわけでござい

ます。したがいまして、既にそういう法規範として存在しておりますので、新しい法案におきまして法律で改めて規定をしていないところでございま

す。したがいまして、既にそういう法規範として存

在しておりますので、新しい法案におきまして法律で改めて規定をしていないところでございま

に限らず、本人に極めて大きな影響があると申しますか、まさに本人の情報であると言えるような種類のものであれば、これは対象になると思っております。

○山谷委員 本日の新聞に、自衛官募集、防衛庁に名簿提供という記事が載っておりました。私は、昨日、宇賀参考人に、行政機関における個人情報の適法な取得に関する規定について伺いました。行政機関については、民間に比べてより厳

格な仕組みすることは当然であります。行政機関について個人情報を適法に取得しなければならないとの規定がないことにより、官に甘く民に

厳しい法規であるという意見がずっとあつたわけではなくてほしいという問題であろうかと思ひます。これはまた別の、いろいろな医療関係の問題としてこのお話を今後検討していくべき問題でございまして、やはりこれは、本人から見た権利利益の保護ということに限定して考えるべきものだと考えたわけでございます。

なぜこの適法な取得に関する規定がないのか。宇賀参考人は、委員として参加された行政機関等個人情報保護法研究会で議論があつたその経緯などを御説明いただいたわけですが、なぜ法律でも、その辺を改めてもう一度伺いたいと思います。

○山谷委員 新聞を読んだだけでございまして、私も実態を十分に把握しているわけではございませんが、記事によると、その四情報以外が漏れているということでござりますので、その辺はいかがでございましょうか。

○山谷委員 国の行政機関につきましては、住民票の写し、これは提出を求められたら出す、こういうことになつておりますので、その辺はいかがでございましょうか。

○山谷委員 新聞を読んだだけでございまして、私は法律に基づく政令で根拠がありまして、住

まして、職員につきましても、国家公務員法の法令遵守義務等により規律されているわけでござい

ます。したがいまして、既にそういう法規範として存

在しておりますので、新しい法案におきまして法律で改めて規定をしていないところでございま

す。したがいまして、既にそういう法規範として存

在しておりますので、新しい法案におきまして法律で改めて規定をしていないところでございま

これは都道府県知事や市町村長にも募集の事務の一部委託ができるんですね。また、それに関して、主務大臣は内閣総理大臣になるんですが、「自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」こういう根拠があるんですよ。それで、内々、防衛庁の方から各都道府県の募集事務主管部長に協力要請があつて、それに基づいて適格者情報を住基その他から出している。

我々としては、住基の四情報は、委員御承知のように公開情報なんですよ、氏名、住所、年齢、性別というのは。だから、それについて教えることは一向構わないことでございまして、自衛隊だからおかしい、自衛隊募集がいかがわしいなんということは一切ないんで、ちゃんと法律の根拠に基づいて求められれば協力している、こういう関係であります。

我々としては、住基の四情報は、委員御承知のように公開情報なんですよ、氏名、住所、年齢、性別というのは。だから、それについて教えることは一向構わないことでございまして、自衛隊だからおかしい、自衛隊募集がいかがわしいなんということは一切ないんで、ちゃんと法律の根拠に基づいて求められれば協力している、こういう関係であります。

私は、私は直ちには生じないと思つております。

○山谷委員 そうしますと、実態調査、そして、おかしいところがあれば是正ということをぜひお

思つております。

○山谷委員 これは、ではどうして起こつたのか。これはどうなさるおつもりですか、実態調査等々。おかしいところがあれば是正ということをぜひお

行政機関が個人情報を勝手に目的外に使い回すという主張、心配をする人がいて、これがまさにそうではないかということではないかと思います。

けれども、国家公務員法や刑法の罰則だけでは不十分で、新たに五十三条、五十四条、五十五条で処罰されるものが決められているわけでございますけれども、その罰則の三点を新たに設けた、しかしこのような実態、現実、それについてどのようない御意見、御感想をお持ちでございましょうか。

○片山国務大臣 旧法ですか、前の国会で議論された法律では、我々は、国家公務員法の服務規定と刑法の関係の処罰規定を運用すれば十分対応できる、こうすることを何度も申し上げました。

その過程でいろいろな御質問、御意見があつたものですから、具体的の権利利益の侵害があつて、犯罪ですから、構成要件というものがしつかり書かれてる、こういうことを何度も申し上げました。

知の議論があり、国会の外でもいろいろ御意見がありましたよ。

そういうことで、さらにこの関係の国民の信頼を増すためには、あるいは処罰規定を追加することがあつても、それはやむを得ない。また、与党もそういうお考へでございますから、与党と十分調整の上、五十三条、四条、五条を追加させていただいた次第でございます。

○山谷委員 改めて、その目的外利用・提供についての基本的なお考へをお伺いしたいというふうに思っています。

○松田政府参考人 現行法もそれから新しい行政機関法もそうでございますが、個人情報を収集あるいは保有するに当たりましては、法令の定める事務のために、かつ、できる限りその目的を特定して必要な限度を超えない、そういう基本原則で規定しているところでございます。

原則禁止いたしておるわけでございますが、次の三

原則にのつとりましてその例外を認めるということにいたしております、一つは、本人あるいは第三者の権利利益を侵害しないというのが第一点でございます。第二点目は、法令に定める他の所掌事務のために使うんだというのが第二点目でございまして、第三点目に、相当の関連がなければならぬということで、だれもが納得していただきれるような、そういう範囲にとどめていくというのが基本的な考え方でございます。

○山谷委員 行政機関における情報化の進展は大きく、また、これによって非常に行政の効率化も高められるわけでございますけれども、国民の行政に対する信頼を確保するために、改めてそのお考へ、覚悟のほどをお伺いしたいと思います。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

新しい法案の第一条、目的にも規定しておりますとおり、個人情報の保護というのは国民の権利利益に大変かかわりの深いものでございまして、行政機関におきます厳格な取り扱いを通じまして、そういう権利利益の保護に当たつてまいりたい、こう考へております。

○山谷委員 本当にそのような覚悟とそれからある種のスピードが求められているというふうに思います。

けさの新聞についても、実態調査としては是正といふのは、きちんとしたスピードでやつていただきなければ国民の不信感といふのはねぐえないわけでございまして、そのような例えばタイムスケジュールとか、何か御意見、フレームワークへの姿勢がございましたらお教いいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 とにかく必要最小限度というふうを考へてお互いやらなきやいけませんね。

新聞の報道が正しいかどうか知りませんが、必ずしも自衛官募集に必要不可欠でないようなことを教えてくれ、資料を出してくれば、こういうことはいかがかと思いますので、いずれにせよ、状況を調べまして、おかしい点があれば、改めてもう点があれば、それは改めてもらいます。

○山谷委員 いつごろまでに。

○片山国務大臣 スピードですね、できるだけ早くやります。

○山谷委員 この法律というのは、本当に行政の効率化の上で必要で、個人情報の保護ということも大事だというようなことで始まっているわけでございますから、こういうような問題はあつてはならないことと考えておりますので、ぜひ大臣のリーダーシップをお願いしたいというふうに思います。

これで質問を終わりります。

○村委員長 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。

○山谷委員 公明党の漆原でございます。

きょうは、野党案についてお尋ねしたいと思つております。同じ議員の仲間として、これだけ難しい法案をおまとめいただきて提出された野党の皆さんには本当に敬意を表しながら御質問をさせています。

まず、自己情報コントロール権ということについてお尋ねしたいんですが、余りメディアの方から評判がよろしくないというふうに私は認識しておりますが、四月七日付の読売新聞は、社説で「表現の自由」と矛盾する野党案」という大きな見出しをつけまして、野党案の問題点を指摘して、その中で、自己情報コントロール権については、「これについては、様々な学説があり、内容も法的性格も固まっていない。安易に法律に定めれば、取材活動への不当な干渉に道を開きかねない」。政府案から、「本人の関与」などを定めた基本原則が全面的に削除されたのもそうした恐れがあつたためだ」と批判をしています。

野党案の提出者の細野議員は、趣旨説明で、自己情報コントロール権を第一条の目的規定でございませんけれども、この自己情報コントロール権を第一条の目的規定に定めたことに対するメデイアの批判を野党の皆さんはどういうふうに御認識されているか、まずその認識を尋ねたいと思います。

○山谷委員 本当に必要最小限度といふふうを考へてお互いやらなきやいけませんね。今まで教えてくれ、資料を出してくれば、こういうことはいかがかと思いますので、いずれにせよ、状況を調べまして、おかしい点があれば、改めてもう点があれば、それは改めてもらいます。

○山内(功)議員 漆原議員にお答えいたします。まず、メディアの反応についてどういう認識を持っていますかという点からお話をさせていただきます。

確かに、マスコミの一部に、表現の自由の観点から自己情報コントロール権は不適当との見解があるのは承知をしているところでございます。しかし、一方、表現の自由の観点から、適用除外の仕方は政府案よりよほどいいというメディアの方の声もちょうだいをしたこともございます。ただ、率直に言いまして、まだまだ私どものPRが不十分だったかなと反省する部分もございます。

この委員会での審議を通じて、野党案に対して御理解を一層広げて、かつ深めていただければいいと考えております。

読売新聞の社説に関連しての御質問がございまして、長くなりますが、野党案では、具体的には、自己情報コントロール権の説明を含めてお話をさせていただきたいと思います。

この委員会でも既に何度も答弁をさせていただきましたけれども、野党案では、具体的には、自己情報コントロール権の制限の例外事由を政府案より縮小したり、利用目的の通知、公表については原則通知に見出しをつけました。その中で、自己情報コントロール権についてでは、「これについては、様々な学説があり、内容も法的性格も固まっていない。安易に法律に定めれば、取材活動への不当な干渉に道を開きかねない」。政府案から、「本人の関与」などを定めた基本原則が全面的に削除されたのもそうした恐れがあつたためだ」と批判をしていました。

たというふうに提案の趣旨を説明されておるわけですが、この自己情報コントロール権を第一条の目的規定に頭出ししたものでございます。

御指摘のとおり、自己情報コントロール権につきましては、その要件効果が学説においてもお検討過程にあることから、確定的なものとして明記はしておりません。しかし、社会的な認知の広がりを後押しする意味も込めて、その基本的考え方を十分に反映させることができたと思っております。

自己情報コントロール権は、確かに、表現の自由と緊張関係にあることは事実であります。しかし、だからこそ、政府案にはない「表現の自由を尊重しつつ」という文言を第一条に置いたわけで

ございます。具体的には六十五条で適用除外の範囲を広くことなど、政府案より格段の表現の自由について尊重されるものとなつたと考ておられます。

そこで、最後になりますけれども、読売新聞への反論はどうかということでございますが、早くから読売修正案を独自に提言報道し、結局、政府の皆さんもそれを参考にして踏み込んだ修正をされたという経緯がありますから、こういうような批判に、こういうような御主張になるのかなどいうふうにこの社説を読ませていただいております。先ほど述べた点について御理解がいただければと考えております。

○漆原委員 この自己情報コントロール権を法律上の権利として構成するということは、これは相手方に自己情報コントロール権に服する法律上の義務を課すことになります。メディアの観点から、メディアの側からすれば、メディアの取材・報道活動に具体的な義務を課していない旧法での基本原則でさえも、報道、取材の萎縮を生ずるとして、そういう危険、おそれを感じてメディアは反対された。しかし、今度、法律上具体的な義務が課せられることになるとすれば、読売新聞の社説のように、取材活動への不当な干渉に道を開きかねないという危惧をするのは私は当然ではないかと思います。

そこで、野党の皆さんにお尋ねしますが、旧法の基本原則でさえも、野党の皆さん、取材・報道活動の萎縮を招き、表現の自由を侵害するおそれがあるとして反対をされておりました。しかし、なぜ基本原則よりもより一層強い取材・報道活動の制限を招きかねない自己情報コントロール権を導入することになったのか。そして、そのことは、基本原則の削除と自己情報コントロール権との整合性についてそこを来すんじゃないかというふうに私は思いますが、御答弁をお願いします。

○山内(功)議員 私どもは、旧政府案はメディア規制の目的がかなり濃厚であったと思つています。そのことは、立法過程における自民党内の議

論の状況を見れば否定できない。この文脈の中では、主務大臣の果たす役割と相まって、たとえ具体的な義務を課さない基本原則ですらメディアの権利をもたらすと私どもが批判したのは至極当然なことだと私たちは今でも思つています。

一方、野党案は、第一条に「表現の自由を尊重しつつ」と盛り込んだことを初め、適用除外の仕方も目的で規定するだけにとどめ、幅広く表現の自由を保障する内容となっています。憲法でその優越的地位を認められている表現の自由といえども他の社会的法益との関係において絶対ではないことは、この法律で表現の自由は規制しませんという強いメッセージが流れています。

ですから、自己情報コントロール権の趣旨を盛り込んだことが、旧政府案の基本原則のような萎縮効果をもたらすものとは全く考えておりません。

○漆原委員 自己情報コントロール権を権利と言以上は、それに反対する立場、相対立する立場としてのメディア側からすれば、その権利に服する義務があるというふうに法律上当然なると私は思ふんですね。したがって、より強い義務がメディア側に課せられることになることには変わりがないというふうに私は思つております。

ところで、提出者は、自己情報コントロール権の内容について、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供に関し本人が関与する権利と説明されておりますが、個人情報の取得、利用、提供のそれぞれについて、本人が具体的にどのように関与する権利なのか説明をいただきたいと思います。

○山内(功)議員 本人の関与の具体的な場合を指摘してほしいということだと質問を理解させていただきました。

政府案では、利用目的の通知は原則公表によっておりまして、運用次第では、利用目的の通知は形だけで本人に周知されない危険性があると考えてあります。

野党案では、具体的には、例えば、目的外利用の制限の例外事由を政府案より縮小したり、利用目的の通知、公表については原則通知したりすることなどをしております。

そうした本人関与を充実させようという努力のよつて立つ考え方として、自己情報コントロール法案というふうに言つてもいいと思います。

「自己情報コントロール権といふことを明確に意識して、個人情報の乱用防止、適切な取り扱いの確保というところにいかに本人の関与を確保

野党案では、取得に際しての利用目的の本人に對する通知を個人情報取扱事業者に対して義務づけ、これに多額の費用を要する場合などにのみ具体的な義務を課さない基本原則ですらメディアの権利効果をもたらすと私どもが批判したのは至極当然なことだと私たちは今でも思つています。

一方、野党案は、第一條に「表現の自由を尊重しつつ」と盛り込んだことを初め、適用除外の仕方も目的で規定するだけにとどめ、幅広く表現の自由を保障する内容となっています。憲法でその優越的地位を認められている表現の自由といえども他の社会的法益との関係において絶対ではないことは、この法律で表現の自由は規制しませんという強いメッセージが流れています。

ですから、自己情報コントロール権の趣旨を盛り込んだことが、旧政府案の基本原則のような萎縮効果をもたらすものとは全く考えておりません。

○漆原委員 自己情報コントロール権を権利と言以上は、それに反対する立場、相対立する立場としてのメディア側からすれば、その権利に服する義務があるというふうに法律上当然なると私は思ふんですね。したがって、より強い義務がメディア側に課せられることになることには変わりがないというふうに私は思つております。

ところで、提出者は、自己情報コントロール権の内容について、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供に関し本人が関与する権利と説明されておりますが、個人情報の取得、利用、提供のそれぞれについて、本人が具体的にどのように関与する権利なのか説明をいただきたいと思います。

○山内(功)議員 本人の関与の具体的な場合を指摘してほしいということだと質問を理解させていただきました。

政府案では、利用目的の通知は原則公表によっておりまして、運用次第では、利用目的の通知は形だけで本人に周知されない危険性があると考えてあります。

野党案では、具体的には、例えば、目的外利用の制限の例外事由を政府案より縮小したり、利用目的の通知、公表については原則通知したりすることなどをしております。

そうした本人関与を充実させようという努力のよつて立つ考え方として、自己情報コントロール法案というふうに言つてもいいと思います。

「自己情報コントロール権といふことを明確に意識して、個人情報の乱用防止、適切な取り扱いの確保というところにいかに本人の関与を確保

人関与の重要性を第一条の目的規定に頭出しをいたものでございます。

ですから、自己情報コントロール権についての確定的な概念規定を第一条の目的規定の中に規定したものでは、野党案でもそういう規定にはなつておらないと御説明させていただきたいと思いまます。

次に、政府案では、開示、訂正等の方法については、単に「政令で定める」とだけ規定をしておらず、考えられない法案だと思つていています。

野党案では、保有個人データの利用目的等及び当該保有個人データの開示、訂正等の通知は原則書面または電磁的方法によつて行うべきことを個人情報取扱事業者に義務づけておりますし、明確性、証拠の保存が十分に担保されている内容となるつて思つています。

次に、政府案では、開示の例外規定が「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」となつており、拡大解釈のおそれがあります。また、本人から請求があつた措置を事業者がどうないときの理由の説明についても、一般的努力義務として規定されているにすぎません。

野党案では、例外規定を極力限定して、本人から求められた措置をとらない旨を通知する場合等には、理由を示すことが困難な事情があるときを除いて、その理由を説明すること、これを個人情報取扱事業者に義務づけております。

○漆原委員 ちょっと私の質問と答えが違うように思つてますが、もうちょっとと絞ると、例えばメディアの取材、報道に即して言えば、自己情報コントロール権に基づく本人関与といふのは、その取材、報道について具体的にどのように関与していく権利になるのか、もう少し踏み込んでお答えいただきたいと思います。

○山内(功)議員 野党案では、具体的には、例えば、目的外利用の制限の例外事由を政府案より縮小したり、利用目的の通知、公表については原則通知したりすることなどをしております。

情報保護法案と政府提案の個人情報保護法案の際立った違いについて一言で説明する場合、四党議員提案の個人情報保護法案は、自己情報コントロール法案といふふうに言つてもいいと思いまして。それから、あとは、今回答弁に立たれた達増議員はこう言つていますよ。「まず、「個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与する」という自己情報コントロール権を第一条の目的規定に定めました。」こう言つていますよ。

しかし、細野さんの提案理由だとう言つていますよ。「まず、「個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与する」という自己情報コントロール権を第一条の目的規定に定めました。」こう言つていますよ。

それから、あとは、今回答弁に立たれた達増議員はこう言つていますよ。「四党議員提案の個人情報保護法案と政府提案の個人情報保護法案の際立った違いについて一言で説明する場合、四党議員提案の個人情報保護法案は、自己情報コントロール法案といふふうに言つてもいいと思いまして。そうした本人関与を充実させようという努力のよつて立つ考え方として、自己情報コントロール法といふふうに言つてもいいと思います。」「自己情報コントロール権といふことを明確に意識して、個人情報の乱用防止、適切な取り扱いの確保というところにいかに本人の関与を確保

していくかというための法案でござります。」こう言つておる。

また、野党四党の共同の声明でも、今回の政府の修正して提出した法案においては、政府の法案は自己情報コントロール権を認めていないというふうに厳しく指摘をされて、野党は自己情報コントロール権を明記すべきというふうにきちっと言つていると私は認識しております。

だから、あなたの答弁とそのほかの、達増さんなり細野さんの答弁は違うのじゃないかというふうに私は思つてゐるのですが、どうなんでしょうか。本当に野党案は自己情報コントロール権といふのを認めてないんですか、いるんですか。はつきり答えてください。

○山内(功)議員 繰り返しになりますけれども、自己情報コントロール権は認めておりませんけれども、目的規定の第一条の中に自己情報コントロール権はこういう権利であるという概念規定まではしていないうことを先ほどから申し上げているわけでございます。

細野議員や達増議員の御主張、これは政治的な答弁、発言でございますので、私の方で既に何度も答弁をさせていただいておりますけれども、野党案では、具体的には、例えば、目的外利用の制限の例外事由を政府案より縮小する、利用目的の通知、公表については原則通知にしたりする、そういうような、本人関与を充実させる努力のよって立つ考え方として、自己情報コントロール権の基本的な考え方、すなわち、自己情報への本人関与の重要性を第一条の目的規定に頭出しをしたわけでございます。

自己情報コントロール権について、その要件効果が学説においてもなお検討過程にあることから、確定的なものとしては明記はしておりません。しかし、社会的な認知の広がりを、権利ですからね、これから守り育っていく、権利を認知する、そして広がりを持って後押しをしていく、そういう思いを込めて、その基本的考え方を十分に反映させることができたと思つています。

自己情報のコントロール権を認める、だからもう少しみんなで勉強して、そういう個人情報を大切なものとして扱うというような意識が個人にもう少しみんなで発生した場合どうなりますか、そういう権利が発生した場合どうなりますか、裁判された場合に裁判所はどう判断しますかといふような問題は起きなかつたと思うのです。

○漆原委員 野党案が自己情報コントロール権を認めた法案であるというふうに理解した上で、具体的に質問をさせてもらいます。

政治家とか高級官僚が社会的に重大事件を起こしてメディアの取材対象になつた、この場合に、自己情報コントロール権を根拠に裁判をして、取材ノートの開示とかあるいは誤りの記事の訂正を求めることができるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○山内(功)議員 取材ノートの開示、訂正と言われましたか。(漆原委員「そうです」と呼ぶ)はい。それについては、表現の自由を最大限に尊重して、報道の中身はもちろん、取材のあり方などについても一切規制を加える内容とは私たちではありませんので、御指摘のケースについては六十

五条一項で適用除外となつていて。つまり、取材ノートについても、提出、訂正、開示の申し立ては認められないということになります。

○漆原委員 私が聞いていたのは、この法案でどうなるかということではないんです。自己情報コントロール権を認めた場合に、自己情報コントロール権という考え方を認める方を認める、その考え方を立て立つ考え方として、自己情報コントロール権の権利としてそれを利用される可能性があるといふことなんですね。

今回の法律は、事業者の持つている個人情報に対する行政の事前監督のあり方というふうな感じの問題ですよね。しかし、自己情報コントロール権という概念を認めることになれば、それを根拠として立つ考え方として、自己情報コントロール権があるんだというふうに、自己情報コントロール権を認めてもいいとおっしゃる以上は、その調整原理はどうなつてゐるのか、そこをお聞きいたします。

○山内(功)議員 先ほどから私も質問の趣旨がわからないんですけども、裁判で使うかどうかと権利があるんだというふうに、自己情報コントロール権を認めてもいいとおっしゃる以上は、その調整原理はどなつてゐるのか、そこをお聞きしたいということで具体論を出したわけでございま

したがつて、あなたが、自己情報コントロール権があるんだというふうに、自己情報コントロール権を認めてもいいとおっしゃる以上は、その調整原理はどなつてゐるのか、そこをお聞きしたいということで具体論を出したわけでございま

す。

○山内(功)議員 先ほどから私も質問の趣旨がわからんんですけども、裁判で使うかどうかと権利があるんだというふうに、自己情報コントロール権を認めてもいいとおっしゃる以上は、その調整原理はどなつてゐるのか、そこをお聞きしたい

ます。

○漆原委員 これはきょうの朝八時ごろ先生に御連絡申し上げた件で、余り急だから先生お答えになれないかもしれません。平成九年に東電〇一事件という大変悲惨な事件がありました。東京電力に勤めている女性が殺害されたということなんですが、ある週刊誌が、この被害者が殺害される前どんな女性だったかといふことで、その私生活を詳細に暴いたという記事がありまして、夜は売春をしていたとか、あるいはその性生活を非常に詳細な記事にしたり、さらには被害者の裸の写真を載せたりした記事がありました。

こういう場合に、この自己情報コントロール権という権利をお認めになるとしたら、どんなふうな救済方法があるのかなといふうに私は思うんです。急な話で申しわけありませんが、もし印象としてお持ちであれば、感覚をお聞かせいただければありがたいと思います。

○山内(功)議員 例えば、昔、松本サリン事件のときには、河野さんの家族のことがいろいろ書かれましたよね。ある新聞については、家族関係も含めていろいろなことが書かれた。実際、もう真犯人みたいな書き方もされたわけなんですね。こういうケースも含めて、今の東電〇一殺人事件の際の報道のあり方、内容について、そういうメディアのあり方、報道のあり方として、これでよいのかなという思いは私自身も持っています。

しかし、野党案は、表現の自由を最大限に尊重して、報道の中身そして取材のあり方などについ

て一切規制を加える内容とはなっていないし、してはいけないと思つています。御指摘のケースについて、具体的には六十五条一項で、適用除外で解決される問題となつております。

松本サリン事件などをきっかけにして、報道被害について、メディアもみずから自主的にあり方を改革しようという努力が続けられていると聞いておりますし、私どもは、あくまでそうしたメディアの自主努力に期待をしております。

なお、もし名誉毀損等の問題があれば、先ほどからちよつと議論がかみ合つていないかもしれませんけれども、そういう名誉毀損とか慰謝料の問題等がございましたら、そのときは、民事、刑事の裁判で適切に判断されることも考えておりまし、そういうことで、議員が、例えば遺族で文句を言う権利があるのかないのかまでもし聞かれたいのなら、そういうようなことも含めて裁判所で適切に判断されると思っていますし、そういう裁判の問題とこの法案との問題の直接の関係はないものと考えております。

○漆原委員 あなたの言う自己情報コントロール権、野党の皆さんに言う自己情報コントロール権というのは、個人情報の取得、利用について本人が関与するという権利だということですよね。そうだとすれば、私は先ほどから何回も申し上げておるやうに、自己情報コントロール権という概念をお認めになるとすれば、この法案を離れて、あなたたの言う自己情報コントロール権でもつて、東電O.I.事件のような被害者あるいは松本サリン事件の河野さんのような被害者を救う方法は何かあるんですか、ないんですかという問い合わせなんですが、いかがですか。

○山内(功)議員 ですからそれは、繰り返しになりますが、報道機関、メディアの側の自主努力に期待をするということ、そういう名譽毀損等にかかる場合には、家族、御遺族の感情的な問題を含めて、裁判所で解決する方法も残されております。

○漆原委員 議論がかみ合わない、私の申し上げ

ておることが理解されていないようなんですが、自己情報コントロール権の内容が、この具体的事案で説明が明確にできないことは、やはり私は、表現の自由との調整原理がまだ明確になつてないということを指摘せざるを得ないといふふうに思います。

最後に一点だけお尋ねしたいんですが、野党案六十五条の「適用除外」、第一項ですか、「報道」という言葉が使われておりますが、野党案では、提案者は報道ということをどのように解釈されているか、お尋ねしたいと思います。

○山内(功)議員 まず、政府案では、「報道」を「不特定かつ多数の者に對して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）」と定義しております。我々、野党案提出者として、報道の意味の中核的なものとしてこれが必ずしも得を得ないと考えるものではないんです。

しかし、我々は、次の理由によつて野党案の中に報道を実は定義しておりません。これは、一つには、国民の知る権利に奉仕する報道の意味について、国の法律で定義を設けてこれを限界づけるということが懸念があつたからでございます。特に、政府案で、「客観的事実を事実として知らせる」と……

○漆原委員 ちょっと失礼。自分の出した法案の解釈を聞いているわけであつて、あなたが報道という言葉を使って法文を書いたわけだから、その報道は何かということを聞いているんであつて、それをお答えください。

○山内(功)議員 わかりました。

野党案で報道の定義は何かというと、不特定多数の人に対して事實を知らせること、これに基づいて意見または見解を述べること、事實をめぐつて交わされる議論を広く伝えること等でございました。

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○村井委員長 この際、お諮りいたします。各案審査のため、政府参考人として防衛庁長官出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○村井委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○村井委員長 続いて、横路孝弘君。

○横路委員 防衛庁は、昨年、国民のいわば個人情報に関する問題を起こしまして、いわば違法収集ということをめぐつてあれほど議論がされたわけであります。ですから、個人情報に関して何をやってはいけないのかということは明確に認識されたはずなんですねけれども、その後どうも内部チックをしたのかどうか。今回の事件を見ますと、結局、何もしていなかつた、何の反省もなかつたということを示しているのだろうと思ひます。内容について、まず防衛庁の方にお尋ねしたいと思うのですが、まず提供を受けた募集のリストですが、それはその後どのように取り扱われたのか。電算処理されているのか、あるいは紙のままなのか。あるいは、提供を受けた方法はフロッピーディスクをしたのか、紙で受けたのか。提供を受けたり受けたのか、そのまま現在も保存されているのかといった点について、まずはお答えをいただきたい。

○宇田川政府参考人 委員の御質問は、きょうの新聞報道があつた件だと思いますが、地方公共団体から提供を受けた形式は紙であります。それから、それをどういうふうに扱っているかについては、今調査中でございますが、主として紙であるというふうに考えております。いずれにしても、現在、調査中であります。

○横路委員 地方連絡部と県とが二〇〇〇年の十一月に作成をした「自衛官募集事務の手引」ということで、その内容なわけですが、これは名前、

住所、生年月日、性別のほかにどんな情報を収集したんですか。

○宇田川政府参考人 委員御質問の募集の手引については、それぞれ地方連絡部と都道府県と、作成しているところ、作成していないところもござりますが、今の御質問、氏名とか住所のほかに、ある一つの例としましては、「住民票に記載されている住所、氏名、生年月日、世帯主との統柄及び世帯主氏名のほか、職業、健康状態、技術免許等募集上参考となる事項で判明しているものを含むものとする」というような記述があるものがございます。

ただ、これにつきましては、必ずしも募集について必須のものではないという観点から、昨年の十一月から、住民票で必要なもの、例えば住所とか氏名とか生年月日それから性別、これにとどめられたはずなんですねけれども、その後どうも内部チックをしたのかどうか。今回この事件を見ますと、結局、何もしていなかつた、何の反省もなかつたということを示しているのだろうと思ひます。内容について、まず防衛庁の方にお尋ねしたいと思うのですが、まず提供を受けた募集のリストですが、それはその後どのように取り扱われたのか。電算処理されているのか、あるいは紙のままなのか。あるいは、提供を受けた方法はフロッピーディスクをしたのか、紙で受けたのか。提供を受けたり受けたのか、そのまま現在も保存されているのかといった点について、まずはお答えをいただきたいと思います。

○宇田川政府参考人 今御指摘の件につきましては、県の方と当方の地連との共同で作成していることになつておりますので、ちょっとと相談させていただきたいと思います。

○横路委員 今御答弁がありましたように、その募集マニュアルの中に、いわば募集というのは雇用ということですね、雇用に關して、例えば世帯主の情報であるとか健康状態であるとか、あるいは石川県とのケースですと、技術免許とか、特に問題なのは健康状態とか世帯主の情報といったような情報が提供されているということなわけですか。これはせひ出してもらわなければいけない。もし訂正されているならば、訂正前のと訂正後のをあわせてぜひ出していただきたいと思います。

ざいますが、私、帰った後、関係先と積極的に調整したいと思つています。

○横路委員 委員長、これ、委員会としても、提出するようにひとつ理事会で協議して、要求していただきたいと思いますが。

○村井委員長 理事会でお預かりさせていただきます。

○横路委員 自治体から獲得したリストというのは今回の法案に定めた個人情報ファイルに当たるのかどうか、そのリストは総務大臣に対する通知義務の対象となるのかどうか、この点はどうですか。

○宇田川政府参考人 委員御指摘の、地方公共団体から提供を受けた氏名、生年月日等を一覧にした場合には個人情報ファイルに当たるというふうに考えますが、しかしながら、総務大臣への報告につきましては、たしか現行法上適用除外になっていると思います。

○横路委員 その個人情報、今四つだけ挙げられたわけですから、それ以外の情報も含んであるわけですね。そうすると、やはりそれは、プライバシーの保護ということからいうと大きな問題があるわけとして、これは防衛省限りでもつて自由に何でもできるということじゃないわけですか

○宇田川政府参考人 現行の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の第六条の「個人情報ファイルの保有等に関する事前通知」であります、これの二項の三号に、「行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）」こういふふうになつております。

○横路委員 いやいや、今審議している法律案はどうなるんですかと聞いているんです。  
○松田政府参考人 今、けさの新聞との関連につ

きましては、ちょっとと詳細を私ども把握いたしておませんので、御説明しかねるわけであります

が、仮に電算機で処理された個人情報ファイルでありますとしまして、そういうものにつきまして、一定のものについて事前通知を総務大臣にすることになります。

○横路委員 方から答弁ございましたように、現行法におきまして事前通知の適用除外の対象外になつておられる方、つまり「行政機関の職員又は職員であつた者」、いわゆる人事ファイルにつきましては事前通知の対象外になつております。

○横路委員 なつておられます。新しい行政機関法におきましては人事ファイルにつきましては事前通知の対象外になつておられます。

○横路委員 も、同じように、人事ファイルにつきましては事前通知の対象外になつております。

○横路委員 しかし、これはまだ採用されている

わけじやなくて、その対象者、つまり満十八歳以上上の対象者ということでしょう。それも同じよう

な扱いになるんですか。それはおかしいんじやないですか。いずれにしても、これはこれからさら

に内容をしつかりと調査していくだけで、その結果に基づいて、今の点などを含めて議論したいとい

うように思います。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

情報公開法におきまして、これは一般論でござ

りますが、個人情報は非開示になつておりますの

で、何人も個人情報に関して開示請求をするこ

とはできないわけでござります。

○松田政府参考人 ただ、今御指摘のものが、先ほど申し上げまし

たように、第二項第三号の人事ファイルということがありますとしますと、その事前通知の対象外といふことになつて、公表の対象外になつております

うことで、開示請求の対象にならないということございます。

○横路委員 これは、本人が知らないうちにリストに挙げられるわけですね。そして、住民基本台帳に記載されている以上の情報もそこで集められるということでございますので、それに対して何の権利もないというのは、まさにこの法案そのもの問題点だらうというように思います。

○横路委員 総務省の方にもちょっとお尋ねしたいんですけども、今回の、先ほど大臣も四つの、住所、氏名、生年月日、性別以外の情報についてはやはり必要ないんじゃないかというお話をされました。

私は、プライバシーの保護という観点から、雇用についてもどういう情報を集めていいかという

ことは、これは厚生労働省の方でも一定の方針、指針というのがあるわけですが、今回の

行為というのは、例えば今回の法律の三条、行政機関というのは利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない、こういう規定もあるわけで、やはり非常に問題が多い、

行為といふのがあるわけですが、今回の行為といふのがあるわけですが、今回

の集めた内容については、私はそう思いますが、これでも、総務大臣、いかがですか。

○片山国務大臣 実情を防衛庁の方でしつかり調査してもらわないと今一概に断定はできないと思

いますけれども、健康状態などというのは、自衛隊員にするかせぬかで一つのあれかもしれませんね。

しかし、御両親がどうだとかというようなことは必要あるのかどうか。これも、どういう調べ

方をして、どうやつてあるのか、この辺はしっかりと調査した上で我々としては対応を決めたいと思

いますが、私は、何度も言いますように、住基の情報を全部とつたわけじゃないんじやしよう。市町村が資料の提供を求められて住基の中の四情報

を提供したということはあると思いますが、私は、四情報ぐらいが個人的には適当ではないかと思つております。

○横路委員 結局、次のことも関連していくわけですけれども、今回の法案の中で、例えば個人情報の利用の中止というのを求める請求の対象にあります。

○片山国務大臣 何度も局長が答弁していますよ

うに、人事情報は、これは適用除外なんですよ。これは採用についても同じなんですよ。だから今の利用停止だととかということになるのかどう

か、もともと適用除外なんですから。その辺は御意見としては承っておきます。

○横路委員いや、例えば採用試験をやるということで、採用してもらいたいということで申し出するケースとは違つて、これは勝手にですよ、勝手に防衛庁の方が、十八歳以上の者、だれがいるのかということで、条件を付してリストをつくつたというわけですからね。どうも今までおつしやつている点とは違うんじやないかと私は思

りますよ。

○村井委員長 いざんと、これは非常に大きな問題でござりますので、しつかり調査をしていただいて、

その調査に基づいて審議をしていかなければいけない、集中した審議も必要だろうというよう

に思いますが、委員長、いかがですか。

○横路委員 いや、委員長、これはやはり集中して議論をして内容を明らかにする必要があると思いますが、委員長、いかがお考えですか。

○村井委員長 委員の御意見として、とりあえず承つておきます。

質問をお続けください。  
○横路委員 防衛庁の方、結構でござります。  
○横路委員 それでは、個人情報保護法について質問をし

てまいりたいというふうに思います。

○村井委員長 今回の個人情報保護法、一体、個人情報を何か守ろうとしているのかということで、保護法益は何かという議論がありました。いろいろ議論しておりまして、結局、細田大臣の方は、プライバシーを含む個人の情報に関する権利利益の保護というふうにお答えをされました。プライバシーを

含む保護ということで、プライバシーの権利といふところまでは御答弁されませんでしたが、まあ大体、保護法益としては、やはり個人のプライバシー並びに権利利益を保護するというのが保護法益だと思いますが、よろしゅうございます。

○細田国務大臣 本法案は、制度全体として申しますと、IT社会において個人情報が不適正に取

り扱われることによって侵害されるおそれのある個人の人格的、財産的な利益を保護しようとするものであります。

先ほど来、自己情報コントロール権とか、今御質問のプライバシーの権利という御指摘がございました。非常に幅広いいろいろな概念で、多くの学者あるいは判決においてもこういうことが言われております。定義上いろいろな人によつても使い方が若干違うと思いますが、当然ながら、自分の個人情報が不適正に取り扱われることによって侵害されるというものは、一種の、大きな意味でのプライバシーの権利であると思っております。

○横路委員 この保護されるべき個人情報というのは、非常に幅広いわけですね。

例えば個人のプロフィールの情報というのは、氏名とか生年月日、住所、電話番号、あと趣味とか学歴とか、出身地とか、病歴とか、家族構成などがありますね。それから、生物学的な特徴といいますか身体的な特徴といいますか、身長とか体重、あるいは、これからきっと問題になつてくるでしょ遺伝子情報とか、それこそ今議論された健康状態。

それから、個人の社会生活上の情報といふものもあると思いますよ。どんな仕事をしているのか、社会的な地位はどうなかといったようなこと。それから、個人の経済活動に関する情報もありまますね。所得がどうかとか、金融の取引をどうしているのか、保有するカードはどんなカードを持っているのか。あるいは社会的な活動に関する情報。例えば、犯罪歴があるのかないのかとか、どういう団体に所属しているのかとか。それから思想、

信条でいうと、支持する政党はどうなのかとかいふような、本当に幅広い個人情報があります。

しかもこの情報は、過去の情報もあるし現在の情報もあるし、あるいは未来の情報もあるわけで、例えばこれから結婚するとか家を建てるとかいうような未来の情報も入つて、そういう意味では、非常に幅広い情報があるわけですね。

問題は、そういう情報の中で、他人に知られたくないと思う情報というのがやはりこの法案でも対象にすべき非常に大きなところだと思うんです。

政府の方で、これは総理府の方ですか、やつた世論調査を見ますと、他人にできるだけ知られるくない情報というのは、一番が、年収とか納税額とかという財産状態ですね。二番目は、家族、家庭生活の状況ということですね。それから三番目が、支持政党とか宗教などの主義、信条ですね。それから、病歴とか身体の障害などの記録といったような点が知られたくない情報だということで、これは大体世論調査の同じ傾向が出ていて

す。

○横路委員 この保護されるべき個人情報というのは、非常に幅広いわけですね。

大臣、まず、こういう結果、国民がこういうのは知られたくないよといつて出されている情報をどう受けとめられるのか。そういう国民の要望にしつかりこたえることになつてはいるのかどうかといふのが中心になるわけでございますが、どのように受けとめられておりますか。

○細田国務大臣 横路議員がお尋ねになられましたことは、実は、昨年以来私が何度もお答えしていることと大変マッチする御質問でございまして、一人一人思いが違うと思うんです。しかし、今、情報のいろいろな漏えいが相次いでいるわけでございますが、名簿が一種の商品のように売買されている、当人の意思とは関係のないところで売買されている、こういう現実をまずどのように受けとめておられますか。

○横路委員 政府案は、そういったそれぞれの個人の情報に

ついてプライオリティーを付するのではなく、いずれにしても、本人から、こういった問題について多量に情報を扱うような者に対してさまざまに権利が行使できるようなことを付与するという意味で、非常に幅広い概念を採用しているところが特徴であると思います。

私は、先国会で実は答弁しまして、生命保険会社に自分の健康状況を非常に細かく出したり、クレジット会社に細かい財産状況を調べられたり、センシティブ情報じゃないぞなんという反論を受けて、私、審議も一時とまるぐらの御批判をいたしました。

しかし、今の御指摘のように、さまざまな個人情報は、同じような価値観を持つて、しかも個人によって違うという意味では、非常に私は議員の御質問の趣旨と同じような感覚を持っております。

○横路委員 それで、その問題は、そういう知られたくないという一人一人の思いが、では、今社会の中でしっかりと実現していかるのかどうかということ、この法律案がそれを実現することになるとどうかということで、ちょっと具体的に名簿の売買の問題について御質問をさせていただきたいと思います。

今、情報のいろいろな漏えいが相次いでいるわけでございますが、名簿が一種の商品のように売買されている、当人の意思とは関係のないところで売買されている、こういう現実をまずどのように受けとめておられますか。

○細田国務大臣 インターネット上のものも含めまして、非常に名簿の売買等が行われておるわけになりますし、御自分で病歴、診断歴その他健康情報についても非常にセンシティブだと言ふ方もおられます。それから、社会的な背景、出生とか、その他のさまざまな信条、思想とかそういう問題でございます。

○横路委員 本法案では、偽りその他不正の手段による個人情報の取得を禁じるとともに、個人情報取扱事業者が個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得るか、本人の求めに応じて

トアウトと言つておりますが、一定の要件または手続を満たす場合のみ第三者への提供を認めるこ

ととしております。したがいまして、本法案によりまして個人情報の取り扱いに関する一定のルールが設けられることによりまして、これにつきましても適正な利用環境が整備されるものと考えております。

今まで、八年間で八十件ほどの事件といいますか事例が起つておりますけれども、その中のやはり一番質の悪いものは故意に、収集した個人の名簿等を、対価を得ることが多いようございますが、他人にあるいは他の企業に渡してしまって、この事件が今起つております。

この事件が今起つておりますと、これに対する必要があると考えているわけでございます。

○横路委員 消費者の人たちが非常に不安に感じていることというのは、どこから商品やサービス購入の電話がかかってくるとか、ダイレクトメールを送つてくるとか、あるいはセールスに來た人が自分の情報を物すごく詳しく知つていると

かうような不安というものが、あるわけですね。ですから、一体、ずっとと流れている情報というのをとめることができるんだろうか、どこにどういう情報があつて使われているのかということを知りたいけれども、どうやつたら知ることができるんだろうかというような不安というのは国民の中にあると思うんですね。

そこで、大臣に、きのう政府委員室の方を通じて、インターネットのホームページで名簿を売買している業者のリストを、リストといいますか内容をとつて、ごらんいただくようにということで御連絡しておきましたが、大臣、これは目を通されましたですか。（細田国務大臣「はい、名簿」と呼ぶ）

これはある会社のものでけれども、これを見ますと、中に、例えば非常に問題だなと思うのは、キリスト教の教会員の名簿、だれがキリスト教の会員であるかという名簿ですね、それから歯医者に通つてはいる通院者の名簿、それから瀬戸内寂聴

さんの講演会に参加した参加者の名簿、もちろん多重債務者、それからサラ金やマルチの会員がどういう人であったのか、あるいは身体障害者の人のデータ、これは一万人ぐらいですか、名簿をそこで売買しますよということになっているわけですね。

こういう現実にあるということをどのようにお考えになられますか。

○細田国務大臣 今御指摘になつたような中身は、やはり、この法律上、保護されるべき個人情報であろうと思いますので、こういうことこそ対応していかなければならぬと思っております。

ただ、もちろん、案件について、規模というのも今この法律は考へておられます。つまり、米屋さんや魚屋さんや本屋さんが、顧客の、お得意さんのリストを今はコンピューターに入れるというような時代でもござりますし、一定規模以上の情報処理をして提供するような業を対象としておるわけでございますけれども、その中には、たゞえ量が少くともこれは大変問題だというものもあると思いますね、こういったものについては。

ですから、一般法としては私どもの今考えていところで個人の権利を保護するということも必要でございますし、場合によつては個別の法律であるかと思います。これは今後の課題であると思っております。

○横路委員 こういういわば非常にセンシティブな情報、教会の会員であるかどうかというのは、個人の思想、宗教、信条に関するデータですね。あるいは、講演会にだれが出席しているのか、瀬戸内さんの講演会に出た名簿というはどうやって手に入れられたのかわかりませんが、四千名を超える名簿だというように表示されていますが、大体、こういうことが売買の対象になるということ自体どうなんですか。今度の法律でこれはどうできるんですか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。ちょっとと条文の内容の話でございますので。

まず、こういう名簿業者にリストが流れるといふふうに考えております。

そこで、従来御説明しておりますように、本来、そういうリストが有効に使われていたというか、個人情報取扱事業者の中から第三者に提供される限りは目的外に提供してはならないという義務がかかるっております。ですから、これらの義務違反の場合は、例えば、原則として、本人の同意がない限りは目的外に提供してはならないという義務がかかるております。ですから、これらの義務違反といふことになると、それはそれで是正が求められることがあります。

それからまた、名簿業者自体どうなのかという問題があらうかと思います。名簿業者も、個人情報を取り扱う業の用に供しているというようなことが判断されば、もちろん個人情報取扱事業者といふことでこの法律で規制を受けることになると、いうことになるわけでございます。

○横路委員 今回の法律案の制定を一番楽しみにして待つてるのは名簿業者なんですね。要するに、これでもって適法業として認められる。しかも、ほとんど規制の枠はまらないで自由にできるわけですね。これはやらなければならないという場合であるかと思います。これは今後の課題であると思っております。

例え、今話した、現在インターネットのホームページでこういうふうに売りますよと言つているわけですね。これに対して何かチエックをかけられるんですね。これに対して何かチエックをかけられるんですか。もちろん、本人の了解など、そんなものは得ていないです。

○横路委員 こういういわば非常にセンシティブな情報、教会の会員であるかどうかというのは、個人の思想、宗教、信条に関するデータですね。あるいは、講演会にだれが出席しているのか、瀬戸内さんの講演会に出た名簿というはどうやって手に入れられたのかわかりませんが、四千名を超える名簿だというように表示されていますが、大体、こういうことが売買の対象になるということ自体どうなんですか。今度の法律でこれはどうできるんですか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。ちょっとと条文の内容の話でございますので。

ただ、これも大臣から重々、前からも御説明しておるところでございますが、いわば個人の人格に非常に密接にかかわるようなそういう微妙な情

報、こういったものについては、やはり、まず業界ごとに自主的な改善努力、それこそガイドライン等々、きめ細かい取り扱いの基準をつけていたり、それは現行法でも対応は可能でございますので、そついたことを各省庁が強力に推進していく。それに加えて、法律制度上より厳格な、例えば本人同意なんかが必要であるということであれば、個別の法律で推進していく。そういう必要があるうかというふうに考えているところでございます。

○横路委員 この情報を見ていてますと、例えば「豊島区一人暮らしの老人」という名簿があるんですよ。こういうものというものは本当に犯罪にも使われるかもしれないですね。内容を一つ一つ言いませんけれども、あるいは結婚を希望している人とかも、どこぞ大学のOBの独身者の名簿とか、そんなものまで出て売られているわけですよ。今いろいろの法律で、本人の同意とか、こんなもの本

人の同意があるはずがないわけで、勝手に使われるわけですね。これに対して何かチエックをかけられるんですね。これに対して何かチエックをかけられるんですか。例えば内容は、身体障害者のデータ、一万人以上の全国の名簿がありますよというのが出ています。これについて何かチエックをかけられるんですね。もちろん、本人の了解など、そんなものは得ていないです。

○横路委員 こういういわば非常にセンシティブな情報、教会の会員であるかどうかというのは、個人の思想、宗教、信条に関するデータですね。あるいは、講演会にだれが出席しているのか、瀬戸内さんの講演会に出た名簿というはどうやって手に入れられたのかわかりませんが、四千名を超える名簿だというように表示されていますが、大体、こういうことが売買の対象になるということ自体どうなんですか。今度の法律でこれはどうできるんですか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。ちょっとと条文の内容の話でございますので。

○五味政府参考人 お答えいたします。

金融分野における個人情報の保護につきましては、今お話をサラ金も含めまして、関連法令あるいは検査マニュアル、事務ガイドラインで、顧客情報管理の体制あるいは他者への伝達に当たつての守秘義務、例えば本人の同意の取得等に関する規定を設け、検査・監督を行つております。具体的にどのようなものが出でるのかわかりませんけれども、当局としては、こうした観点から、顧客情報の厳正な管理ということを検査・監督・指導してきておるところでございます。

○横路委員 こういう多重債務者の情報を手に入れてどうするかという、いわゆるやみの金融の人たちがそこになお金を貸す電話をするわけですね。返済期日なんかを見て、その直前に集中して電話をするとか、あるいはサラ金に行って断られた名簿なんというのもあります。そういうのを今度やみ金が手に入れてやるということで、いずれにしても、これがいろいろ問題なのは、犯罪に使われかねない要素があるということなんですね。

○横路委員 こういう多重債務者の情報を持った後でお話しします。

それで、もう少し具体的に。金融庁、来ていましてから、厚生労働省に、この名簿の中に身体障害者のデータと歯医者に通つている通院者の名簿というのが載つてあるんですけども、前に厚生省の方で、やはり医療関係の情報が漏れて、いろいろと調査されました。結論は、どうも何か、見ていると、要するにわからなかつたというだけの調査結果になつていてるわけですね。それで、この名簿の中でサラ金、つまり、いろいろなサラ金の会社がありますが、そこでも、そこの会員である会員名簿、それから多重債務者の名簿といふような名簿が全部出でています。これだけで百二、三十万ぐらいの人数になるわけですね。けれども、こういう身体障害者のデータとか病院に通院している通院者の名簿というようなことについてはどのように考えられますか。

○水田政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働行政分野におきます個人情報保護に関しては、先生御指摘のとおり、医療分野を初

めとしまして、特に保護が必要な分野が多いといふことがございます。そういうことから、これまでも、医療従事者の守秘義務の整備でありますとか指針の策定等を行つてきているところでござります。

御指摘のような、患者でありますとか障害者の方々の情報につきましては、まずは、こうした情報を取り扱う医療従事者でありますとか公務員の守秘義務の徹底を図るということが重要であると考えております。

○横路委員 大臣、例えばここの中でもセンシティプな情報というのはたくさん入つてゐるわけです。ですから、こういう情報の収集をやはり禁止するということをこの法律の中でしっかりと規定しないところいうものが起きてくるというように思います。

私は、まずやはりこいつ情報の、これははつきりしていいます。どういう情報か、何か類型できないとかいう御答弁ございますが、もうはつきりしているわけで、どこの宗教団体の会員であるかどうかとか、身体障害者であるかどうかというようなことについてははつきり類型としてもするわけですから、やはり、そういう情報の収集はだめだよということを原則としてもはつきりしなきやいけないと思いますが、大臣、どのようにお考えですか。

○細田国務大臣 今言われたような例は、当然、政府案におきましても厳しく管理し、また取り締まらなければならないようなたぐいの問題であると思っております。

また、この中の、いわゆる多重債務者とまでは言えないにしても、ある会合に出たとか、個別のそういうものについては、御存じのように、ある外国有名政治家が来たときに、ある大学で入り口で名簿をみんなとりまして、それが二つの大きな訴訟になつて、今、プライバシーの権利の関係で最高裁で審理されていることはお聞き及びかと思ひますけれども。

個人を救済するさまざまな手段も包括してとる

べきでございますし、医療機関からこれが漏れたことが明らかなような場合には、当然医療機関の問題として処理するべきでありますし、多重債務者の問題についても、これは金融の問題としてさらには管理をすべき問題であると思います。

私どもも、もうこれは絶対にセンシティプなんだからセンシティプ情報である、あるいは自己情報コントロール権の問題であるという野党のお考えは一つのお考えだと思いますけれども、結局、効果としては、政府案も、こういったものを当然管理し、さまざまな措置をとれるようになつておられます。

○横路委員 ただ、この法律でこういう名簿業者の人を取り締まれないでしよう、このいろいろなセンシティプな情報を集めて売買しているような人たち。この法律では規制対象にならないんじゃないですか。

○細田国務大臣 私どもとしては、これらの状況につきまして、本人に注意を喚起し、あるいは行政がこれを管轄して、やはり幅広く世の中に問うていく必要があると思っております。私は、主務官庁もこういう場では積極的に働くべきであると思つております。

○横路委員 結局、記載された本人に無断で名簿を提供する行為なわけですね。ここで、いわば利用目的の本人通知または公表と、本人の同意かで

か、それから何のために使うのか、あるいは苦情の先はどこへ行けばいいかとか、そういうようなかわる意味合いを持つわけでしょう、公表というのは。先ほど言いましたように、我々、全く知らないうちに名簿が売買されていて、どういうぐあいに流れていって、どこにあるのかわからないわけですね。

一つお答えいただきたいのは、希望すれば自分が情報を名簿から削除できると今説明されました。が、本人の了解を得てないわけですから、だれも自分の氏名が出回っていることすら知らないわけですよ。多分、この中に載せられている人だって、知らない人がたくさんいると思うんですね。そうすると、一体どうして公表すること自身が本人の関与が適切になされたことになるのか私はよくわかりません。これは、ホームページに今言ったようなことをちょっと載つけることがどうして本人の関与が適切にされたということになるんでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

すべての場合において、本人が、自分の情報がどの業者にどういう形で保有され、どういう形で利用されるかということをそんなに簡単にともと見れるものではないと思っております。ただ、多くの場合は、紛争が現にあるか、あるいは紛争が起きる可能性がある、そういう事態が多いかと思つております。そういう場合には、やはり、自分の情報があの事業者に持たれているんじゃないかとかいうような事前の情報があり得る場合が多いと思います。

そういった場合は、やはり、心当たりの事業者に対して、そこにまず公表されているファイルの名簿のようなものを見せてもらうとか、あるいは、具体的な場合には事業者に直接照会していただく

という形でもいいかと思いますが、そこで見当をつけさせていただいて、あとは法律に基づく手続で請求していただくということができると思つていてます。そして、当面私どもはそれで十分ではないかなと思っています。

○横路委員 前の藤井さんの御答弁は、まず、直接個人情報を取得する場合、その場合は本人が提供者ということになるわけですから、そのときには本人が同意するかしないかということはあると思うのですが、それ以後、この情報が流れていった場合ですね。通知、公表という趣旨は、やはりそれ以後の本人関与といったものが適切になさる、そのためのいわば基盤となるわけですが、いまして、そういう観点からは、本人が知りうると思えば知られる状態に確実にしておくといふことが大事なんだということで公表制度を導入したということなんですね。

しかし、例えば身体障害者の人が、自分の名簿はどこにあってどうなのかということは、そんな公表を例えはある業者がしたとして、どうして知ることができるものでしょか。私は、全然知ることはできないと思いますよ。例えば、その名簿に出ているかどうかというのは、個人名から検索するような機能というのは、どこにもないんですけどね。だから、削除してくれとかいう要求ができるよ。だから、削除してくれとかいう要求ができるけれども、そういう機能というのはないわけですから、自分で見つけ出さないといけないわけでしょう。

だから、本人に通知すれば、通知を受けた段階でわかるわけですけれども、公表という手段じゃ全然やはり本人はわからないまま情報が勝手に流れることになるんです。それが、この通知または公表という十八条のところの大きい問題ですよ。ほかにもありますけれども、この点はどう考えますか。

○細田国務大臣 本人が関与する問題についてはおっしゃるとおりでございますが、別途、三十四条の規定に、勧告、命令、罰則等が設けられていますか。

るんですが、その前提として、例えば二十三条、「個人情報取扱事業者は、」云々と、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」この二十三条に違反をするということで、これは、三十四条の規定により、主務大臣がこのような事実を認め、かつ大量のデータによる移転が行われる場合には、必要な措置の勧告を行い、これに措置をとらない場合に命令を行い、さらに罰則を設けるようになつております。

○横路委員 しかし、公表したからということでもちゃんと責任を果たしましたよということになると感じないです。

○横路委員 ただ、先ほど来の問題につきましては、この二十三条の要件がそれぞれございまして、その要件に当然当たるものと考えております。

○横路委員 ですから、問題なのは、本人の同意なくして第三者に対し、しかも目的外で使用するという場合ですよね。それが売買という形をとつて流通して流れているわけですよ。これは非常に高い対価ですよ。一万件ぐらいると五十万ぐらい払わなきゃいけないようなことになつています。しかし、それでも欲しい人はいるんでしょう。

さつきの一人暮らしの老人の名簿などというのには、あるいは証券会社とかそういうようなところでは手にして、セールスをしたりするようなことに使つてゐるかもしません。あるいは犯罪者が目をつければ、これはひとり暮らしなんだというのはわかるわけです。住所も氏名も全部わかるわけですからね。そういうことにもなりかねない。やはり非常に問題が多いわけですよ。

そのところは、やはり第三者に対する目的的の使用ということなんですね。第三者に対する目的的外使用、これはやはりしつかり本当は禁止するということにすると問題はかなり解決できるということでございますが、この点はどうですか。

私は、だから、センシティブ情報について収集

を禁止するということ、それから第三者に対する目的外の使用ということ、これは非常に問題がありますので、これをやはりしっかりと制限するといふことがなければ、こういう情報ますますこれはひどくなりますよ。

そして、本来この法律をつくった趣旨は何なのかなというと、細田大臣の答弁は繰り返し繰り返しますが、申し上げたいのは、政府案の第二十三条の第三者への提供制限でも、今先生の御指摘されたは本当によくないことだと私どもも思つておられます。しかし、この法律改正をして、先ほどの通知、公表は例外的にするとかやはりそういう措置、それをすくべきだと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○細田国務大臣 目的意識は全く委員と同じでござります。

二年前から、何とか個人情報を保護しなければならないという事態がどんどん広がつてゐる。今この時点では、このようなことがわかつても民事上の措置をとるしかないということです。

○横路委員 で、これは一日も早く法律を制定せよという御趣旨であれば全くそのとおりだと思いますし、もう一つは、十七条の「適正な取得」とか二十三条とか、例えば多重債務ののような問題は、当然、全員の同意を得るはずがないんです。したがいまして、これは本人の同意を得ないで提供しておるというふうに主務大臣が判断することもできるような事例だと私は思います。

それから、それがセンシティブ情報として例示されているものとして入つてゐるかというと、やはり私は、多重債務の問題などは、貴重な個人の財産、債務も含んだ債権債務、資産も含んだ財産権の問題であり、例示されておりますセンシティブ情報の外にも非常にセンシティブな情報があるというまさに事例だと思っておりまして、幅広く対象とする方がいいのではないかと思つております。

○横路委員 多重債務者でいいますと、多重債務者でしう、多重債務者でなおかつ金融の申し込みをしている人でしよう、それから金融を紹介する紹介屋とか、本当にいろいろな名簿がたくさんありますけれども、

その中でもやはり特に知られたくないという情報はあるわけで、しかもそれが世の中の公序良俗といいますか、そういうベースからいつてもおかしいといふことがありますので、ちょっとと実態

いうことがなければ、こういう情報ますますこれはひどくなりますよ。

かといふと、細田大臣の答弁は繰り返し繰り返しますが、申し上げたいのは、この法律改正をして、先ほどの通知、公表、公表なんというのはやはり通知にすべきで、公表は例外的にするとかやはりそういう措置、それをすくべきだと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○細田国務大臣 まず、この名簿に関して総務大臣に、やはりある名簿のホームページのリストをとつたら、そこには本当によくないことだと私どもも思つておられます。しかし、この法律改正をして、郵政省は新しくチェックする個別法が必要だということも考えられるところでござりますから、第三者への目的外使用というところの制限などをすべきだと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○横路委員 一つ、この名簿に関して総務大臣に、やはりある名簿のホームページのリストをとつたら、そこに主な仕入れ先というのがあります。情報の主な仕入れ先。この中に、幾つか書いてある中に郵政省というのが入つていてるんですね。郵政省。それで、一体何をこういう名簿業者に郵政省は提供しておられるのか、お調べいただきたいと思います。

○片山国務大臣 郵政省は平成十三年の一月五日になくななりまして、私は最後の郵政大臣をやらせていただいたんですが、郵政省はなくなつてもう二年以上、二年三、四ヶ月たつてゐるんですけども、具体的のあれを出していただければ調べてみましよう。

○横路委員 やはりこの名簿問題というのは私は本当に深刻に受けとめるべきではないかなというふうに思いますが、あらゆる名簿というの全部、公開された名簿になるのかどうか。

例えば、親睦を目的として作成、配布されたような名簿類でありますとか、あるいは同窓会名簿のようなものも、この名簿は同窓生が使う以外の目的で使つちゃいけないというようなことを表示する流れがとまるのかというようなこと。あるいは、ダイレクトメールに対して不要の申し出をした場合に、その名前を全部リストから除いてもらう。それから、ダイレクトメールだけ除いてもだめなんで、そのもともとの名簿をどこから得たのかという入手先をやはり明確に示して、そうすれば、そこまで削除することができるわけですね。

これも非常に大事なところだというよう思つておるところです。

○横路委員 多重債務者でいいますと、多重債務者でしう、多重債務者でなおかつ金融の申し込みをしている人でしよう、それから金融を紹介する紹介屋とか、本当にいろいろな名簿がたくさんありますけれども、

ますが、大臣、いかがですか。

○細田国務大臣 まず、案件に対する対応として、個々人の皆様方がそれぞれ、これはおかしいぞ、自分の権利が侵害され、名簿を勝手に流用されただのではないかというときに、積極的に働きかけを行う、行政庁にも話を持っていくということだと思います。

この間、あるデパートの会員の会員権、カードを申し込みますと、そこに、関係会社に対して、あなたに対してまた別の販売の商品リスト等が郵送されることがありますのでよろしいですね、特に問題がある場合はお断りするという欄にチェックしてくださいなんというのがあるんですね。これはやはり、この法律の趣旨からしても、やるのなら逆にすべきですね。よくよく送つてくれというのなら、送つてくれというふうに言わなきやいけないんですが、そういう事態があります。

それから、そもそも、そういうことを今、次から次へと発生させて、また、通信販売のカタログ等がいつの間にか送られてくるという実態で、多くの主婦の方を中心に、これはおかしいじゃないか、どうなっているんだということも認識が深まっておられますから、そういった中に、さらに自分として、個人情報として知られたくない情報が漏れるような場合があれば、これは積極的に対応するという、まずは自立のことだと思います。

ただ、議員おっしゃいましたように、大きな名簿のホームページでもう明らかにおかしい、今の法律が成立すれば違反であるような項目がありま

すから、これはしっかりと直ちに対応していく必要があると思いますので、法案の早期成立をよろしくお願いしたいと思います。

○横路委員 ただ、今のダイレクトメールが送られてきますね。それに対しては、もう結構ですと言つて削除してもらおう。問題は、そのダイレクトメールの業者が持つてある名簿をどこから入手したんですかと。やはりこれの権利が消費者になれば、もともと、そういうものをすくなくすということにはなりませんよね。これはどう

なんですか。私は、その場合の入手経路というの

は、やはりちゃんと話をして、本当に消費者が権利を行使できるようにすべきだというように思います。

○藤井政府参考人 制度の説明ですので、私の方

から御説明いたしますけれども、今の政府案では、

入手先まで開示請求の対象には含めておりませ

ん。ただ、わからないことがあれば、やはり事業者にお聞きいただいて、さらに事業者も親切に対

応する、そういう対応が求められると思つております。

○横路委員

いや、だからそこは、やはり入手経

路をはつきりさせなかつたら、本当にその消費者の個人情報を守るということには結局ならないと

いうように思いますよ。だからそこを、大臣、やは

りちょっとはつきりさせて、しかも、皆さん方

は、何か業界に呼ばれて出ていくたびに、いや、

入手経路は言わなくていいんだ、言わないでいい

んだ、心配するなというようなお話をまれている

ようで、そんなことのないようにひとつしていただきたいと思いますが、どうぞそのところを。

○細田国務大臣 この法律によってやはり初めて

第三者提供というものがしっかりとコントロール

されるわけでござりますから、今までのところで

さと、例えば関連会社の間で、デパートと通販会

社と何々サービス会社などとの間で名簿が流通す

る場合は、なかなか、これが違法人手であるとい

うようなことで、例えば民法上の損害賠償とかそ

ういうわけにいかなかつたのですが、今度ははつ

きり第三者提供等の規定が適用されますので、そ

ういった意味でも法整備が必要で、この法律の制

定、成立が必要でございます。

○横路委員 終わります。

○村井委員長 午後二時より委員会を再開するこ

ととし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後二時開議

○村井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○黄川田委員 午前中にもちょっと質疑がありま

す。

○黄川田委員

午前中にもちょっと質疑がありま

す。

○黄川田委員

午前中にもちょっと質疑がありま

す。

○黄川田委員

午前中にもちょっと質疑がありま

す。

会は関与できない、こういうことだつたんですね。例えば総務大臣の出先機関に何とか県知事がなり、その知事の出先機関に何とか市長や町長がな

る。これはやめたんです、平成十二年四月から施行の地方分権一括推進法で、機関委任事務は、自治事務か、地方団体の事務か。ただ、地方団体の事務だけでも、やることについてはいろいろ法律で注文をつけるようなことはあります。基本的に自治事務。それからもう一つは、国が地方団体に、受委託の関係、こつちは委託する、向こう

は受託する、法定受託事務と。こういうことをやりましたから大分私は変わつてきていると思いますし、最近は地方も強くなっていますから基本的には変わりつつあると思いますが、それでも、まあしかし、国の方がでつかいですから、金も、借金はどつちも多いですけれども、國の方が財政力もありますし、そういう意味では、気分としては対等、協力なんだけれども、やはり國の方が止かなという感じは幾らか残つているかもれないと思います。

○黄川田委員 大臣に聞きたかったところは、市町村のいろいろな事務、国に係ることの仕事をし

たりするわけであります。関連して、民間の人たちも自衛隊募集に関してはいろいろな仕事に携わっている方があるということ。それらの取り扱い

いが、全国三千三百の市町村の中でそれれ思ひが、受けられるということは、これから情報があつてやられるということは、これが運営されないといふべきなことがはつきりできないというよう

な、そういう環境がまだにあるんですかね。

そういう現状があるとすれば大変な問題だと思

うわけなんありますけれども、総務大臣、いかがでしようか。

○片山国務大臣 地方自治法ができる前は、そ

うだったですね。やはり上下の関係が何となく

あった。戦後も、そこは直つたんだけれども、例えば機関委任事務なんというのは、都道府県知事、市町村長を国の出先機関の長という、ファイクションですね、擬制をして國の仕事をやらせると。だ

から、機関にだけ委任する、団体に委任するわけ

ではない、だから、団体の意思決定機関である議

会は関与できない、こういうことだつたんですね。例えば総務大臣の出先機関に何とか県知事がなり、その知事の出先機関に何とか市長や町長がな

る。私たちの場合は、地方分権を進め

る、地方自治をより強くする役所ですから、基本

的には、三位一体の改革だと市町村合併だとか権限移譲だとか、いろいろなことを今やっています。それはやはり本当の意味での国と地方が承知のように委託できる、地方団体もそれをやる、また、必要があれば資料の提供や報告を求めるとか、そういうこともできるというのが法令の仕組みになつていています。だから、ある程度住民基本台帳の情報やその他の情報を出すことはいいんですが、しかし、それは自衛隊募集について必要な限度の情報でなきやいかぬ、こういうことなんですね。

そこで、いろいろなマニュアルをつくつたり、いろいろな募集の仕方をしていると思うんだけれども、その中で行き過ぎたところがあるのかないのか。あつたら直してもらわなきやいかぬ、なきや今までやつもらえはい。自衛隊も自衛隊募集も国にとって重要な仕事ですから、そこを防衛庁にしつかり調べてもらおう、こういうふうに思つておりますし、もし直した方がいい点があれば、私どもも防衛庁に言つて直してもらいます。

○黃川田委員 いずれ、情報が足りない中での議論でありますので、さまざまあると思うのでありますけれども、しつかりした対応をお願いいたしたいと思います。

前回に引き続きまして、それでは、個人情報保護法案に関連して質問させていただきたいと思ひます。

まず、政府修正法案でありますけれども、冒頭、第一条の「目的」で、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していること」にかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成」などを定めておるところであります。

御案内のとおり、政府は、高度情報通信社会の進展に対処すべく、平成十三年の一月、e-Japan進展に立つた場合に本当に便利な社会に

e-Japan戦略を策定しまして、五年で世界に冠たる戦略本部は、最近、基本戦略を見直すべく十数回も検討委員会を開いた、このように聞いておりますし、また改定作業中であると聞いておりますけれども、いまだに見直し案の新e-Japan戦略は公表されておりません。

そこで、最初に、このe-Japan戦略の見直し状況と今後の見通しについて、IT担当ですか、細田大臣にお願いいたします。

○細田国務大臣 e-Japan戦略につきましては、戦略本部におきまして精力的に検討を進めています。

第一次の戦略は、まず、日本がどうも社会環境、社会資本の整備、光ファイバー網の設置等も含め

て非常におくられたぞ、アメリカの情報スーパーへイウェー等の整備に比べるとおくれておりますし、各国に対してもおくれたぞということで、その整備を高らかにうたうとともに、教育面でも、子供からお年寄りまで各層のインターネット環境、パソコンに対する利用の向上、そういった点を政策的にも後押ししよう。それに加えまして、個々の契約、入札とか公的ないいろいろな手続について、Eガバメントということから各種法律を変えていただく、環境整備、個人認証制度も整備すべきですね。

ところが、今の時点で立つた場合に、このIT戦略についてもう一段いかなくちゃいけないといふことがさまざまにあるわけでございます。せつかくそれぞれ環境は整備したけれども、それでは、個人の立場に立つた場合に本当に便利な社会に

なつているかと。朝から晩まで考えた場合に、非常にまだまだ不便で、待ち時間の多い生活をしておりますし、企業と企業の間でも、企業と政府、自治体との間でも、手続的には一応整備したといふものの、本当に二十四時間三百六十五日、どこでも待ち時間ゼロというような、これは理想論として掲げているわけですが、そういう社会になつております。出井ソニー会長が座長となりまして、専門家を集めまして御審議いただいていまして、IT戦略の今後の在り方に關する専門調査会だけで、本委員会が八回、きのうも開会しましたところでございますが、調整のための会がそのほかに八回、十六回にわたって、相当具体的な案が出ております。

キヤツチフレーズ的に言いますと、「元気」、日本のGDPの発展のために貢献する。「安心」、これはセキュリティとかいろいろな問題がありますから、「この点もきちんとやらなきゃいけない。それから、「感動・便利」と言つておりますが、国民一人一人にとってIT社会がすばらしい社会であるということが実感できるようによしよすといふことで、例えば、医療、食、生活、中小企業関係の金融とか、知、就労、労働、行政サービス等々、あるいは人材育成、研究開発、国際関係等に分けまして、今かなりの量の報告書をまとめているところでございます。

今、これは相当各省に強硬に、特区なんかと同じでございますが、今までなかなかやれないといふものも、ぜひこうしたらどうかということもお願いをしながら調整しておりますので、初夏、もうじき初夏でございますけれども、初夏までに案を表に出しまして、新戦略を策定し、そして十六年度予算に間に合わせながら一つ一つ深掘りしていくことがあります。こういった面も政府は大いに支援をしていかなきやならないといふことで、今そういう面での知恵も出しておるところでございます。

○黃川田委員 また一方、民間では、大容量の情報を探して伝達することが可能なIT社会が形成されつつあります。しかしながら、政府は、この大量の情報をデータベースとして抱えてはいるものの、それらを国民に的確かつ迅速に還元し、そしてまた、国民生活の利便性向上に役立てるといいます。

そこで、質問でありますけれども、以上の趣旨を踏まえまして、具体的例を挙げてお尋ねいたしました。

最近、米国の大手コンサルティング会社のアクセンチュアは、世界の電子政府プロジェクトの進捗度を調査いたしました。その結果、日本は、調査二十二ヵ国中十五位にすぎないわけではありません。この実態、細田大臣、どう認識しておりますか。

○細田国務大臣 二〇〇三年の電子政府成熟度というところで、これが調査したところでは、残念ながらおっしゃる通りでございまして、上から言いますと、カナダ、シンガポール、米国、デンマーク、オーストラリア、フィンランド、香港、英国、ベルギー、ドイツ、アイルランド、フランス、オランダ、スペイン、やつと日本が出てくるということでおざいますが、これは電子政府の成熟度というふうなテーマもついております。

確かに、法制度とか環境整備がどんどん進みまして、それから、各行政庁も、各府省の情報化統括責任者、いわゆるCIO連絡会議というものも設置して、そして今、国民の利便性、サービスの向上を図る観点から、ワンストップサービスの拡大とか、利用者の視点に立った行政ポータルサイト、全省庁の政策や予算やいろいろなことがわかるようなサイトをつくって、また改善を図っているところでございます。

まだ、確かにこれからさらに取り組んで改善をしていかなければならぬところでございますが、あらゆる法的な基礎ができましたので、あとは一気にこの十五位が七位ぐらいまで上がるようになんなで工夫したいと考えております。

○黄川田委員 それから、通告はしていないのでありますけれども、私は総務委員会に所属しておりますので、IT担当の細田大臣と議論する機会が少ないのでありますので、ちょっと重ねてお尋ねいたしたいと思います。

情報通信産業の世界では厳しい競争が展開されております。しかしながら、政府は、公正な市場

環境の育成に有効な政策手段を展開できず、時にはブレーキをかけることもあります、中小の情

報通信事業者は私は苦戦を強いられていると思っております。一方、巨艦のNTTは、需要が低迷する固定電話や、あるいはまたISDNへの対応におくれをとりまして、通信分野のイノベーションのスピードについていけないというのではないのかと思つてもおります。

そこで、例えばNTT回線の接続料の値上げ問題、あるいはまた東西NTT間の財政支援に対する税制の優遇など、政府が民間会社を支援するという奇妙な世界に迷走しておるのでないかとも思つております。特に後者、財政支援に対する税制優遇などでありますけれども、既に民営化されている東西NTTを政府が支援する、これはどう解釈してよいか、民間の多くの持株会社などのもとではあり得ないことであると思つております。

規制緩和、撤廃は遅々として進んでいないといふうに私は思つておるわけであります。規制緩和といえば石原大臣ということになるんでしょうけれども、政府の修正法案に大きく書かれております「高度情報通信社会の進展」ということがありますので、大臣にも、正直どう認識しておるか伺つておきたいと思います。

○片山国務大臣 NTTを国が支援していることはありませんよ。それは、いろいろな制度をつくるとか、ほかの電気通信事業者と並びでいろいろな恩典というのはあるかもしれませんけれどもね。

そこで、あれは今持ち株会社になつて、グループになつたんですね、東西も別会社ですから。ただ、接続料につきましてはいろいろな議論があるのですから、現に黄川田委員御所属の衆議院の総務委員会も、東西に差をつけるなど。あれは、分割したのは差をつけてもいいということだったんですよ。ところが、差をつけるなどいう国会の強い御要請ですから、我々は過渡的にはそれもやむを得ないと。東から西に応援してくれ、接続料

を同じにしようということで今調整中でございましてね。

それから、今、電気通信事業法の関係は規制緩和が一番進んでいるんですよ。今回も電気通信事業法を出させていただくことで、これは参議院先議というお話をなのですから、参議院で恐らく間もなく審議が始まると思いますけれども、一種、二種区分をやめる、もう大幅な規制緩和をやることでございますので、ぜひ今後ともひとつ御支援のほどをよろしくお願ひいたします。

○黄川田委員 大臣としょっちゅうこういうやりとりをするわけなんでありますけれども、そしてまた、何でNTTが変わってきたかという趣旨、そしてまた、日本が生き残らなきやいけないですから、こういう経済が本当に國家を支えられるのか、そういう意味もあります、わかりながらも質問しているところもあるわけなんでありますけれども、細田大臣もIT担当大臣としてしっかりとおきたいと思つております。

それから、またさつきの調査に戻りますけれども、日本は、行政手続のオンライン化、そしてまた住民基本台帳ネットの整備では進んでおるのですがありますけれども、サービスごとに区分された住民に密着した総合受付等の整備、あるいはまた中央官庁あるいは地方自治体間のサービス内容の統一等々がおくれていると指摘しているようですね。

○松田政府参考人 電子政府の進展状況の御説明ですが、私の方から御説明させていただきますと、特に、バスポートの交付申請を初めとする申請、届け出手続約二万一千件につきまして、平成十五年度末までに原則すべてオンライン化するということで、既に電子入札については導入が始まりますので、この点に関して、これは片山大臣からお聞きしていると指摘しているようですね。

現代の情報通信社会でありますけれども、本当に技術革新が激しいといいますか、大変な状況下だと思っております。この技術の進歩に合わせて、国民の生活環境もこれまた変わらざるを得ないと私は、今回の修正法案に見直し規定を、野党案では附則九条で規定していることでもありますし、政府案でも最初から入れておくべきであると考えますが、細田大臣の見解はいかがでしょうか。

○細田国務大臣 いろいろな対応すべき事態があるのですね。つまり、個人情報というものが既に相当集められており、そういう事業者が存在し、その中で、不祥事といいますか、横流があつたり、情報を売り飛ばすような悪質なケースもある。他方、過失もあって、いつの間にか自分のホームページに人の情報が載るような場合もあります。したがつて、今の段階では相当いろいろなケースが表に類型化されて出てきておると思いまして、そのことにつきましては今の政府の法案で対応が

現在、政府のCIO連絡会議というところで本年三月に次期電子政府構築のための基本方針を策定いたしまして、利用者視点に立ったシステムの整備、そして行政サービスの改善ということで、具体的には行政手続をワンストップでやつてもらうように、電子政府の全体の窓口を行政ボーダレスサイトということでつくりまして、そこを通じて一ヵ所でオンライン申請ができるようなそ

できるものと考えておるわけでございますが、やはり、今後どんなことが生ずるかということについて十分な予測が不可能であるようなものもあるわけでございます。その中には、非常に大変なものからぬ内容が含まれる場合もあると思います。

こういった問題については、今後、内閣府においては、毎年度、法の施行状況を把握いたしまして、必要に応じて国民生活審議会において検討で、仕組みを整備しております。それまでは、主務大臣において、できる限り情勢に対応することにしたいと思っておりますので、必ずしも、もう何年たつたら見直すという規定が必要だとは今のところ考えておりません。

○黄川田委員 それでは、具体的な事例に関して質問していただきたいと思います。

個人情報保護の観点から、通信の秘密を守ることは、憲法第二十一条にあるとおり、大事なことであります。

そこで、この通信の秘密に属する事項とプロバイダー責任制限法との関係について、ちょっと触れてみたいと思います。

特に、個人データのうち、インターネットサービスプロバイダーが保有することとなる発信者の通信履歴について、ちょっと伺っていただきたいと思います。

例えば、利用者がプロバイダーが保有するウエブサーバーに開設された電子掲示板上に投稿、書き込みをした場合には、ウエブサーバー側では、書き込みをした者の氏名、メールアドレス、IPアドレス、通信日時等の通信履歴をとることが可能であります。このような通信履歴がもやみにプロバイダー以外の第三者に提供されるようなることがあります。したがって、通信履歴をとることになりました。

国民は安心してインターネットを利用することができますが、これをお尋ねしたいと思っております。

○黄川田委員 引き続き、プロバイダー責任制限法ですが、これをお尋ねしたいと思っております。

データの中でも特に慎重な取り扱いが求められる

ものであると考えます。

そこで、まず、通信履歴の取り扱いの現状について総務省に確認したいわけありますけれども、インターネットを利用して他人の権利を侵害する行為が保有することとなる通信履歴についてはどのような取り扱いがなされているのか、法令による定め等も含めて説明をいただきたいと思います。

○有富政府参考人 インターネットを利用した際の通信履歴でございますが、先生御指摘のとおり、

発信者の氏名、メールアドレスあるいは通信日時、IPアドレス等が想定されるわけでございますけれども、これらは電気通信事業法等で定められております通信の秘密に属する情報であるとされており、この通信の秘密につきましては、電気通信事業法の百四条におきまして、「電気通信事業者における通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と定められておりまして、本人の同意がある場合、検査令状に基づき捜査機関に提供する場合などの例外を除きまして、原則として外部に提供してはならないものとされております。

○黄川田委員 それでは、プロバイダーを初め

いたします電気通信事業者が個人情報を適切に取り扱うための指針といたしまして、平成十年に電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドラインを定めているところでございます。

このうち、二つ目の発信者情報開示請求権についてでありますけれども、開示の対象となる発信者情報を、例えば発信者の氏名、住所、電子メールアドレス等でありますけれども、これらは通信履歴、すなわち通信の秘密に属する情報であります。一般的の個人データ以上に慎重な取り扱いが求められると思っております。したがって、プロバイダーがこれをむやみに、発信者の同意を得ることなく第三者たる被害者に提供することは、通信の秘密、プライバシーの保護の観点から問題があると思っております。一方、プロバイダーが一切、第三者たる被害者に発信者情報を開示できなければ、これはまた被害者の救済が十分に困難になるわけになります。

そこで、総務省にまた確認したいと思います。

このプロバイダー責任制限法の発信者情報開示請求権は、個人データの中でも特に慎重な対応が求められる通信の秘密に属する情報の取り扱いを定めるものでありますけれども、この通信の秘密、プライバシー保護の観点からなる配慮がなされているのか。これまた具体的な答弁を総務省から求めておきたいと思います。

○有富政府参考人 今先生御指摘のとおり、発信

できます。すなわち、インターネットのホームページや電子掲示板など、不特定の者によって受

信されることを目的とする通信において他人の権利を侵害する情報が流通された場合、例えば病院

経営の妨害になるような誹謗中傷の書き込みをする等の場合でありますけれども、プロバイダーが権利侵害情報に対して適切に対応することを促すため、プロバイダーが当該他人の権利を侵害するます。権利侵害情報の流通によりまして被害を受けたとする者の救済を図るために、プロバイダーに情報を開示する権利が侵害化しているものであると思っております。

第二点は、発信者情報開示請求権の創設であります。権利侵害情報の開示によりまして被害を受けたとする者の救済を図るために、プロバイダーに権利侵害情報を削除しても責任を問われない場合等を明確化しているものであります。

このうち、二つ目の発信者情報開示請求権についてでありますけれども、開示の対象となる発信者情報を、例えば発信者の氏名、住所、電子メールアドレス等でありますけれども、これらは通信履歴、すなわち通信の秘密に属する情報であります。一般的の個人データ以上に慎重な取り扱いが求められると思っております。したがって、プロバイダーがこれをむやみに、発信者の同意を得ることなく第三者たる被害者に提供することは、通信の秘密、プライバシーの保護の観点から問題があると思っております。一方、プロバイダーが一切、第三者たる被害者に発信者情報を開示できなければ、これはまた被害者の救済が十分に困難になるわけになります。

そこで、総務省にまた確認したいと思います。

このプロバイダー責任制限法の発信者情報開示請求制度、これは、被害者の救済という法益とのバランスを図りつつ、通信の秘密、プライバシーに対しまして必要な配慮が図られているものと認識をしているところでございます。

○黄川田委員 御答弁いただきたいけれども、これに関して、個人情報保護法案との関係をちょっとお聞きしたいと思います。

この修正法案の第二十三条では、個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならな

い旨が定められています。

したがって、発信者情報の開示は第二十二条との関係の原則からすれば認められないものであるとも考えられるわけでありますけれども、そこで、プロバイダー責任制限法の発信者情報開示請求権に基づいてプロバイダーが発信者情報を開示することは、この個人情報保護法案の第三者提供の制限との関係で問題にならないのか。また問題点をどのように整理されておるのか、お尋ねいたしました

いと思います。

○片山國務大臣 この法律では二十三条第一項第一号で、一般的には第三者に情報を提供してはだめだ、こうなつておりますが、法令に基づく場合三者が発信者によって明白な権利侵害があつて賠償請求権を使用したい、こういうような場合には、それは開示をしないとかえつて両方の法益のバランスが崩れるわけですね。そういうことで極めて厳重な要件のものにこの開示請求を認めている、こういうことでござります。

○黄川田委員 大臣の言うとおり、これこそ法令に基づくものだということでありまして、そしてまた、法益といいますか、通信の秘密、プライバシーという法益と被害者救済という法益ですね、このバランスが実際にきつちりと確保されることが大事だと思つておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

そして、関連して、通告しておりますんけれども、ちょっと質問してみたいと思っているところがあります。

法曹界の一部では、ある特定の問題に対しても、インターネットで意見を募りまして、同様な意見を有する個人を何千あるいは何万人と多く集めまして、千円、二千円と極めて安い費用で原告團を構成し、そして訴訟を起こす新しいやり方があるようあります。

この仕組みは、正しい方向に向かえれば問題ない

わかれでありますけれども、悪徳弁護士の訴訟費用稼ぎなど、新しい社会問題を生じかねない状況もあります。今後の動向がどうなるか、見定めないとわからない話、何とも言えない難しい現象ではあるでしようけれども、ネット社会でありますので、この種の事案が多く発生して、そのたびに法

の整備が後追いになるというようなことがあるのではありませんかと、いうことを憂慮するものであります。

そこで、これらの動き、これらの件に関して、片山大臣あるいは細田大臣の所見なり、お尋ねしておきたいと思います。

○藤井政府参考人 お答えします。

基本法制の物の考え方からいきますと、要は、定義に載つかっているような個人情報取扱事業者に該当するかどうかということに尽きるかと思います。

その場合は、今のいろいろ名簿を集められたものが、個人が識別性があるとか、しかも体系的に整理されていて、いわばコンピューター処理情報として保有されているかどうかとか、それから、それを事業の用に供する必要がございますので、反復継続的に、しかもいわば社会的に事業と言える

ような形でやられているかどうか、それから、ちょっとメディアを介して事業をやつておられるような節もございましたが、その辺は逆に適用除外との関係で、報道目的というものが一部でも含まれているかどうか。

そういうような見方で切り分けていって、事業者になれば対象になるし、事業者でなければ対象にならない、あと、適用除外になればまた法律の適用が排除されるということになりますが、

ちょっと今の急のお尋ねでもございまして、こう

いう要件にそれぞれ該当するかどうかというよう

なのはちょっと即断しかねるものですから、もし

必要だったら改めてまた検討してみたいと思いま

す。

○黄川田委員 突然の質問でありましたから、要

そういうのに個々に対応していかなきゃいけないんだけれども、大臣が、いや、そういう社会もしつかりと支えるんだとか、そういう所見をいただきたかったという思いなのでありますけれども、これは突然の話でありますから、申しわけございません。

では、本題に入ります。

個人情報の定義は、これは何度も聞いているところでありますけれども、生存する個人に関する情報であるということであり、死者の個人情報及び死亡直前の生存する個人情報については改めてまた考えてみたいと思つておりますので、質問するわけであります。

東京都の個人情報保護条例では、自己の個人情報の開示請求ができる者は本人に限定されておりまして、死者の個人情報は原則として開示請求の対象にはなっていない。しかしながら、東京都では、近年、死者の近親者に極めてかかわりが深く、これらの人者に対して開示することが適當な情報があり得るとして、今後どう開示請求を認めることができます。

そこで、それによりますと、死者の個人情報のうち、相続財産等請求者自身の個人情報でもあると考えられるもの、あるいはまた、未成年である子供の死亡事故の事故報告書など社会通念上請求者自身の個人情報とみなし得るなど、請求者と密接な関係にあるものについては条例に基づく開示請求の対象として認められるとの方向づけをしておるということであります。

これはさまざま議論されてきたところでありますけれども、そしてまた私も前回も指摘したところであります、この東京都の事例に見るとおり、個人情報保護に関しては、どうも自治体の条例の方が先行しているところがあると私はいつも思うわけであります。

政府案では、個人情報を生存する個人と定義しておるわけでありますけれども、いろいろさまざま動きにかんがみまして、改めて、この定義を拡大していくことの必要性について内閣の見解を

求めておきたいと思います。

○藤井政府参考人 御説明申し上げます。

若干繰り返しの御説明になるかと思いますけれども、政府案は、御指摘のとおり、第二条第一項で個人情報の範囲については「生存する個人に関する情報」と規定し、死者に関する情報は除いているわけでございます。これは、そもそもこの法案が、あくまで個人情報の本人を対象として、本個人の人格的、財産的な権利利益の侵害を未然に防止するということを目的につくつてあるというところにあるわけでございます。すなはち、遺族などの第三者の権利利益を保護するということまで考えるわけであります。

では、本題に入ります。

個人情報の定義は、これは何度も聞いているところでありますけれども、生存する個人に関する情報であるということであり、死者の個人情報及び死亡直前の生存する個人情報については改めてまた考えてみたいと思つておりますので、質問するわけであります。

東京都の個人情報保護条例では、自己の個人情報の開示請求ができる者は本人に限定されておりまして、死者の個人情報は原則として開示請求の対象にはなっていない。しかしながら、東京都では、近年、死者の近親者に極めてかかわりが深く、これらの人者に対して開示することが適當な情報があり得るとして、今後どう開示請求を認めることができます。

そこで、それによりますと、死者の個人情報のうち、相続財産等請求者自身の個人情報でもあると考えられるもの、あるいはまた、未成年である子供の死亡事故の事故報告書など社会通念上請求者自身の個人情報とみなし得るなど、請求者と密接な関係にあるものについては条例に基づく開示請求の対象として認められるとの方向づけをしておるということであります。

これはさまざま議論されてきたところでありますけれども、そしてまた私も前回も指摘したところであります、この東京都の事例に見るとおり、個人情報保護に関しては、どうも自治体の条例の方が先行しているところがあると私はいつも思うわけであります。

政府案では、個人情報を生存する個人と定義しておるわけでありますけれども、いろいろさまざま動きにかんがみまして、改めて、この定義を

拡大していくことの必要性について内閣の見解を

植物人間になつておられる方でも、いわば生存

する個人ということで本法律の対象になります。

○黄川田委員 時間でありますので終わります。ありがとうございました。

○村井委員長 続いて、春名真章君。

○春名委員 日本共産党的春名真章でございます。

午前中から問題になつております防衛庁の自衛官募集リストの問題について伺いたいと思います。防衛厅にも来ていただいておりますので。

まず総務省に、住民基本台帳についてお聞きをしておきたいと思います。

住民基本台帳法の第十一条は、原則閲覧を請求できる。こういうふうになつていると承知をしております。しかも、その項目は、氏名、出生の年月日、男女、住所の、閲覧できるのは四情報であるということを私、認識しておりますが、それで正しいですか。

○畠中政府参考人 住民基本台帳法のお尋ねでございますが、四情報につきましては、何人も閲覧が請求できることになつております。

○春名委員 要するに、原則閲覧を請求できる、四情報だということであります。十八歳の適齢者を自治体に一律に提供させる、それができる根拠が住民基本台帳法はあるのかないのか、お答えください。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

住民基本台帳法は、先ほど申し上げました閲覧の請求、それからコピーの請求につきましては規定がございますが、提供に関する規定は住民基本台帳法上はございません。

○春名委員 先ほどの議論で、自衛隊法で募集の協力を、各地方自治体に一部協力要請できるという趣旨のあるということであります。住民基本台帳法は、閲覧はよけれども、十八歳の人を一律に自衛隊に提供するということは想定しておりませんし、法の趣旨からいつても私は許されないんじやないかと思いますが、いかがでしょうか。

○畠中政府参考人 お答えいたしました。

つましましては、だれでも閲覧できますし、先ほどコピーと申し上げましたが、写しの交付も請求できます。

ただ、提供の規定はございませんが、他の法律によりまして協力を求められるということはあるかと思います。他法によりまして協力が求めらるべき範囲でその四情報等を提供することは、住民基本台帳法上は禁止はしていないというふうに考えております。

○春名委員 住民基本台帳法にそういうことが出ていますか。違いますでしょ。自衛隊法とそれに基づく省令でそういう業務をやらせるということがあるから、それでやむなく協力をさせられているということではないですか。

横浜市の市民局の窓口サービス課の方に、この事件が起こりまして、午前に急遽問い合わせてきました。私どもは自衛隊協力を断つています、なぜならば、住民基本台帳法第十一条は、窓口に来て請求書に記載して請求された方に、不当な請求内容でない限り閲覧を許可しているものであります。したがって、住民基本台帳法の趣旨からいつて、自衛隊の適齢者名簿提供はこの閲覧には当たらないと考へるからです、個人情報保護の立場から、市は、法第十一条の適正な運用を行つております。こういうふうに言つております。

○春名委員 こういうふうな規定があつて情報を提供しているのは、恐らく、私が知つてゐる限り、自衛隊法だけだと思うんですね。あとは、そういうことをしない。

住基台帳法というのは、三条に、「住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる」三十六条では、「その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」と明記をされておりまして、住基台帳の基礎というのは、四情報であつても、確かに閲覧はできるけれども、写しはできるけれども、しかし、それも慎重にやらなきやいけない。

同時に、今、個人情報保護法が議論になつてゐる大ものにあるのは、そういう四情報をダイレクトメール業者などが大量に閲覧して、そしてダイレクトメールでどんどん送りつける、私の情報が一体どこから漏れているんだろう、そういう不安が大きく広がつて、そういうことの中から、個人情報保護法も必要だという議論をこの場

ように、国の事務をやるわけですから、そこで求められたときは、提供できるものは提供すべきなんですよ、住基法とは関係ないんですよ。

そこで、四情報ぐらいがいいというのは、防衛庁が言つているんですよ、四情報ぐらいが適当だと。ところが、適当を超えて、若干の、さらに追加の資料提供を求めている、こういうことなんですかね。住基法は、四情報については公開情報ですよ。その他についても、住基法上、国の機関等に求められれば、住民票や住民票の写しを出すことはある。これもちろん法律にあるんですよ。

けれども、住基法は関係ないことはないけれども、これは、報告、資料の提供を求められているから協力しているんですよ。だから、その中に、十八歳以上の適齢者についての情報を教えてくれと、

こういうわけですから、市町村は、協力しようとすることをやつて、市町村に十八歳の適齢者名簿を提供してない自治体が肩身狭くなるようなそういう事をやつて、皆さんは反省がないんじやうかといふことを聞いています。

○春名委員 要するに、そういう情報を報道して、十八歳の適齢者名簿を提供してない自治体が肩身狭くなるようなそういう事をやつて、皆さんは反省がないんじやうかといふことを聞きたいですね。

○片山国務大臣 住民基本台帳は、正当なことに利用するためにあるんですよ。だから、行政機関の本人確認情報に応じるとか、必要なことには使えばいいんですよ。委員の言うようなことだつたら、使うな使うな、隠しておけ、こういう議論じゃないの。だから、正当に使うんですよ、目的的範囲で必要最小限度に。目的外の利用や提供はしない、こういうことで使うのです。

自衛隊員の募集が、これは国の事務でない、そういうことならまた別の議論がありますけれども、これはちゃんと法律に基づく國の事業なので。

しかも、必要な確保は、これは国として考えなきやならぬことなので、そこで、国会で決めた法令に

基づいて募集の事務を地方団体もやつていいわけですよ。それについて協力を求められたら、協力するのは当然じゃないですか。

ただ、問題は、一部報道にありますように、協力の範囲が適正かどうか、そことのところはありますよ。

○春名委員 ですから、私、もうここは終わりますけれども、本当に、今、個人情報がどういうふうに扱われているかというのが一番問題になつて、適正にこれが使われて活用されればいいんだというふうに言われますけれども、住民基本台帳法の趣旨というのは、そういう趣旨ではないというのははつきりしているわけですので、その点は改めて明確にしておきたいと思いま

す。それで、片山大臣も何度も言られておりますが、センシティップ情報の収集についてお聞きをしたいと思います。

住民基本台帳の四情報だけではなくて、その上に、健康状態、家族の実態、統計柄、職業、免許など、これらは、石川の地方連絡部は手引として作成をし、提供させていたということが報道されております。

こうした四情報以外の個人情報、センシティップ情報を集めさせるようにしていたのは、四十七地方連絡部、北海道が四つありますので、すべてで五十連絡部で、どこがどういう内容で集めていたのか、すべて公表し、当委員会に提出をしていただきたいと思いますが、今現状、どこまで調査が進んでいるか、お答えください。

○宇田川政府参考人 ただいま調査中でござりますので、ちょっとと今お答えするわけにはまいりません。

○春名委員 それじゃもう一回、人事局長、調査したものをきちっと、当委員会、個人情報保護の委員会ですので、しっかりと報告していただいて、それに基づき議論をしつかりやりたいと思いますが、そのことを、確認をお願いします。

○宇田川政府参考人 募集の手引というの

はマニュアルでございますが、これは、当該都道府県を管轄する地方連絡部とそれから都道府県

との間で作成することが多うございまして、すべ

ての地連でつくっているわけじやございません。また、作成者は私どもだけじやございませんで、相手もあることでありますので、その点についても、いろいろと相談した後、措置させていただ

きたいと思います。

○春名委員 募集の手引、現物ではないんですが、私は午前中に石川県にすぐ連絡をとりまして、石川県がやっているその情報、連絡部との関係でつ

くっている募集要項とか、すぐ手に入りますから。ここにありますので。

したがって、五十連絡部ですから、そう大きな数ではありません。いつまでにこれは調べて出しま

す。その他の都県については、まだ、実際にそ

うものを持つてはいるかどうかも調査しております。

○春名委員 しかし、今度の委員会では、行政機関の個人情報保護法の議論の第一の柱は、センシティップ情報をどうするかという議論をしていくわけですね。野党案は、それをきちっと明記して、

類型化して、これを守るのをはつきりさせなきやいけないと、重要な論点で議論して、そういう法律を今議論しているわけですから、その生きた、今現物の問題が出ているときですから、この委員会に直ちに出していただいて、それに基づく議論をしなければ、私は委員会は実のあるものにならないと思うんですね。ですから、直ちに出してほしいんですよ、すぐに調べて。一日、二日

のうちに。それぐらいできますか。

事項についても、どうなのか、今調べておるこ

ろであります。

ただ、一つだけありましたのは、世帯主だった親権者だったか忘れましたが、こういうものの提供はあったところであります。これは連絡先の関係とか必要になりますので、これは、あつても別に構わないかなというふうに考えているところであります。

○春名委員 早急に調整していただくということと同時に、次に聞きたいのは、地方連絡部は市町村提供の適齢者名簿についてパソコンに入力し管

理していたと報道されているんですけど、パソコン

に入力、管理をしているのかどうか、これを確認したいと思います。

○宇田川政府参考人 お尋ねの件につきましては、今調査申であります。都道府県から提供のあつた情報などを範囲で入力しているのか、あるいは入力しないでそのまま紙で持っているのか、これも調査しておるところであります。

○春名委員 これは技術的な問題ではありませんで、非常に重要な問題でして、そういう管理をしておりますと、現行法の、行政機関の保有する電算機処理に係る個人情報保護法の対象のファイルとなります。第四条には個人情報ファイルの保有制限が明記をされます。この保有制限では、個人情報の電子データを保有する場合にはその保

有の目的に必要な範囲に限る、こういうふうに明確になつております。

○春名委員 ダイレクトメールを送るためであれば、住所と名前があれば送れます。それが目的であります。それで提供してもらつてはいるのです。しかし、そういう管理の仕方を、そのファイルの中に、健康状態について等々が一緒に明記をされて、そしてダイレクトメールを送るためであれば、住所と名前があれば送れます。それが目的であります。それで提供してもらつてはいるのです。しかし、そういう管理の仕方を、そのファイルの中に、健康状態について等々が一緒に明記をされて、そして

ファイアル化されているのであれば、これは完全に現行法への違反となります。どういう事態なのかを明確にしなければなりません。その点をお答えください。

○宇田川政府参考人 委員のお手元にあります石川県のマニュアルには健康状態等がございまし

た。現段階の調査の結果でありますが、健康状態

とか、向こうからの提供はございませんでした。

そのほかの都県についても、あるいはそのほかの

先ほどの議論で、集めたりリストは、現行法でも新法でも、総務大臣への通知、開示の適用除外になると、ということを御説明されました。

その根拠として、新法でいいますと、第十条の二項の適用除外の項目の中の第三号「行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）」に該当するので、適用除外であつて、開示も通知も必要ないというふうに御説明をされました。

しかし、本当に、地方自治体から提出されたこの十八歳適齢人口の名簿がこの三号に適合するのでしょうか。満十八歳の適齢者の情報を提供させているわけですから、それが採用試験に関する個人情報ファイルと全部断定できるんでしょうか。○宇田川政府参考人 委員御指摘の適齢者情報についてであります。防衛庁としましては、おっしゃったように、職員の採用試験に関する個人情報ファイルと全部断定できるんでしょうか。○宇田川政府参考人 委員御指摘の適齢者情報については、防衛庁としましては、おっしゃったように、職員の採用試験に関する個人情報ファイルと全部断定できるんでしょうか。○宇田川政府参考人 委員御指摘があつたかもしれません。しかし、今御指摘があつたかもしれないまでは、おっしゃったように、職員の採用試験に関する個人情報ファイルというふうに考えておつたところであります。しかしながら、今御指摘があつたかもしれないまでは、おっしゃったように、職員の採用試験に関する個人情報ファイルといつておつたところであります。しかし、今御指摘があつたかもしれないまでは、おっしゃったように、職員の採用試験に関する個人情報ファイルといつておつたわけであります。やり方を変えようという検討をしているところであります。

○春名委員 疑義が残るということをおっしゃいました。それ自身が大事な答弁だと思います。

○宇田川政府参考人 私ども自衛隊にとりまして、人員の募集というのは必須の問題であります。

また、若年隊員の募集というのは、これは欠くべ

からざる業務でありますので、従来どおりの、十八歳からちよつと上になりますけれども、募集適齢者名簿につきましては、今後とも地方公共団体の御協力は得たいというふうに考えておるところであります。

私、職員の採用試験に関する個人情報のところで疑義と申しましたが、それはどういうことかといふと、保管していくに当たつてもつと厳密に管理していった方がいいだろう、こういう話であります。

○春名委員 厳密に管理するのは当たり前のことでして、私が言つているのは、この表現でいいますと、「採用試験に関する個人情報ファイル」が、

地方自治体から十八歳以上ぐらいの適齢者の名簿をごそっと提出させておいて、その名簿が全部採用試験に関する情報であつて、ファイルであつてこれは開示請求できない、適用除外である、そんなことが通用しますかと言つておるんですよ。十八歳になった国民を全部、防衛庁が自治体の協力を得て日本全国で集めて、膨大なファイルを集めなくて、それは全部採用試験に係る情報だから、これは開示しません、開示請求されてもしません、そんなことが通用しますか。だから、そういう厳格な管理の以前の話を私はしているんです。

○宇田川政府参考人 防衛庁として、存続のためには隊員を募集するというのは必須な事案であることは申し述べたところであります。そのためには必要な人間を確保する、それが募集であります。もともと募集につきましては、先ほど総務大臣の方からもお話をありましたが、自衛隊法の九十七条で「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」となつておりまして、また自衛隊法施行令の「広報宣伝」、第百十九条がございまして、「都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行ふものとする。」と、

○宇田川政府参考人 いうことは法令上何の問題もないということに

なつておりますので、その提供を受けて私どもが

募集に役立てるということは、当然あり得ることだというふうに考えています。

○春名委員 だから、話をすりかえないのでほしいんですが、もう時間がないのでやめますけれども、その集めることについてどうこう言つておるんじやなくて、あなた方は、この十二条二項三号に適合して開示の対象にもならぬと、こんな、例外だいうようなことで本当にいいのか、そこを変え理していった方がいいだろう、こういう話であります。

私は、この新しい行政機関の法案の欠陥を示す第一に、センシティブ情報の収集禁止規定がないということがいかに重大かということを示すことになりました。第二に、行政機関の個人情報をどうもあると思いますが、この事件は。

第一に、センシティブ情報の収集禁止規定がないということがいかに重大かということを示すことを、同時に、途中で言いましたとおり、必要な資料を全面的にこの委員会に提出をしていただきたいことが明らかになりました。

ですから、引き続きこの点ではしっかりと議論をして、それを踏まえた実のある議論をしていただ

くということを、改めてこの問題の最後に委員長

にお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○村井委員長 承りました。

○春名委員 次に、基本法の方の六条三項の問題についてお聞きをいたします。

「格別の措置」をとる必要があるということがここで書かれていますが、これは、幾つかの分野では個別法の制定が必要だという御認識を明記しているものかと思います。

細田大臣に改めてお聞きをしますが、政府としては個別法が必要と考える分野はどういうところがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○細田国務大臣 御審議の過程でもさまざまなもの

示が、各議員から、あるいは各党からも出されました。それぞれに応じまして、必要なものは担当

の各省で検討をこれからも進めるのではないかと思思いますけれども、現時点で申しますと、はつきりと検討に着手しているものを申しますと、医療分野につきまして、これは厚生労働省からも御答弁ありましたけれども、一昨年の六月に、それまで守秘義務が課されていなかった看護師等についても新たに守秘義務を設けるための法制が行われまして、今後の課題としてどういうところがあるかということが、またさらに検討されるものと思つております。

それから、金融分野につきましては、本法案の審議状況を勘案しつつ、引き続き金融審議会等におきまして、金融分野における個人情報の取り扱いについて検討をすることとしておるところでございます。

それから、電気通信分野におきましては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを運用するとともに、本年二月より研究会を開催し、必要な措置のあり方についても御議論いただいておるところでございます。

先ほども、午前中も野党の議員からも、緊急に早くこの法律を、個人情報保護法自体を早く施行しないと影響が大きいぞというお話をございました。私どもも、その認識は共通しております。さらに必要なものは個別法で対応すべきだと考えております。

○春名委員 大臣、申しわけない、もう一点だけ確認ですが、十五日の日に、この六条第三項に基づきまして追加的な保護措置が必要なものは、その性質や利用目的によっては個人の権利利益の侵害のおそれが高いもののことです。そのとおりだと思うんですね。これに該当する個人情報については、例えば金融分野における個人情報などが考えられる。

今お話を出たんですが、細田大臣自身の認識なんですが、個人信用情報の分野、信用情報の分野での個別法はぜひとも必要である、こういう御認識だということで理解してよろしいですか。

○細田国務大臣 午前中に出されましたさまざま

な実態、これは、やはり非常に事態は深刻なもののがございます。勝手に多重債務の情報を流す者があつたり、いろいろございます。現行法上は、必ずしもそれが、十分な対応ができるにくらい点があることは、事実でございます。しかし、この法律でもこれは対応はできます。ただ、それで十分かどうかかは、やはり金融の専門の方に十分検討をしていただきたいと思つております。

○春名委員 大臣は、どうしても必要だという認識は言わないけれども、しかし、十分かどうか、よく検討せにやいかぬということですね。それは言われているわけです。

そこで、その信用分野を担当する金融庁と経済産業省に来ていたいたのでお話を聞いていきたかったら、このままでは、今後、個人と金融仲介機関とのかかわりにおきまして個人情報の取り扱いが重要な論点になると考えられますことから、これまでも、個人情報の保護に関する法律案に加えまして新たな追加的な措置が必要かどうかといった点につきまして、金融審議会等におきます。議論をいたってきているところでございます。

今後とも、個人情報保護法案の審議における意見を参考にしつつ、また、個人信用情報の保護等について何らかの立法措置が必要か否かを含めまして、金融分野における個人情報の取り扱いにつきまして検討してまいりたいと考えております。

○春名委員 今の答弁には、私はちょっと理解ができません。必要か否かを含めて検討すると、ということは、要らないということも結論としてあるという御認識ですか、金融庁は。

○三國谷政府参考人 様々申し上げます。

現時点におきまして、金融分野に関する個別法を整備する必要があるか否かにつきまして、一定

の結論が出ているわけではありません。

繰り返しになりますが、恐縮でございますが、本当に個人情報保護法案の審議におきます意見をいただきたいと思います。

○春名委員 大臣は、どうしても必要だという認識は言わぬわけですが、しかし、十分かどうかは、やはり金融の専門の方に十分検討をしていただきたいと思つております。

○春名委員 全然後退していると思いますよ。私、どうか、よく検討せにやいかぬということですね。

そこで、その信用分野を担当する金融庁と経済産業省に来ていたいたのでお話を聞いていきたかったら、このままでは、今後、個人と金融仲介機関とのかかわりにおきまして個人情報の取り扱いが重要な論点になると考えられますことから、これまでも、個人情報の保護に関する法律案に加えまして新たな追加的な措置が必要かどうかといった点につきまして、金融審議会等におきます。議論をいたってきているところでございます。

今後とも、個人情報保護法案の審議における意見を参考にしつつ、また、個人信用情報の保護等について何らかの立法措置が必要か否かを含めまして、金融分野における個人情報の取り扱いにつきまして検討してまいりたいと考えております。

○春名委員 今の答弁には、私はちょっと理解ができません。必要か否かを含めて検討すると、ということは、要らないということも結論としてあるという御認識ですか、金融庁は。

○三國谷政府参考人 様々申し上げます。

現時点におきまして、金融分野に関する個別法を整備する必要があるか否かにつきまして、一定

の結論が出ているわけではありません。

繰り返しになりますが、恐縮でございますが、本当に個人情報保護法案の審議におきます意見をいただきたいと思います。

○春名委員 全然後退していると思いますよ。私、どうか、よく検討せにやいかぬということですね。

そこで、その信用分野を担当する金融庁と経済産業省に来ていたいたのでお話を聞いていきたかったら、このままでは、今後、個人と金融仲介機関とのかかわりにおきまして個人情報の取り扱いが重要な論点になると考えられますことから、これまでも、個人情報の保護に関する法律案に加えまして新たな追加的な措置が必要かどうかといった点につきまして、金融審議会等におきます。議論をいたてきているところでございます。

今後とも、個人情報保護法案の審議における意見を参考にしつつ、また、個人信用情報の保護等について何らかの立法措置が必要か否かを含めまして、金融分野における個人情報の取り扱いにつきまして検討してまいりたいと考えております。

○春名委員 今の答弁には、私はちょっと理解ができません。必要か否かを含めて検討すると、ということは、要らないということも結論としてあるという御認識ですか、金融庁は。

○三國谷政府参考人 様々申し上げます。

現時点におきまして、金融分野に関する個別法を整備する必要があるか否かにつきまして、一定

の結論が出ているわけではありません。

繰り返しになりますが、恐縮でございますが、本当に個人情報保護法案の審議におきます意見をいただきたいと思います。

○春名委員 全然後退していると思いますよ。私、どうか、よく検討せにやいかぬということですね。

そこで、その信用分野を担当する金融庁と経済産業省に来ていたいたのでお話を聞いていきたかったら、このままでは、今後、個人と金融仲介機関とのかかわりにおきまして個人情報の取り扱いが重要な論点になると考えられますことから、これまでも、個人情報の保護に関する法律案に加えまして新たな追加的な措置が必要かどうかといった点につきまして、金融審議会等におきます。議論をいたてきているところでございます。

今後とも、個人情報保護法案の審議における意見を参考にしつつ、また、個人信用情報の保護等について何らかの立法措置が必要か否かを含めまして、金融分野における個人情報の取り扱いにつきまして検討してまいりたいと考えております。

○春名委員 今の答弁には、私はちょっと理解ができません。必要か否かを含めて検討すると、ということは、要らないということも結論としてあるという御認識ですか、金融庁は。

○三國谷政府参考人 様々申し上げます。

現時点におきまして、金融分野に関する個別法を整備する必要があるか否かにつきまして、一定

○春名委員 金融庁とほぼ同じ認識を言われて驚いたんですが。

最後になりますけれども、高市副大臣、一点だけ聞きますね。

四月十七日付の御答弁で、今度の基本法ができるならガイドラインの変更が必要になるという御答弁をされておられます。それが必要だと考えています、今のガイドラインの中には特定の機微な個人情報の収集に対する制限ですとか個人情報の収集に際しての本人同意の取得ですか、それから本人からの利用停止要求への対応といった事項も含まれておりますので、今回の法律案と照らし合わせますと、この法律に基づく措置として適用していくには明確性などの点でかなり困難と思われる事項が含まれてますので、法律案の内容に合わせて直したいというふうに言われている。

これはどういうことか。つまり、機微な情報、センシティブ情報の類型化というのは、基本法にないからこれを取つてしまおうということなのですか。それから、個人情報の収集に際しての本人同意の取得、これも必要ないということでガイドラインを緩くしてしまうということなのか。本人からの利用停止要求への対応ということも、基本法に合わせて緩くするということなのか。現行のガイドラインを緩くするというふうにしか聞こえないわけでありまして、これは重大でありますので、この点を明確にしてください。

○高市副大臣 確かに経済産業省のガイドラインは、平成九年に、積極的に自発的に取り組んでいこうという業界団体がもしもガイドラインをつくられるときに、こういったことでどうですかといいう一つの提案型でございました。目標型というのですかね。そういった形でしたから、恐らくこの法律案よりもはるかに厳しいという印象を私も持ちます。

その中で、この法律案の中には、指針を国が策定するということで法定しておりますので、あくまでもこの法律案に沿った形でガイドラインといふのは見直していかなければいけません。例えば、

先ほどおっしゃいました特定の機微な情報に関する規定でござりますけれども、これも、何が特定の機微な情報に該当するかというところがあいまいな点も多く、ここは見直しの必要性がござります。

もともとはこれは、平成九年の時点で、経済産業省は当時のEUの議論を参考にしてまいりました。その中で、人種ですか民族ですか宗教、思想、信条、労働組合への加盟、政治的見解、健

康または性生活に関する情報といったようなことまで書いてございましたので、このEUの議論を参考にしたのでございますが、やはり現在は何

が特定の機微な情報に該当するかというのが非常

にあいまいでござりますので、ここは見直したい

と思います。

それから、情報技術の発達によりまして、個人情報の蓄積ですか加工、編集それから流通が容易となりましたので、個々の個人情報がマッチングされてしまう結果、容易に機微な個人情報とい

うのが生み出される状況もござりますので、この

点からも見直しをする必要があると思います。

それから、本人同意の点でござりますけれども、

これも、法律に基づく一律の措置として運用する

には困難と思われる事項が含まれていて、このよ

うに考えております。

○春名委員 終わりますけれども、基本法ができたら今あるガイドラインがこれほど緩くなってしまう、これは大問題だということを、私は、きよ

うはつきりしましたので、改めて指摘をして、きよ

うの質問を終わります。

○村井委員長 続いて、保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人です。

防衛庁の官房長に来ていただいていますか。も

う入っていますか。

官房長、もう答弁書を見ないで端的に答えてく

ださい。去年、防衛庁リスト事件がありましたよ

ね。何を反省したんですか。簡潔に言つてくださ

い。

○保坂委員 何か声が小さくて、反省と言つたの

かどうかわかりません。

もう一回、答弁者を指定しますよ、宇田川局長

に答えてほしいんですよ、今、官房長がかわって

答えましたけれども、どうしてかわって答えたの

かわかりませんが。

昨年の六月に起きましたいわゆるリスト事案、これは、私どもの反省点をいたしまして、個人情報に対する認識の甘さ、これがあつたということが端的に言えようかと思います。

○保坂委員 その認識の甘さそのものがまた問題されたわけで、これは重大だと思います。

これは防衛庁の宇田川局長伺いますが、ちょ

うど去年、実は防衛庁の扱いの中に応接記録とい

うのがあったということを問題にしましたよね、

一年前ですが。その中に、郵便局を退職した後、

市のゴルフ場の役員か、息子が二佐の自衛官らし

い、現在の不況から息子の再就職が不安、こうい

うことが書いてあるんですね、情報公開業務日報

に。

こういうことを逐一問われて、何を反省したん

ですか。今回のこと、重ね合わせて考えないです

か。そういう角度からの率直な言葉を聞きたい。

○山中政府参考人 今のお尋ねの応接記録でござ

いますが、これは情報公開の事務手続の手引に位

置づけられておりまして、いわゆる情報公開窓口

におきます情報提供に際して、再度の問い合わせ

や事後の開示請求もあり得るということで、でき

る限り応接記録を作成することが望ましいとい

うことですやつてきているものでござります。

ただ、いずれにしましても、私ども、この応接

記録そのものについての問題はざることながら、

今お尋ねの個人情報の取り扱いという観点から申

し上げますと、昨年の十一月に、今回問題とされ

ております事案につきましては、住民基本台帳法

に基づく四項目、これに限定した提供を受けようと

いうふうな取り扱いの変更を行つてはいる。これは

反省に基づくものだというふうに考えておりま

す。

○保坂委員 何か声が小さくて、反省と言つたの

かどうかわかりません。

もう一回、答弁者を指定しますよ、宇田川局長

に答えてほしいんですよ、今、官房長がかわって

答えましたけれども、どうしてかわって答えたの

かわかりませんが。

○村井委員長 委員長が指名しました。

○保坂委員 防衛庁では、六月のこの事態を受け、はつきりと、全職員の意識改革、教育研修やチェック体制の充実、行政の透明性を確保するため、情報公開をめぐつてもこういう事態を繰り返さないようにしたいと言つてはいるわけですよ。

それで、やつたのは十月でしょ。

今回の答弁の中で、こういうことがあって信頼を損ねて申しわけないとか、あるいは、去年あれだけのことがあったのにやはり配慮が足りなかつた、そういう意識はないんですか。

○宇田川政府参考人 朝の委員会で、適齢者情報として入手すべき範囲につきましては四情報といふことを去年の十一月に募集担当者会同で指示したわけであります。実は、この前からのリスト事案の話がありましたので、六月ごろから、全般に何か問題があるとまずいということでチエックしておきました。その一環として十一月になつたとこのが次第であります。

○保坂委員 つまり、余り反省ということはない、ちゃんとやつていたけれども六月から十一月までかかったというふうにしか聞こえないんだよね、今。

片山大臣、このやりとり、実は片山大臣にも去年答えていただいていて、郵便局の退職後ゴルフ場に勤務云々と、これは詳細はわからないが、ちょっと必ずしも適切じゃないですねという答弁がありました。その後わかつたのは、実は総務省自体がこういった応接記録をつくれと言つていたこともあって、これは徹底的な見直しを私は指示しました。その議論は、きよはいたしません。

先ほどの答弁の中で、四情報プラス健康情報についてのことをおつしいました、自衛隊の募集業務にとつて。これは、健康情報は必要に含まれるというのが大臣の見解ですか。

○片山国務大臣 防衛庁の方が、四情報が適当だ、こう言つてはいるので、私も、何度も言いますように、四情報が適当だと思いますよ。

ただ、健康情報なんというのは、やはり自衛隊

の人は健康でなきやいかぬから、その必要が十分あつて地方団体も納得するなら、それもまあ真ん中辺かなと。いいとか悪いとかということじやありません。その辺が、いいか悪いかのボーダーラインではないかという感じを申し上げたわけであります。

○保坂委員 片山大臣、今回議論になつてゐるでしょ、センシティブ情報の議論をずっとやつてますよ。健康情報の中には心身にかかるあるゆる情報があるんですよ。たゞ元気だと大変健 康で問題ないという情報だけじゃないんですよ。病氣があるとか、かくかくしかじかの理由で例えば学校に行けなかつたとか、さまざま情報があるんですよ。それはいいんですか、今みたいな答弁で。

○片山国務大臣 いや、だから、健康でもいろいろな表現の仕方があるので、健康か不健康かといふぐらいうなり、それは、あなたが言うよう、セシティ情報というものは必ずしも概念は決まりませんけれども、何の病氣をしたとかどうだつたとか、そういう細かいことまでやると、それは私も問題だと思います。

ただ、それは、必要とする防衛庁の方のお話と受けた地方団体との方の話で、マニュアルでどこまでどう書いてあるか私は知りませんよ、現実を。だから、それは十分防衛庁の方で考えて適切な対応をすべきであると何度も言つています。

○保坂委員 それは、今すぐと言われてもわからぬと恐らくおつしやるでしょうけれども、どういう健康情報を自治体が出していったのか、ぜひ調べてくださいよ、片山大臣。

それに加えて、先ほどの午前中のやりとりで、もし今回提案の法律に係つた場合にはどういうことで、これは、答弁は片山大臣ですよ。防衛庁の方が考えている、そして総務省の方が考えているのは、先ほど同僚委員も触れましたけれども、職員の採用に関する個人情報ファイルと解釈して適用除外と考えることもあると言つているんです。片山大臣はどう思いますか。これをお出している責任

者ですよ。

○片山国務大臣 だから、採用試験に係る、係る範囲というのはこれはいろいろなケースがあるの で、そのケースに応じて判断せざるを得ない。最終的には地方ですよ、私は何度も言いますけれども、こうことの解釈は、一義的にはそれぞれの行政機関の長にある。

○保坂委員 そうじゃなくて、今提出している法案をどう読むかという話じゃないですか。こういうことがあつたときに、まさに採用試験そのものの情報ではなくて、十八歳になった適齢者の、広範な若者の情報ですよ、それこそ健康情報も含めて。それが適用除外になるのかどうか、はつきりこれは答えてもらわないと審議になりませんよ。

○片山国務大臣 それは採用試験の内容によるんですよ。(保坂委員「話が全然違う」と呼ぶ)いやいや、採用試験の内容によるので、我々としては、これが適用外になるのかどうかはつきり答えや住所表示、法人や公共施設等の名称のみで番号や住所表示、法人や公共施設等の名称のみであります。(保坂委員「話が全然違う」と呼ぶ)これは、これは総務大臣の事前通知の対象外だ、こういうふうに言つているわけであります。

○保坂委員 到底納得できませんので、これはとりあえずどういう扱いだったのか、あらゆる資料を防衛庁からも出していただいて、総理、防衛庁長官出席のもとに当委員会での集中質疑、これを求めたいと思います。委員長。

○村井委員長 理事会でお預かりさせていただきます。

○保坂委員 それでは、民間個人情報の問題に行きたいと思います。

いろいろ苦労されて、政府もカーナビ論争にされなりの整理をということで考えられたようですが、私、これを読みまして、細田大臣の答弁も聞きまして、やはり、まだ少し政府に混乱があるんじゃないかという気がいたします。

というのは、これは確認をいたしたいのですけれども、五千以上の個人情報を搭載したカーナビのデータベース、住所、氏名等々五千以上データを、既に積んでいるデータベースを使用して事業の用に供している者というのは、取扱事業者の対

象にするんですか。細田大臣、これはどうですか。

○細田国務大臣 まず、携帯ナビを含めインターネット上で公開されているデータベースを利用することは、単に他人が提供するサービスを利用するものにすぎず、個人情報データベース等を事業の用に供しているとは言えない。ただし、インターネット上から、政令で定める件数五千件以上の個人情報を自己のデータベースに取り込んで利用する場合などは別であるとまず申し上げまして、

その横並び的な発想なんですが、データを含むカーナビ等を購入等しまして利用する場合であつても、カーナビ等に含まれているデータが、電話番号や住所表示、法人や公共施設等の名称のみであります。(保坂委員「持つていいからいいです」と呼ぶ)

それから、さらに、五番、六番のところですね。(保坂委員「もう飛ばしていくないです」と呼ぶ)六番のところで若干誤解が生じ得る表現をしていましては、はつきり私なりに整理しますと、六番から七番にかけてでございますが、例えば、宅配事業を行う者が個人情報データベース等に該当するカーナビ等を自己管理のもとで宅配事業に利用する場合などについては、七番に統けまして、市販されているカーナビ等をそのまま事業目的の範囲内で使用する場合、第二条五項の「保有個人データ」に該当せず、開示、訂正、利用停止の義務の対象とならないのみならず、利用目的、制限等の義務に違反するケースも実態上ほとんどないと考えられる、こういうふうに言つております。

○保坂委員 私もちょっと気が短いので、本委員会で二回朗読されたものを三回目朗読されるのはつらいなと思つたんですが、決定的なところで、細田さん違つたんですね。これは、宅配事業の場合は該当し得る、ただ、その場合は大量の顧客情報をコンピューター処理するのと同じだとしても、前回は。そこを今回つなげられた

んですね。つまり、ほとんど当てはまらないよと安心情報にしたんですが。

さて、藤井審議官に伺いますが、ちょっととこれ、率直に見ても矛盾していませんか。つまり、前段で細田大臣が読んだ、五千件以上インターネット上などから取り込むというのは、主動的、能動的に作業して五千件以上、一から五千まで取り込むとすれば、例えば何百万というデータベースを利用する場合には該当しますよと言つているわけですね、五千件以上。

ところが、カーナビについて言つているのは、そうではない。これは何百万というさまざまな情報、その中に個人識別可能な個人情報も含めて五千件以上ある場合には該当しますよと言つているわけですね。もし、このカーナビの解釈が正しいとすれば、例えば何百万というデータベースを利用する、これは、必ずしも五千件じゃなくても該当するじゃないですか。論理的にわかりますですね。整理されていない。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

大臣の御説明についてということでございますけれども、私は大臣の御説明は間違つてゐるとは思つております。この趣旨を御説明しておられると思いますが……(保坂委員「だから、データベース」と呼ぶ)はい。むしろ、大臣が御説明なさいたかったのは、現実のカーナビというのが現段階ではまだパソコンとして仕事に使うというような機能なりデータベースを持つてゐるというものはほとんどないということであれば、そこは、メディア等でいろいろな誤解を受けていたのはございましたが……(保坂委員「だから、データベース」と呼ぶ)はい。むしろ、大臣が御説明なさいたかったのは、現実のカーナビというのが現段階ではまだパソコンとして仕事に使うというような機能なりデータベースを持つてゐるというものはほとんどないということであれば、そこは、メディア等でいろいろな誤解を受けていたのはございましたが……(保坂委員「だから、データベース」と呼ぶ)はい。むしろ、大臣が御説明なさいたかったのは、現実のカーナビというのが現段階ではまだパソコンとして仕事に使うというような機能なりデータベースを持つてゐるというものはほとんどないということであれば、そこは、メディア等でいろいろな誤解を受けていたのはございましたが……(保坂委員「だから、データベース」と呼ぶ)はい。むしろ、大臣が御説明なさいたかったのは、現実のカーナビというのが現段階ではまだパソコンとして仕事に使うというような機能なりデータベースを持つてゐるというものはほとんどないということであれば、そこは、

この部分でございまして、いかにもこういうふうな書き方をすると、カーナビが、もうすべて対象事業を認定する個人データベース、それに相当するものというふうに誤解されていたと、いうことはほんんどないということであれば、そこは、メディア等でいろいろな誤解を受けていたのはございましたが……(保坂委員「だから、データベース」と呼ぶ)はい。むしろ、大臣が御説明なさいたかったのは、現実のカーナビというものが現段階ではまだパソコンとして仕事に使うというような機能なりデータベースを持つてゐるというものはほとんどないということであれば、そこは、

する」とはよくないということで処理をされたんだと思います。

○保坂委員 委員長、質問に答えていただかない時間がどんどんなくなっちゃうので、ぜひ指揮の方をお願いします。

藤井審議官が細田大臣にこうやつて整理しました。しようと事務方として提案している側ですから、それはあなたの整理の仕方にやはり矛盾があるということを、私の方はあえて言いたいと思います。

例えば、これは二回答弁しているんですね、大臣が、前回、先週。これは、米屋や本屋は入らないけれども、カーナビで配達しても、宅配便業者は入るということだと。私は、これで質問を用意したんですよ。保坂宅配というのを聞かせて、例えば四、五年たつてこうしたらと、そういう質問がまた覆るわけですね。

これは藤井さんにも一度端的に聞きたいんですけども、いいですか、よく聞いてください。つまり、カーナビの場合は、五千件以上のものをデータに持っているわけです。そして、インターネットや携帯などで接続する他のデータベースの場合も、もっと持っているわけです。ですから、これは、五千件以上の個人情報を持っているカーナビに接続して使用することが事業の用に供するという要件を満たせば、これは藤井さん、ちゃんと答弁しているわけですよ、適用になります。商売なんかで使っているものも個人情報取扱事業者ですと。一回目の議論のときに答弁しているんです。これは撤回されますか。撤回されるなら撤回されると言つてくださいよ。

○藤井政府参考人 前回も一回御答弁申し上げたのですが、要は、カーナビに電話帳の情報が入っているというような議論から最初は始まつたものですから、電話帳というのは、個人の名前と住所、それと電話番号、それが入つて、それ以外に地図情報が入ると、これは一般的には個人データベース、それこそ件数次第でデータベース可能性になるということで、そういう御説明をしたところ

ろなんですが。その後、技術が進歩発展していくいろいろなカーナビが開発されていくかもしません

けれども、少なくともこれは、保坂先生が御指摘だつた、今、電話番号で場所を検索するというような機能ぐらいのカーナビはざらにあるんですね。

が、こういったものは、個人の氏名が入つているということは普通はないと考えられる。そういうものは、これはそもそも個人情報を体系的に整理したデータベースではないということで、それはもとから外れますということで、むしろ、最初の保坂先生の御質問を私ちよつと取り違えたんだ

うとりますが、そういうことから始まって、ちよつと認識のズレかと思つております。

○保坂委員 では、ちよつとここを押さえおきたいんですけども、電話番号と住所だけじゃなくて、地図ですね。結局、個人情報は何かというところで、「他の情報と容易に照合することができます」、それにより特定の個人を識別することができれば住所、氏名入りの地図なども販売されています。これと引き合わせれば識別できるわけじゃないですか。どうしてこれは個人情報じゃないんですか。

○藤井政府参考人 個人識別性についての御質問というふうに承りますが、これもちょうど午前中の議論にもあつたんですが、識別可能であるかどうかという判断は、実は結構難しい判断ではございません。ただ、一言言えるのは、行政機関法は、

容易に「容易に」としているたんですが、事業者の方は「容易に」としているたんですが、事業者の方は「容易に」をしていて、個人を特定するための一番のポイントになる情報は「氏名だ」と思つております。

したがいまして、氏名がそういうほかの属性情報と直接結びつくようなシステムになつていて、呼ぶ事業と言えるには、やはり社会的に事業と認められるような活動に使われるということではなくかというの、これは大きな決め手だと思つております。(保坂委員「ポイントは氏名」と呼ぶ) はい。

○保坂委員 それで、私は、こういうのがみんなであります。

○藤井政府参考人 答弁がもうめちゃくちゃになつてしまつたね。

当ではまるぞということを言つてあるんじゃないですよ、実は効果的な個人情報保護ですね。それこそいろいろな事件が起きないようにするためには、かなりしつかり縛つた方がいいだろう。

全部網をかけるといろいろな矛盾が起きてくると、いうことを指摘しているので、これは誤解のないようにしてください。

では、年賀状ソフトというのはどうでしょうか。一番売れているそうですけれども、「筆ぐるめ」とか「筆王」、こちらが一番売れているんですね。これは便利

ですよ。これは、全国のデータ、NTTの電話帳に入っているデータがインプットされているそうですね。そういう便利なもので、これは、パソコンで年賀状を書きたいからと、皆さん、ある程度、私の親の世代なんかはみんなパソコンにみなれています。高齢者の中でも、私もパソコンでやつたのよなんて自慢をしている。これは相当売れているんですね。

○保坂委員 総合的に解釈なんかしないんです。裁判官は法文で解釈するんです。ですから、そんなことしませんよと、保坂さん、そんな細かいことばかり聞かないでくださいと言つたってだめなんですよ。藤井さんの思いとか、あるいは立法者の思いなんというのは残らないんですよ、しょせん法律というのは。これはひとり歩きしていくわけですよ。それによつてそれこそ違反かどうかというのが見られて。これは、違反したら逮捕ですよ、最後は。それだけ厳しい網をかけるんですよ。

○藤井政府参考人 今御指摘のケースの場合は、そのソフトの中に、電話番号ですと、自分で氏名を打たないにもかかわらず氏名と住所が自動的に出てくるというものですか。

事業者、ぴつたりじゃないですか。

○藤井政府参考人 今御指摘のケースの場合は、そのソフトの中に、電話番号ですと、自分で氏名を打たないにもかかわらず氏名と住所が自動的に出てくるというものですか。

○保坂委員 総合的に解釈なんかなんであります。裁判官は法文で解釈するんです。ですから、そんなことしませんよと、保坂さん、そんな細かいことばかり聞かないでくださいと言つたってだめなんですよ。藤井さんの思いとか、あるいは立法者の思いなんというのは残らないんですよ、しょせん法律というのは。これはひとり歩きしていくわけですよ。それによつてそれこそ違反かどうかというのが見られて。これは、違反したら逮捕ですよ、最後は。それだけ厳しい網をかけるんですよ。

例え、今言われたカーナビに氏名があるかどうかがポイントだと言うわけですよ、藤井さんは。氏名があるものを今度は出したら、これは当たるんですけど、あくまで、いわば……(保坂委員「結論だけ言つてください、該当するのかどうか」と呼ぶ) 事業と言えるには、やはり社会的に事業と認められるような活動に使われるということであれば事業となりませんので、今御指摘のようないいことばかり聞かないでくださいと言つた事例は、通例は事業と見られないというふうに考えます。

○保坂委員 答弁がもうめちゃくちゃになつてしまつたね。

では藤井さん、どこに書いてあるんですか、その規定要件は。社会的に認められる、認められるの包括的な個人情報保護体系をつくる意味は、すべからく事業の用に供して、営利・非営利を問わず、十歳の子供でも、それこそ八十年の御老人でも、やはり個人情報をある一定以上扱つて、そこに個人情報漏えいなりプライバシー侵害の蓋然性があれば、これは縛る、対象にする、主務大臣が取扱事業者として対象にしますよと、こういうことだけ答えてください。

○藤井政府参考人 法文上は事業だけでございますが、その事業の解釈に当たっては、その法律の目的、趣旨から総合的に解釈して判断すべき、こういう理解でございます。

○保坂委員 総合的に解釈なんかなんであります。裁判官は法文で解釈するんです。ですから、そんなことしませんよと、保坂さん、そんな細かいことばかり聞かないでくださいと言つたってだめなんですよ。藤井さんの思いとか、あるいは立法者の思いなんというのは残らないんですよ、しょせん法律というのは。これはひとり歩きしていくわけですよ。それによつてそれこそ違反かどうかというのが見られて。これは、違反したら逮捕ですよ、最後は。それだけ厳しい網をかけるんですよ。

○藤井政府参考人 今御指摘のケースの場合は、そのソフトの中に、電話番号ですと、自分で氏名を打たないにもかかわらず氏名と住所が自動的に出てくるというものですか。

○保坂委員 総合的に解釈なんかなんであります。裁判官は法文で解釈するんです。ですから、そんなことしませんよと、保坂さん、そんな細かいことばかり聞かないでくださいと言つたってだめなんですよ。藤井さんの思いとか、あるいは立法者の思いなんというのは残らないんですよ、しょせん法律というのは。これはひとり歩きしていくわけですよ。それによつてそれこそ違反かどうかというのが見られて。これは、違反したら逮捕ですよ、最後は。それだけ厳しい網をかけるんですよ。

個人情報保護の方からしっかりと押さえなきやい  
けないのは、むしろ電話番号から直ちに氏名や郵  
便番号を出せる情報であつたり、カーナビそのも  
ので、これをつくる人だと思うんですよ。それは、  
いろいろ、当然対象であることはおわかりのとお  
りですね。自分はプリントアウトで権利行使した  
い、ここに入れないでほしいということは、これ  
を出版したり発売したりするソフトウエアメー  
カーノなどに言うことは当然できますね。

ところが、実際にそれを買って、単に全く加工  
せずに何万个も売って、それを買った人に、いわ  
ばパーソナルユースですね、しかも変更等がなく  
て、その中から選ぶというパーソナルユースをす  
る人にこの法の規制が及ぶと考えて、例えば開示、  
訂正、利用停止といつても、実態は意味のないこ  
とではないかというので、前に具体的な御指摘が  
ありましたから、それらは該当しないと解釈する  
のが当然ではないか。本当にこれら個人の情報が  
保護されるべきだと思えば、そのもとを変えなけ  
ればいけないですから、カーナビ会社あるいは  
年賀状のソフト作成会社に文句を言うべき筋合  
いのものではないか。それは当然適用になる、こ  
ういうことが常識論ではないかということなので、  
法律論で一つずつることはごたごたしました  
けれども、それが私どもの考え方であります。

○保坂委員 そうすると、今まで改めて大臣見解

が出たのですが、藤井審議官、政府がせっかく苦

労してつくった答弁の中には細田大臣が言われた

ことと違うことが書いてあるんですよ、これ。

だって、今言わされたのは、メーカーが縛られる

べきであつて、個々のユーザーまであれこれ言わ

れるようなことはちょっと常識に反すると言われ

たわけです。ここに書いてあるのは、カーナビで

も、名前が含まれているものが五千件以上入って

いれば対象になり得る、しかしこれは事業の用に

供している者という要件がつくがと、こういうふ

うに言っているんでしょ。違うじゃないですか、

今、細田大臣の答弁と。

○藤井政府参考人 お答えします。

個人情報保護の方からしっかりと押さえなきやい  
けないのは、むしろ電話番号から直ちに氏名や郵  
便番号を出せる情報であつたり、カーナビそのも  
ので、これをつくる人だと思うんですよ。それは、  
いろいろ、当然対象であることはおわかりのとお  
りですね。自分はプリントアウトで権利行使した  
い、ここに入れないでほしいということは、これ  
を出版したり発売したりするソフトウエアメー  
カーノなどに言うことは当然できますね。

（）

一つは、利用するデータベース等が個人情報  
データベースということが言えるかどうか。その  
判断の中には、個人が識別できるような情報、特  
に氏名等が入っているかどうかとか、あるいは体  
系的に記録されているかどうかとか、そういう要  
件が入ってくるということです。

第二番目の要件といたしまして、当該データ  
ベース等を事業の用に供しているかどうかという  
要件が入ってくると思ってます。その中で、今  
まさに御指摘のあつたような、やはり社会的に事  
業と見られるようなものでなければこの法律とし  
て規制対象にする必要がない、これは大臣がよく  
おっしゃっているところでございますが、まさに  
そのとおりだと思つております。

最後には、若干政令マターになるのですけれど  
も、取り扱う個人情報の量とか利用方法から見て、  
個人の権利利益の侵害のおそれがないもの、これ  
は別途、五千件未満のものなんかでござりますけ  
れども、そういうものは適用除外にするとい  
うことでございまして、答弁がぶれているというよ  
りは、むしろ委員の御指摘の中でちょっとあいま  
いだったところがより議論で鮮明になつてきたん  
だと思つております。

○保坂委員 委員長、ちょっとお願ひしますよ、  
これ。簡単なことなんですね、細田大臣よくわか  
つくるんですよ、これは。そのメーカーがまずい  
ろいろ気をつけなければいけないということを細

田大臣は言つているわけですよ、米屋さんや本屋  
さんまで縛られてはいかぬと、宅配業者は入ると  
すよ、さつきから終始答えていないのが、

データベースにして氏名がある五千件以上のもの  
のを使う場合には、一定の要件をかけて取扱事業  
者になり得るという政府の見解。データベースに

たまつたと、では、そろそろ介護事業をやろうか  
など、だけれども、それを使つたときに目的外使  
用に入るかどうかなんという、こういうややこし  
かかもしれません、もともと大体三つの要件があ  
ると思っています。

○細田国務大臣 私も、前回の選挙のときは、電  
話番号から直ちに名前が出るソフトは利用しまし  
て、別途七万件ぐらいの情報は持つているのです  
が、選挙のときに、ぱあっと集まる紹介状は電話  
番号でも打ち込まなければリストになりませんか  
ら、それによってリストをつくりました。ただ、  
私は政治家ですから、政治活動は除外かもしま  
せんが、例えは、私がそこで考えて、何かそれに  
さらに加工を施して、それを別の用に供するとか、  
人にまた出すとかということになると、これはや  
はり新たなこういう取扱事業者になつたと。

これは、私を例示にするのはよくないのですが、  
宅配業者でもそういうことになることはあり得る  
と思います。ただ、今申し上げたように、もう、  
決まつた定番のソフトを買ってそれをただ使う、  
アウトプットするだけのものについては、保坂先  
生もそういうふうな感覚でおつしやつておられま  
すように、これをあえて法の規制の対象となるよ  
うなことで仕切るというのは、やはり余り常識的  
でないなと思つております。

ただ、今私がちょっと例示で申しましたように、  
さらにそれを拡充強化して、ここにはお中元を届  
けたとか、ここにはどことの取引があるらしいと  
かいうことをどんどん書き込めば、そういう情報  
だつて特定の個人情報を処理したことになるわけ  
ですから、いろいろなケースはあるかもしれません  
んですね。

○保坂委員 やはり、わからないですね。  
藤井さんが答えていないのが一つだけあるんで  
すよ、さつきから終始答えていないのが、

○保坂委員 委員長、ちょっとこれ、再度整理し  
てもらわないと、聰明な委員長のことだからおわ  
かりだと思いますが、これじゃ困りますよ、業者  
は。当時はまると言つてみたり、常識論が出てき  
たり。もう一回ちゃんと整理するように指示して  
ください。

○村井委員長 答弁できちんと整理してください。

○細田國務大臣 まず、本来の整理、この規制が及ぶか及ばないかの整理は、私が申し立てるような基本的なラインで整理いたします。

ただ、その中で、開示、訂正、追加、削除の権限を有しないということもございますので、もう一度論理を整理しますので、済みません、もう一度お時間を……。

○保坂委員 宿題を抱えたとということでお、ぜひじっくりこの宿題はやつていただきたい。

そうじやないと困りますよ、本当に。年賀状ソフトも、これだつて、事業者として逮捕までされるなんといつたら、これはとんでもないことになります。本当は、だけれども、そんなに網が広いのかということで、これは当てはまらない、当てはまらないと言つていけば、本来のプライバシーの侵害が守れなくなる。今後、だから、ぜひやつていただきたい。

○細田國務大臣 保坂議員の御趣旨も、私の申しておる常識論と大きなずれはございませんですね。ただ、法文上の事業者とか、いろいろな個人情報取扱事業者の定義とか、それでは、どこでどういうふうに厳密に当てはめて、どこで除外されるのかをもつと明確にしろということですね。それはいろいろな対応で、基本方針としては、一切加工もなく売られているようなソフトを使う人に法の規制が及んだりすることのないような解釈といいますか、きつととした線を出すように、もう一度出します。

○保坂委員 実は、カーナビも大変進んでいて、いろいろな情報を取り込めるんです。年賀状ソフトなんかも、自分でどんどん加工できるんですよ。名刺のファイルと年賀状、あて名、それからメールアドレスを一括して変換するソフトも今人気で、それはもう五千件ぐらいになっちゃうんですね。それは自分で組みかえたりすることができますんで、実は訂正や開示その他、加工はできるんで

す。それだけ言つておきます。

最後の質問ですが、これはまた藤井さん、大きい問題なんですかね。

報道の定義、これはずっと問題になつていますね。報道の定義で、これは最高裁判決に照らして、趣旨に沿つてということを言わわれているようですけれども、政府が答弁をしている、あるいは示している最高裁判決の日は何年の何月何日の、どんな事件の判断で、それは報道の定義に関する判断だつたんですか。これは重大な質問なんで、最後になつちやいましたが。

○藤井政府参考人 私どもが立案に当たつて参考にいたしました最高裁の判断についてでございま

すが、それは、愛知県地方労働組合評議会の機関紙「愛労評」の編集発行人、発行の責任者であり、かつ、名古屋市長選挙に立候補を決意した近藤信一さんという方がいらっしゃったのですが、そ

の選挙運動者である被告人が、昭和四十年三月十二日付臨時大会特集号として、紙面に名古屋市長には近藤信一と大書きして、左肩に写真を掲げて、それで、ちょっと引用文があるんですが、推薦候補者として近藤信一を決定し、戦い抜くことを決定しましたという旨の記載をされた文書を約五百四十部、愛労評書記局員らに、あと、傘下の労働組合書記長ら六名に対して配付または郵送させ、これが公職選挙法第百四十二条違反に問わたれた事件でござります。

本件については、昭和四十四年六月二十六日に最高裁判決が出されておりまして、今申し上げました五百四十部とか六名とか、こういった配付先の文書について、上記の記載をした文書は、特定候補者の当選を目的とした單なる宣伝文書であり、公職選挙法第百四十二条違反の罪は成立する

うような考え方を導き出しているところでござい

ます。

○保坂委員 細田大臣、これは、選挙に関する実務家でもございますから、今驚きました。私は報道の定義ですよ。最高裁判決と言うから、どんな大事件かと思つていたら、まあその当事者にどう

は大事件ですけれども、五百何十人に配付した労働組合の選挙にかかる判決だったと。

これは妥当だと思いますか、報道の定義として根拠づけるのに。これは見解を問うて終わります。

○細田國務大臣 読者に対する判断材料が含まれる主観的な意見、見解のみを述べることは報道に当たらないというようなことが適當かどうか、

我々としては、報道の定義については、法制局におきましてきつと、いろいろなことは参考にされたと思いますけれども、条文を考えていただ

きましたので、どういうふうに参考にしたかということが決定的要因になつたかどうか、ちょっと今はつまびらかにしませんので、法制局ともよく相談をいたします。

○保坂委員 もう終わりますけれども、委員長にお願いします。

これは大問題ですよね。報道の自由あるいは表現の自由ということで、これだけ前回、去年以来の議論をして、政府はこれを受けとめて出してきたんです。その根拠を今担当大臣が示され、

きょうは、そういう昨年一年間の審議、あるいはことになりましてから的新しく提出された法律案等々について、振り返りながら御質問をさせ

ていただきます。

きのうの参考人のお話を伺つておりますが、この自身のとらえるポイントは、細田大臣もITには非常に詳しい大臣でございますけれども、この

情報問題は、かつては、文書を墨で書く、本も余りありませんでしたから、それを、写本といいま

すから墨で写す、そういう情報がペースだつた

でしょう。それが、印刷技術が発達してしまって本になる。それがまた、今度はコピーする機械が生み出されました。そしてまた、それに今度はIT社会が入ってきて、ワープロ、パソコンというのが出てきて、それにメールが出てきて、あつという間に

○大畠委員 民主の大畠章宏でございます。

個人情報の保護に関する関連五法案について質問をさせていただきます。

昨年、内閣委員会でこの個人情報の保護に関する法律案の審議をしてきたわけですが、大

変身が濃いと思いますが、非常にさまざま論議があつたことを思い起こしております。私も内閣委員長としてあの席にずっと座つておりまして、片山総務大臣の雄弁を聞きまして、竹中大臣のいろいろな話を聞きましたし、官房長官のお話も伺いました。防衛庁長官も出てきていた大

臣が、さざまなことがございました。

私は、この個人情報の保護に関する法律案、五

法案あります、今の時代におけるあるいは日本における、国民生活と言つてもいいのでしょうか、あるいは国民の経済活動といいますか、そういうものにも非常に大きく影響する法律案なだけに、今お話をいろいろ聞いておりましたが、あいまいであつては国民党が困つてしまふんですね。やはりつまびらかにしませんので、法制局ともよく相談をいたします。

○保坂委員 終わります。

○大畠委員 そのように、きちんとした政府見解をまとめてくださるように政府にお願いを申し上げます。

○保坂委員 終わります。

○村井委員長 続いて、大畠章宏君。

百人、千人、一万人、一億人のところまで情報が流れる、こういうふうな情報になりました。表をつくるということについても、手書きの表というものは大変なんですが、それをコピーしたり、あるいは電子情報にすればあつという間に世界に広がります。このことは、個人の情報はどうやって保護するかということが非常に問題になつてきました。これは大臣も御存じのとおりであります。

それで、最初のころの発想というのは、きのうも参考人がいろいろおつしやつてましたけれども、個人の情報、これは、行政の個人情報と、個別といいますか民間利用の個人情報、この二つの種類がありますね。どつちがどつちが、きのうも、個人の情報量を持つてるのは圧倒的に行政情報なんですね。民間の個人情報の利用の仕方にもいろいろ問題があつたと私自身も思いますけれども、いずれにしても、そういうものを括して何かきちつとしなきやいかぬということはあります。

そこで、今いろいろもめているのは何かということ、行政の膨大な個人情報をどういうふうに行政内が利用しているか、そして自分自身の、市民の個人情報というのはどういうふうに行政内で回されているんだろう、ここのことこで、行政も電子政府を目指していまして、非常に広範なことでデータのやりとりがされるということは予測するのですが、果たしてどういうふうに行政が管理しているのか、どういうふうに利用しているのか、これは一般市民にはわからんんですね。

ですから、最初にちょっとお伺いするのは、先ほども防衛庁のリスト問題でもめておりましたけれども、住民基本台帳法の四項目というものをやるということ、さまざまなる論議がありながらこの法律案ができたわけであります、そういうものばかりに、まさかこういう形で利用されていると、いうのは一般住民は全くわからないわけですね。それから、去年ももめた原因は、防衛庁の、情報公開法に基づいて資料請求した、それがリストとしてつくられたという話で、大体委員会でもめ

る法案というのは、どこかおかしなところがあるともめるんですね。きつととした法案というのは、そんなにもめないんですけど。それだけに、この個人情報に関する五法案、政府の方も、いろいろ一年間の論議を踏まえて修正案を出されましたけれども、あいまいなところをつぶしていくかなりやつならないと思いますね、国民のために私たちも委員会をやつておるわけですから。

そこで、一番最初に、行政の目的外利用の禁止について基本的にどうすべきかということを、これは政府提案者と、それから野党の方でも対案を提出しておりますから、その二者から、この目的外利用の禁止問題についてどういう基本的な見解を持っているか、お伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 本当に、委員長をやられて御苦労されましたから、大畠委員には釈迦に説法ですけれども。

政府案では、個人情報の利用目的を具体的に明確にさせるということが一つ。その上で、目的外利用や提供の必要があるときは、厳格に嚴重に制限をして使わせる。そのためには、目的外利用や提供の場合には相当な理由がなきやいかぬ。もちろん、職務に属さなきやいかぬ、あるいは個人の権利利益を侵害しちゃいかぬ、これは当たり前のことであります。しかし、その上に、相当な理由がある。これは、原則禁止の例外として認めるにふさわしい、だれでもがなるほどと納得できる客観的な理由でなきやいけませんので、個別事案において厳格に判断すべきであり、決して行政機関の恣意的な解釈を認めない、こういうことでございます。

その上で、目的外利用についても、これは、原則禁止というの野党案も政府案も同じなんありますが、その例外として、政府案では、相当の理由がある場合には目的外利用が認められることがありますけれども、その例外として、政府案では、当該事務の円滑な遂行に著しい支障が生じるときと、極めて厳しい限定を課しているということでございます。

その上で、さらに設けておりますのが手続的な要件でございまして、これは十条三項でございますけれども、利用目的以外の目的で個人情報を利用、提供した場合については、情報公開・個人情報保護審査会に諮問をする、その際に、その目的によって担保していく、こういうことでございまして、教育研修をしましたり、施行状況調査によることで、まず、すべての職員が隅々まで制度の趣旨を的確に理解する、同時に、透明性を確保することによって担保していく、こういうことでございます。

しかし、実際に判断するのは人でございますので、まず、すべての職員が隅々まで制度の趣旨を的確に理解する、同時に、透明性を確保することによって担保していく、こういうことでございます。しかし、実際には、野党案では、健康状態とかそぞろに判断すべきであり、決して行政機関の恣意的な解釈を認めない、こういうことでございます。

○大畠委員 先ほどのお話を、健康状態とかそういう問題も含めて入れることも何か容認するような発言をされておりましたが、四情報をやるるに基づいて当然のことだと思っております。

○大畠委員 先ほどのお話を、健康状態とかそういう問題も含めて入れることも何か容認するような発言をされておりましたが、四情報をやるるに基づいて当然のことだと思っております。

○大畠委員 先ほどのお話を、健康状態とかそういう問題も含めて入れることも何か容認するような発言をされておりましたが、四情報をやるるに基づいて当然のことだと思っております。

したがつて、私は、ここら辺、二番目の質問に移りますが、主務大臣の関与についてどう考えるということ、あるいは、これも何度も言われておりますが、第三者機関の設置についてどういう

ふうに考へてお伺いした。大臣によつて解釈を変える。いわゆる相当の理由がある場合を除くことになつていますが、この相当の理由というのは、今総務大臣がおつしゃつたように、大臣が解釈すればいいといふことになるんでしようか。この主務大臣の関与といふ問題。

それから、いろいろ論議はあります、お金がかかるから第三者機関はつくらないんだといふんです。何のための行政府なのか、何のための政府なのか。金がかかるからこれはやめちやう、金がかかるからこれはもう要らない、そうしてくると、何のためにこういう個人情報保護法というのをつくるのかわからぬ。

私自身も、食品安全委員会の設置法についても質問をさせていただいたことがあるんですが、通常の行政がたくさんあって、その上に食品安全委員会というのをちょっと乗つければいいんだといふんだけれども、どうも、コストの問題と国民が求めているものにどう対応するかというの二つがせめぎ合うときに、コストがかかるから、それは抑えて現状の組織をうまく生かしながらこうやるんだという意識が何かちょっと強過ぎるようになります。

この主務大臣の関与の問題と第三者機関の設置について、もう随分この委員会で議論されておりますが、改めて、政府提出者並びに野党提出者の方からそれぞれお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 我が国の行政は、これも积迦の説法ですが、議院内閣制で各大臣が責任を持つてやる、こういうことです。内閣の意思決定は閣議で決める。アメリカは大統領制で、一人で決まるわけですから。もちろん議会の関与はそれぞれありますよ。

そこで、日本の行政を見るとときに、一番専門家のは役所ですね。それは、それを専門でやってきているんだから。それからもう一つは、法令に

基づいてやつてあるんですよ。法令に基づいて、すべて、法治国家で。したがつて、憲法以下、法

令を守れ、法令に従つてやれと。だから、例えばループが国政を責任を持つて担当して、連帶して国会に責任を持つておる、こういうわけですよ。それぞれの大臣が、責任を持つて、専門家集団を従えて、法令に基づいて仕事をやる、こういうことでございますから。しかも、最終の判断は司法が担保するんですよ、何度も言いますように。だから、大臣がやると、役所がやると恣意的なことをやる、法令に基づかない、法令から離れたことをやる、これはおかしいので、もしそういうことがあつて問題になるのなら、それこそ、処罰規定だとか國家公務員法の懲戒処分だとか、それはもういろいろな担保があるわけですから、何でも第三機関というのは、これはいさか私は問題ではないかと。

アメリカは、権限が大統領に集中しているから行政委員会をたくさんつくりておるんですよ。分けているんですよ。日本は各大臣が責任を持つておるんですよ。総理大臣が一番偉いわけですけれども、これは閣僚の任免権があるから一番偉いんだけど、これは個々の仕事は各大臣ですよ。その大臣と切り離して、ある仕事の個人情報保護の部分だけは委員会にやらせますと、ある意味では二重行政になるんですよ。しかも、その委員会といふのは、国会に責任を持つておる人がなるわけじゃない。民間の人やその他の学識経験者がなるわけで、国会や国民に責任を持つてない。ある意味では無責任になる。

それからもう一つ、上から下まで、地方の末端までその組織をつくるとすれば、これは膨大な人金がかかるわけあります、行革に反するんですね。そういうことのためにそれぞれの役所が

あるんですから。そこのところはぜひ御理解を賜りたいと思います。

○細野議員 総務大臣から大演説がございましたけれども、基本的に、ここがやはり政府の考え方と、与党の皆さんの方と我々の違ひだということには思つております。

先ほど委員がくしくも指摘をされましたが、少なくとも、自衛官の募集に際して、そこに健康新報であるとか、また、これは事実関係を確認しなければなりませんが、障害の有無のような情報が、これを提供されることが私どもは相当な理由に当たるとは考えませんし、それが合理的な判断であるとは思いません。こういう部分について、主務大臣とはいますが、現場の省庁に判断させることが果たして適切なのかどうなのか、我々は、その出発点において、やはり、できる限り客観的な組織にそこに判断に入つてもらつた方がいいだろう、そういう判断をいたしております。

行革の議論とは全く違うレベルで適切な運営を図つていくというのが私どもの趣旨でございまして、目的外利用の部分に例をとりますと、この部分についてこの審査会をきちっとかかわらせることは、私は、この法律を適正に運営するために不可欠な要因である、そのように考へております。

○山内(功)議員 民間の方に限つてお話をさせていただきますと、やはり、事業を所管する主務大臣や官庁が個人情報保護の監督をするという形をとるとしますと、省庁が所管する事業について、個人情報の保護に名をかりて、みずからの都合のいいやり方で恣意的な関与や介入を行う可能性があり得ます。あるいは、特定事業者との癒着が起きる可能性も否定できないと考えています。

また、省庁で統一的な運用がそれではできるんでしょうか。さらに、ばてんヒットのよう、各主務大臣の網の目から漏れるようなケースが出てこないのか等、いろいろな問題があろうかと思つてゐます。

新しい政府案も、幾ら基本原則を外したからといつても、法案の骨格とも言える部分に主務大臣の監督という点についてはしっかりと残しています。少しもこの重要な点については法案修正をしておりませんので、そのことは最大の問題点の一つだと考へています。

今申し上げましたような、主務大臣が監督することにより起り得るいろいろな問題、弊害を排除するために、独立した中立公正な個人情報保護委員会が監督するシステムにしたのが野党案でございます。

政府や与党には、行革の流れから、新たな機関を創設することに反対する声もありますが、むだな仕事や規制を大胆に廃止するとともに、新たな課題に対応するために、真に必要な機関や仕事をきちんとつくっていくことは、それもまさに行革の要請のことだと認識をしております。

○大畠委員 これまでの質疑を少し整理しながら御質問させていただいておりますが、片山総務大臣からも二つの見解が示されましたけれども、考えてみると、行政マンというのは法律に従つてきっちつとやるんだから、そんな質疑者が言うようなことはないんですけど、そういう話ですけれども、去年の委員会の審議のときも、いわゆる情報公開を求めた人のリスト、それも四情報以外のところも入つてたということになりますが、そういうこともありましたし、今回もこういうことがありますでした。

片山総務大臣は、非常に人間を信頼するという、あるいはお役人さんを信頼するという立場に立つてお話をされているのかもしれません、もともと去年の法律案も、行政マンに対する罰則はなかつた。この件についてもかなり論議されましたよね。私も委員長席で聞いておりまして、いや、公務員の守秘義務というのがあつて、それに違反すれば当然罰則がかかりますから、かかりますからと、かなり断言されていましたが、昨年からことにかく、それをあつさりと撤回されたこの罰則を法律案に入れたという意味では、行政マン

といえども、やはり長い間、明治のころからかもされませんが、ずっとあって、だんだんだんだん仕事になれるが出る、まあこのくらいは集めてもいいか、ここに情報があるんだから、このくらいやつもいいだろう、それで、それに書き足してリストをつくってしまう、こういうこともあり得るんですね、現実問題。

したがって、その可否について、主務大臣が判断すれば、法律のようにやっているんだからいいんだと言ふけれども、どうも私は、そこ辺がやはり国民からとっても解せないところだということを指摘しなければなりません。

同時に、大臣自身に疑惑がかかるようなこともいろいろあるわけですね。例えば大臣にかかる個人情報に関する問題については、主務大臣が自分なんだから、それは違反だと判断すれば、それは大臣に対する個人情報の保護ということで、行政命令を出してストップさせるとかなんかということがあります。それが勝手な自分中心の恣意的な判断ができるわけがありませんよ。

それから、そういうことのために、例えば会計については会計検査院があつたり、いろいろなものがありまして、最終的には、何度も言つよう、結局、司法の判断を仰ぐ、こういうことになりますよ。

去年、私は、今ある罰則と国家公務員の服務規定で運用上担保でくると言つたんですよ、いろいろなことは。ただし、国会でも、大島委員が委員長のときによくお聞きになりましたように、いろいろな御議論があるんですよ。あるいは国会外でもいろいろな御議論がある。そういうことの中で、罰則を追加することによって、さらにこの仕組みについての、制度についての国民の信頼が

高まるんなら、皆さんも納得されるんなら、それは私は罰則の追加はやむを得ない、与党の皆さんもそういう御意見ですから。

そこで、私は、委員長として覚えておられるかどうか知りませんが、罰則、罰則という皆さんの御意見は一つの考え方であると言つたんです。私はあって犯罪の構成要件がきつちり書き込めるんなら、罰則をおかけになるのも一つのお考え方でしよう。ただ、私どもは、今ある処罰規定と國家公務員の服務規定でやれると思つて、いいますよと、こういうことを申し上げたわけでありまして、今回の法律も、これも大臣委員十分御承知下さいけれども、目的外の利用や提供については、個人情報ファイル、あらかじめ総務大臣に内容については事前通知をもらいますから、ある程度そこで、総務省でチェックできる仕組みになっておりまして、毎年度、施行状況の調査をやりますから、その結果については、目的外利用や提供についても公表するんですよ。こういう担保も一つかけておりますし、ぜひそこのところは私はお考えいただきたいたと思う。

がんじがらめにして、とにかく役所や大臣と別のものをつくり、そうしなければ不安でしようがない。これはなかなか大きなことになります、行政の仕組みとしては、司法でもなければ、そういうことになるんですよ、どこかの独裁国家みたいなことなら、日本はそんなことないんですよ。まあ、時代とともに変わりますし、一定の考え方のものにこれがセンシティップ情報であると規定することはなかなか難しいので、およそあらゆる情報が個人にとってセンシティップであるけれども、世の中の公益とかいろいろな調整がありますから、例えば氏名が公表されてしまうというのはだれもしょがない、あるいは政治家にとって、いろいろな処理をやつしていくというのが適当な判断かどうか。私は、お考えとしてそういう考えがあつても当然だと思ひますけれども、政府・与党はそれはとらない、こういうことあります。

○大島委員 私自身も、いろいろ両者のお話を伺いましたが、やはり私は、第三者機関の設置をし

て、国民の目から見ても公正な形でこの個人情報を保護というのは行うべきじゃないかという考え方を持つてゐるところであります。

それから、これも論議が随分されました。いわゆるセンシティップ情報、これに先ほどの防衛庁の問題も絡んでいますけれども、病歴の問題、学歴、それから警察関係の犯罪歴、預金、あるいはクレジットカードを何に使つたかとか、どこでどういうメールのやりとりをしたか、さまざま情報があるわけであります。このセンシティップ情報の収集の禁止問題について、両者はどういうふうに考えておられるか、改めて基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○細田国務大臣 センシティップな情報というのには、情報の内容や性質にかかわりませず、その利用目的、方法、利用環境によって個人の権利利益に深刻な侵害が生ずる可能性があるわけでござります。したがいまして、何が一体慎重に取り扱うべきセンシティップ情報はあるかということは、非常に類型的に定義することは極めて困難だと思います。

それから、昨年一年間、みんなに防衛庁リスト

問題で、審議も空転する、委員会も開かれない、ストップするというような、ああいう審議状況があつたのにもかかわらず、漫然とまたきょうの朝刊のような事件、ああいうことを繰り返している。つまり、人権にかかわることについては、特に法に書き込めることは書いておくべきだと私たちもだと思うんです。

大畠議員が御指摘のように、野党案は、センシティップ情報に関する本人の権利利益の重要性にかんがみて、取り扱いについての規律をしっかりと定め、取り扱いにいつもの規律をしつかりと定めています。政府案は、センシティップ情報と zwar ても定義がいまいだとかいろいろなことを言ってこの規定を置いていないわけですが、私どもは、各種法律や社会通念に照らしてみても、思想、信条、人種、民族など、列挙した事由が取扱事業者に不明確な義務を課すとは全く考えていないところでございます。

なお、私どもは、センシティップ情報の取り扱いに関する規制を盛り込むことは国際的な流れとも認識をしております。

これまで政府は、早く法案を通さないとEUとの情報の流通ができないと説明したわけですが、そのEU指令でも、「加盟国は、人種、民族、政治的見解、宗教、思想、信条、労働組合への加盟に関する情報を漏洩する個人データの処理、もしくは健康又は性生活に関するデータの処理を禁

に幅広く同様に取り扱われ保護されなければならないという考え方でございますので、野党案の場合と少し食い違つておることは事実でございます。

○山内(功)議員 法務委員会で明らかになつた事実なんですけれども、法令上、法務大臣が刑務所からの収容者の情願を、年間三千通ぐらいあるんですね。それをしつかり読むというのは法務大臣の仕事なんですね。それをやつていなかつたのは非難できるんですけれども、それ以上に、そういう情願制度があることを知らなかつたという答弁を法務大臣はされているんですよ。

それから、昨年一年間、みんなに防衛庁リスト

問題で、審議も空転する、委員会も開かれない、ストップするというような、ああいう審議状況があつたのにもかかわらず、漫然とまたきょうの朝刊のような事件、ああいうことを繰り返している。つまり、人権にかかわることについては、特に法に書き込めることは書いておくべきだと私たちもだと思うんです。

大畠議員が御指摘のように、野党案は、センシティップ情報に関する本人の権利利益の重要性にかんがみて、取り扱いについての規律をしつかりと定めています。政府案は、センシティップ情報と zwar ても定義がいまいだとかいろいろなことを言ってこの規定を置いていないわけですが、私どもは、各種法律や社会通念に照らしてみても、思想、信条、人種、民族など、列挙した事由が取扱事業者に不明確な義務を課すとは全く考えていないところでございます。

なお、私どもは、センシティップ情報の取り扱いに関する規制を盛り込むことは国際的な流れとも認識をしております。

止するものとする。」とありますて、政府案よりも野党案の方がよりグローバルスタンダードに近いと自負もしているところでございます。

○大畠委員 ここで、三十分ほど同僚議員に質問の時間を譲りまして、また質問をさせていただきます。ありがとうございます。

○村井委員長 続いて、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党的平岡秀夫でございます。

さようは、官房長官の出席の関係でちょっと原則的な質問の時間割りになつてしましました。ということでお官房長官が来られましたら、前回もちょっと申し上げました、私がぜひとも聞いておきたいことについて質問をさせていただきたいと思いますけれども、第三者機関の問題でございましたので、先ほど來の議論にもいろいろ大きく関係するということございます。

その前に、いろいろと積み残し案件、あるいは、さらには別の質問事項について御質問をさせていただきたいたいと思います。

前回、私、個別法と一般法の世界の話の中いろいろと質問を申し上げました。特に、個人信用情報についての関連で質問させていただきましたのですけれども、そのときに二つばかり質問を積み残した形にしておりましたので、まず、そこを確認させていただきたいというふうに思っています。

個人情報の保護法の二十三条の一項の四号といふことでございます。実は貸金業規制法三十条の二項に基づく目的外使用について質問した件に関してだつたんですねけれども、そのときの答弁は、また見ていただければと思います。

そのときに私が質問しようとしていたもう一つの点というものが、この第四号で、国の機関とかが個人情報取扱事業者に対していろいろと情報の提供を要請するような場面になつていてるわけありますけれども、このところで、ちょっとと読みますと、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するこ

人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるということについては、だれが判断するんでしょう。——既にこれは通告をしてある問い合わせなので、別にそれほど時間がかかるとの例外として提供してもいい、そういう状況になつてているわけであります。

ただ、問題は、ここに書いてある、四号に書いたあるいろいろな判断の部分について、一体だれが責任を持つて判断をするのか、そして、その判断について、仮に間違つていたりとか、あるいは、その対象となつた個人の方から、いろいろな損害を受けたというようなことで責任追及があつた場合には一体だれが責任を持つのかというところがどうもはつきりしてないという意味で、確認したいと思います。

この第四号に関して、協力する必要がある場合というのは、一体だれが判断するのか。そして、国等の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるということについては、だれが判断するのか。そして、また、その判断についての責任、例えば本人かの損害賠償請求があるというような場合には、その責任を負うのはだれになるのか。この点について、細田大臣の方からお答えいただきたいと思います。

○細田國務大臣 いろいろなケースがあると思うのですが、議員からも事前に、こういう場合はどうかということになると、警察から刑訴法の百九十七条二項による捜査関係事項の照会を受けたときはどうだ。これは、法令に基づく場合に該当しまして、協力する必要がある場合か否かを判断する必要はございません。法令に基づくものである必要はございません。法令に基づいて、現在行つてゐる情報交流については問題がないというふうに解説しているという説明がございました。

私は、ちょっとその点については、事務方の方からよく説明を聞いた上で答弁してほしいということをお願いしておつたわけでありますけれども、再度、その答弁によろしいかどうかという点について確認をさせていただきたいと思います。

○細田國務大臣 やや詳細に御説明を申し上げま

す。

政府案の第二十三条四項三号では、グループを通じて総合的なサービスを提供する場合など、特定の会社が取得した個人情報を本人への便益提供や企業の事業活動の適正化のために一定の契約関係のもとに特定の他者との間で相互に利用することが極めて有益であることから、一定の要件を満たす場合に個人情報の共同利用を認めるものであります。

具体的には、あらかじめ、どのような種類の個人情報がどのような目的でどの範囲の企業間で共用されるかにつきまして、通知または本人が容易に知り得る状態に置くことにより、全体を当

を及ぼすおそれがあるということについては、だれが判断するんでしょう。——既にこれは通告をしてある問い合わせなので、別にそれほど時間がかかるわけじゃないと思うので、もつたないので早くお願いします。

○藤井政府参考人 これも個人情報取扱事業者でございます。

○平岡委員 そういう解釈であれば解釈で、それに応じた対応を個人情報取扱事業者がすることになるんだろうと思いますけれども、今言われた、法令の定める事務を遂行することに対する協力を必要があるとか、あるいは、國の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるというようなことを個人情報取扱事業者に判断させるという仕組み自体が非常に奇妙な仕組みであると私は思います。

ということは、断つても何のとも問われない支障を及ぼすおそれがあるというようなことを個人情報取扱事業者に判断させるという仕組み自体が非常に奇妙な仕組みであると私は思います。そのためには、あらかじめ本人の同意が得られることがありますけれども、その際、あわせて細田大臣から、二十三条四項の三号に該当するということがあります。二十三条一項の、あらかじめ本人の同意があるということで問題がないんだという御説明がありましたけれども、その際に、一応、現在行つてゐる情報保護法が成立することによって、第三者提供の問題は生じないのかということをせんだつてお聞きいたしました。

そのときに、一応、現在行つてゐるものについては、二十三条一項の、あらかじめ本人の同意があるということで問題がないんだという御説明がありましたけれども、その際、あわせて細田大臣から、二十三条四項の三号に該当するということがあります。二十三条一項の、あらかじめ本人の同意があるということで問題がないんだという御説明がございました。

私は、ちょっとその点については、事務方の方からよく説明を聞いた上で答弁してほしいということをお願いしておつたわけでありますけれども、再度、その答弁によろしいかどうかという点について確認をさせていただきたいと思います。

○細田國務大臣 いろいろな情報の提供が要請されたときに、その個人情報取扱事業者が、この四号で応じることは自分にとって危険があるなと思ったときには、応じないで何のとがない、何の責めも負わないでいいんですねということを確認したいんです。

○細田國務大臣 そのとおりでございます。

人情報がどのような目的でどの範囲の企業間で共同利用されるかにつきまして、通知または本人が容易に知り得る状態に置くことにより、全体を当たす場合に個人情報の共同利用を認めるものであります。

具体的には、あらかじめ、どのような種類の個人情報がどのような目的でどの範囲の企業間で共同利用されるかにつきまして、通知または本人が

事者とみなす取り扱いをすることが合理的であると考えられ、その旨の規定を置いているわけでございます。

一方、個人情報の共同利用に当たっては、第二十三条第一項に規定する第三者提供の原則により、本人同意に基づく共同利用を行うことも可能であります。

御質問の個別具体的なケースにつきましては、現時点では、第四項第三号に規定する共同利用のケース、第一項の本人同意に基づく共同利用のケースの双方の可能性がありますが、いずれにせよ、法第二十三条に規定する方法にのっとりまして、共同で個人情報が利用される際の適切な個人情報の取り扱いがなされることを期待するものであります。

○平岡委員 個別具体的に照らしてみないとよくわからないという答弁だったと思いまけれども、それはまた詳細に検討をしなければいけないというふうには思っています。

とりあえず、その今の見解をいただいたところで積み残しを終えまして、ちょっと新しい問題でございますけれども、五十条の第三項というのがございまして、いわゆる自主規制というふうに言われているわけであります。この点について、ちょっと時間がないので一問だけ質問させていただきたいと思うのです。

この第三項には「第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者」つまり、いろいろなケースがありますけれども、例えば政治団体については、「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取り扱いに関する苦情の処理その他個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。」こう書いてあるわけありますけれども、細田大臣も御自身の政治団体、後援会というものをお持ちなんだろうと思うのですけれども、この規定に基づいて大臣はどういうふうな自主規制措置を考えておられるのでしょうか。

つまり、これについて言うと、ここにおられる多くの政治家の方々が、みずからいろいろな措置を講じて、その措置の内容を公表しなければならないというように、努力義務ではありますけれども、当然ながら、義務が課せられているという中において、一御質問の個別具体的なケースにつきましては、現時点では、第四項第三号に規定する共同利用のケース、第一項の本人同意に基づく共同利用のケースの双方の可能性がありますが、いずれにせよ、法第二十三条に規定する方法にのっとりまして、共同で個人情報が利用される際の適切な個人情報の取り扱いがなされることを期待するものであります。

○平岡委員 個別具体的に照らしてみないとよくわかるんだというものは既にお持ちだろうと思うので、ここでその点を説明していただきたいというふうに思います。

○細田国務大臣 これは、私の政治活動その他に関連してでもいいですか。私も、いろいろ後援会名簿等を集めましてコンピューターに大分入れておりますけれども、そうしますと、必ず、これは人の紹介で集めておりますから何万人かありますけれども、それに基づきましていろいろ通知をしたりはがきを出したりすると、相当、ある一定の数で、何で私はあなたの案内を受けなきゃならぬんだとか、何であなたはこういう私の情報を知っているのかというような、そういう話もよく受けるわけでございますが、そういったときに、一種の規制措置としてそれを削るというようなことをございまして、私どもは、こういった個人の情報について、政治家としても非常に慎重に対応しなきゃならないと思っております。

○平岡委員 今のお尋ねを聞いたのでは、私も、自分自身の後援会についてどのような措置を講じ、公表したらしいのか、さっぱりわからない。どうしたらいしいんですか。大臣、そんな答弁では、この努力義務に對してこたえたと、この努力義務の納得できな。全く何をしていいのかわからぬい。

実は、これはもう何回も何回も議論されているのですか。ちょっとこれは、今の答弁では全部ありますから、ちゃんと手当していったというふうに言います。

○細田国務大臣 第三者機関論については、先ほど総務大臣もいろいろな角度から言われましたけれども、やはり主務大臣がさまざまな産業について知見も豊富であるわけでございますし、現にこの委員会でも、この問題はぜひ、例えば金融庁できつちり監督しろ、そういうような御趣旨の御主張もあるわけでございまして、まずは、いわば事

上に設置すべきじゃないかというような質問に対して、官房長官はいろいろ答弁をされておられます。その答弁の内容は、「新たな第三者機関、これを設置いたしますと、既存の行政機関と事務が競合しまして責任関係が不明確になる、こういうことは経験してございませんけれども、必要な事態が生ずればそのようにしたいと思っております。

○平岡委員 必要な事態が生じればというのは、どこにもこれは書いていないんですね。「公表するよう努めなければならない。」と書いてあります。この法律が施行されたら、大臣、直ちにあなたは、自分の後援会について、こういうみずから講じた措置、そしてその措置の内容を公表するということを行なわれますか。

○細田国務大臣 これは、皆さんもさまざまなかつたデータを持っておられると思いますが、よく検討いたしたいと思っております。

○平岡委員 様は、この法案を提出する政府の担当大臣として全く責任のない答弁になってしまっているという気がいたします。十分この点を詰めて、再度きちと、自分がどのようなことをするのか、担当大臣として模範を示せるようなものをお示していただきたいと思います。

きょうは、もうとりあえずここでとめておきます。

それで、きょうせつかく、お願いにお願いを重ねて、やつと官房長官と議論ができることになりましたので、ぜひその関係で質問させていただたいというふうに思います。

実は、これはもう何回も何回も議論されているのですか。ちょっとこれは、今の答弁では全部ありますけれども、私も最も重要な話だと思いますので、ぜひその関係で質問させていただきます。

○細田国務大臣 第三者機関論については、先ほど総務大臣もいろいろな角度から言われましたけれども、やはり主務大臣がさまざまな産業について知見も豊富であるわけでございましたし、現にこの委員会でも、この問題はぜひ、例えば金融庁できつちり監督しろ、そういうような御趣旨の御主張もあるわけでございまして、まずは、いわば事

業所管の官庁を主務大臣とすることが妥当ではなかろかと思つております。

また、公正取引委員会が所管しておりますのは独禁法上のさまざまな独自の視点からの規制でございまして、事業活動の中でも実現を図るべき個人情報の保護をこれと同列に論することは必ずしも適切でないと考えております。

○福田国務大臣 ただいま細田大臣からも答弁がございましたけれども、個人情報の適正な取り扱いを十分に確保するためには、事業ごとのきめ細かい判断が不可欠である、そしてまた、当該事業に関する事務と一体的に処理することが実効的であるということから、各事業の発達、改善を図るべき大臣を主務大臣と、こういうふうにしているところでございます。

○平岡委員 そういうことを言われると、例えば、先ほど同僚議員の方からも質問がありまして、名簿取扱業者ですね。その名簿取扱業者が取り扱っている名簿の中には、ある地区的独居老人の人たち、あるいは身体障害者の人たちのリスト、あるいは独身者のリスト、それから歯医者さんにつながっている人たちのリスト、こういうものを大量に取り扱っている、いろいろな種類の名簿を取り扱っている業者がいます。

では、これについては、主務大臣というのは一体だれですか。

○細田国務大臣 基本的には、データを処理してサービスする事業者ですから、経済産業大臣が包括的に所管はあると思います。

ただ、個別の、先ほどの多重債務情報のような固有の金融情報等につきましては、金融庁も関係が深いと考えております。

○平岡委員 そうなると、一つの業者に対していろいろな主務大臣があつと登場てきて、その主務大臣がみんな一緒になつて協議をして物事をするというようなことは、ちょっと非常識的な感じだと思いますよ。ある者は勧告をし、命令をするけれども、ある主務大臣はしないというのもまた変だと思うんですね。

こんな変なことが生じてしまうというこの法律の仕組み、主務大臣制でやる仕組み、これに対しても非常に私はおかしいというふうに思つんですけれども、再度答弁をお願いします。

○細田国務大臣 主務大臣が何人か存在するといふケースはこれまでたくさん法律上ございまして、いつかちょっと御答弁申し上げたことがあります。まず、クレーム等がある場合は、クレーム等を受けた主務官庁が自分のところへ処理しようと問題は、それらが出てきても、いや、自分のところじゃないよという消極的権限争議のようなことが起こるケースも全くなきにしもあらずでございます。

これは内閣総理大臣の権限として最終的にその権限を決めるということになると思いますし、これまでもいろいろな例がございます。

一番大事なことは、これは行政庁間の約束で決めるべきことでございますが、自分の省が主務大臣であると思うところは同時に相乗りしながら、しかし事象は一つでございますから、協力して事に当たるということは大事なことだと思つております。

これは過去の行政にもたくさん例があることでございまして、それを逆に、権限争いのように、けんかをしながらいつまでたつても対応ができるだけは避けなければならないわけですが、そのようなことは避けられると思つております。

○平岡委員 そのようなことを避ける意味でも、やはり個人の情報についての取り扱いをする組織というのは、きつととした組織が単独でやるといふことが必要であるということを指摘しておきたく思つております。

○平岡委員 そのようなことを避ける意味でも、やはり個人の情報についての取り扱いをする組織というのは、きつととした組織が単独でやるといふことが必要であるということを指摘しておきたく思つております。

○細田国務大臣 やはり、平岡議員もよく官庁のことも御存じのように、官庁にもいろいろな欠点もございまして、では、新しい組織をつくればそれで直ちに始動してうまくいくのかという問題は、今後もよく考えていかなければいけない。今は、主務大臣制度でうまくいかないかといえば、大半の案件は円滑に処理されるし、大きな案件はさらにいろいろな行政措置につなげていかなきやならないと思いますが、私は対応が可能であると。しかし、野党四党がいろいろ考え方された第三機関も、考え方として全くこれは採用するに足りない、取るに足りない案だということを申し上げてこの対応を行なうという必要はむしろ小さいと申しますが、今は十分に主務大臣の規定を動かしていくことが大切ではなかろうかと思います。

また、各省は、みんなまじめなものでございますから、先ほど総務大臣も言わされましたように、苦情があつて、一たんいろいろな案件があれば本当に一生懸命取り組んで対応する体質になつておりますから、私は大きな心配をしておりません。むしろ、議員の皆様方から、何かほうつておくんじゃないかという議論と、規制を強化し過ぎて主務大臣がいろいろな強過ぎることをやつて変な指導をするんじゃないかという、両様の御意見が出るのですが、そこはむしろ中庸のことできるんじゃないかなと思っております。

○平岡委員 その両様の意見をうまく調和させると言つたら語弊があるかもしれませんけれども、三者機関においてやつていくことが一番適切であるというふうに私は申し上げたいというふうに思っています。

さらに、別の視点からこの問題についてちょつと申し上げてみたいと思います。

ほど片山総務大臣もこれと似たような趣旨のことを行つておられましたけれども、例えば現在政府から提出されています人権擁護法案、この中に人権委員会というのがあります。この個人の情報の保護についても人権の中の一つの分野だらうと思いますけれども、こういう組織を使って個人情報の保護を図っていくということも私は十分に考えられるのではないかというふうに思つてゐるわけ

の担保措置であつて、この両者の性質というのは、これは異なるものでございます。

○平岡委員 私は、人権委員会がそのまま所掌しないと言つてゐるわけじゃないくて、組織として似たような、要するに、個人の権利を守る、個人の権利を守るというような大きな目的のあるわけですから、そのような大きな目的の中でこういう組織を活用することによって、そして第三者委員会、制度でやるということについての改革上の問題をクリアできるんではないか、そういう意味で言つてゐるわけであります。こういう組織が使えないという理由は何があるんですか。

○細田国務大臣 これまで各行政庁、大変いい訓練を受けておりまして、こういう問題があれば、それぞれの担当に応じて非常に機動的に動くというふうに考えられるわけでございまして、今新しい組織を立ち上げてこの対応を行なうという必要はむしろ小さいと申しますが、今は十分に主務大臣の規定を動かしていくことが大切ではなかろうかと思います。

三二一

実は、独立行政法人についても個人情報保護法案というのが出ております。この別表に掲げられている法人名を見ると、いろいろな法人がありますけれども、例えば日本道路公団も入っています。日本道路公団について言えば、これから民営化をするんだというような位置づけになってしまいます。JRについてはこの中に入っておりません。

例えば日本道路公団を取り上げてみた場合、取り扱っている情報というのは、多分、民営化の前も後もほとんど変わらない情報を取り扱っているんだろうと思うんですけれども、この日本道路公団が民営化される前と後とで個人情報保護に関する取り扱いが異なることになります。例えば、民営化前であれば自分たちが判断をする、ただし、決定をするに当たっては情報公開・個人情報保護審査会の諸問題を受けるといったような仕組みになつていて。ところが、民営化されちゃうと多分、主務大臣の勧告あるいは命令というものの対象になる組織になつてしまつていうふうなことになるわけですね。本来の目的からいえば、個人情報の保護という目的からしたら、やり方がこんなに変わってしまうというのはちょっとおかしいんじゃないのか。そういう意味で、私はやはり個人情報保護委員会といつたような第三者機関が官民を通じて個人情報の保護について責任を持つやつていくという仕組みが必要ではないかというふうに思います。

この点について、官房長官、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○片山國務大臣 独立行政法人については、今法案を出させていただいております。

これは、行政機関に準じて措置を講じようといふものでございまして、今お話をありましたが、考へ方は行政機関と同様に扱うことが適当な政府の一部を構成すると見られる法人、これを同じ扱いにしているわけでありまして、民営化された法人については、これは基本法制定である個人情報保護法の対象になる、その個人情報取扱事業者としていろいろな措置を受ける、こういうことにな

るわけであります。

日本道路公団は、まだこれは特殊法人ですからね。これが民営化されるという議論が始まります。けれども、いつ、どのような形で民営化になるか。まだ今民営化じゃないんですから、だから基本法制の方の対象じゃない。独立行政法人等個人情報保護法の対象でございますので、ぜひ御理解を賜りたい。

○平岡委員 だから、それがおかしいじゃないかというふうに私は言っているんですね。独立行政法人のときは、何か知らぬけれども、さつき言ったように情報公開・個人情報保護審査会といふものが関与の中で動き、民営化されちゃうと今度は主務大臣の勧告、命令を受けるような対象としてある。同じ個人情報を取り扱つておりますながら、ころころころとは言いませんけれども、仕組みが変わってしまうというのは、なかなか説明しづらいでしよう。

だから、やはり個人情報というのは、何を守るかといつたら、個人の情報を守っている。つまり、守られるべき主体というのがいて、その人たちのことを考えて制度をつくらなきやいけないわけですね。そういうふうに考えたら、やはりきちっと、できるだけ統一的な組織が個人の情報の保護について見るという仕組みが必要ではないか。そのためには、第三者機関としての個人情報保護委員会といったものをつくつてやるべきじゃないかといふのが私の意見なんです。

○片山國務大臣 日本道路公団が本当に民営化されて株式会社等になるには、国会の意思で正式に決まりにやいけませんね。決まる前に、これは民営化するんだから民の方に入れるというわけにいられない。

そこで、平岡委員が言われたのは、恐らく、も

う官も民も一緒にして第三機関の対象にしよ

う、こういうお話をしようけれども、民間に対す

るわけであります。

日本道路公団は、まだこれは特殊法人ですからね。これが民営化されるという議論が始まります。けれども、いつ、どのような形で民営化になるか。まだ今民営化じゃないんですから、だから基本法制の方の対象じゃない。独立行政法人等個人情報保護法の対象でございますので、ぜひ御理解を賜りたい。

○平岡委員 だから、それがおかしいじゃないかというふうに私は言っているんですね。独立行政法人のときは、何か知らぬけれども、さつき言ったように情報公開・個人情報保護審査会といふものが関与の中で動き、民営化されちゃうと今度は主務大臣の勧告、命令を受けるような対象としてある。同じ個人情報を取り扱つておりますながら、ころころころとは言いませんけれども、仕組みが変わつてしまつていうのは、なかなか説明しづらいでしよう。

だから、やはり個人情報というのは、何を守るかといつたら、個人の情報を守っている。つまり、守られるべき主体というのがいて、その人たちのことを考えて制度をつくらなきやいけないわけですね。そういうふうに考えたら、やはりきちっと、できるだけ統一的な組織が個人の情報の保護について見るという仕組みが必要ではないか。そのためには、第三者機関としての個人情報保護委員会といったものをつくつてやるべきじゃないかといふのが私の意見なんです。

○片山國務大臣 日本道路公団が本当に民営化されて株式会社等になるには、国会の意思で正式に決まりにやいけませんね。決まる前に、これは民営化するんだから民の方に入れるというわけにいられない。

そこで、平岡委員が言われたのは、恐らく、も

う官も民も一緒にして第三機関の対象にしよ

う、こういうお話をしようけれども、民間に対す

る基本法制と行政機関の法制では相当違うんですよ。これは一緒にできません、今のままでは。

そういう意味では、日本道路公団が特殊法人等である限りは独立行政法人の個人情報保護法制の対象になり、民営化されたら基本法制である個人情報保護法制の対象になる、こうしたことでございます。

○平岡委員 また人権委員会の話を出して恐縮ですけれども、人権委員会というのは、民間で行われる人権侵害であろうと、行政機関が行う人権侵害であろうと、これはやはり同じように見るのであります。私がさつき言った個人の情報の保護の観点は、別に行政機関のためにあるわけじゃない、民間の業者のためにあるわけじゃない。

だから、やはり個人情報というのは、何を守るかといつたら、個人の情報を守っている。つまり、守られるべき主体というのがいて、その人たちのことを考えて制度をつくらなきやいけないわけですね。そういうふうに考えたら、やはりきちっと、できるだけ統一的な組織が個人の情報の保護について見るという仕組みが必要ではないか。そのためには、第三者機関としての個人情報保護委員会といったものをつくつてやるべきじゃないかといふのが私の意見なんです。

○片山國務大臣 日本道路公団が本当に民営化されて株式会社等になるには、国会の意思で正式に決まりにやいけませんね。決まる前に、これは民営化するんだから民の方に入れるというわけにいられない。

そこで、平岡委員が言われたのは、恐らく、も

う官も民も一緒にして第三機関の対象にしよ

う、こういうお話をしようけれども、民間に対す

ると同時に修正案の話をしたんじやないかといふんで、小泉総理の真意を問うということで小泉総理にも出席をしていただき、読売試験が発表されたり、このときに竹島官房副長官補が関与していたんじやないか、こういうふうな話もありまして、御出席をいたいたいということでございます。そして翌々日、五月三十一日には、今度は防衛庁長官に出席をいたいたい、防衛庁のいわゆる情報公開を

請求した方のリストが防衛庁内で存在したということで、これがまたいろいろ論議を呼びました。行政官の守秘義務というものに関してとか、あるいは先ほどから論議されておりますように目的外利用の問題等々、大変な議論がされたところでございます。

○村井委員長 再び、大畠章宏君。

○大畠委員 平岡委員の質問に続いて質問をさせていただきます。

官房長官におかれましても、大変忙しいところ御臨席をいただいて、久々に三人の大臣がそろわれたようあります。三人の大臣を前にしますと大変懐かしいわけであります。

先ほど、ちょうど私、最初の質問に立つたとき申し上げさせていただきました。去年の四月二十六日に五法案の法案趣旨説明があり、五月十七日、福田大臣、竹中大臣、片山大臣、そろいまして、五月二十二日も三大臣がそろい、議論をさせました。五月二十九日もまた、このときは住民基本台帳法との関係が大変熱を帯びまして、紛糾した記憶がございます。さらには、五月二十九日には小泉総理が出席をされまして、竹島官房副長官補も出席をされました。このときは読売新聞の修正案が議論になりました、総理がもう法案審議が始

ます。

○福田国務大臣 今委員から以前の質疑の状況などをお話ししていただきまして、大変懐かしいなと思つております。しかし、内容的なことはもうつかり覚えていないんですけども、いろいろと追及を受け、その都度苦労した思いをいたしております。

○福田国務大臣 今委員から以前の質疑の状況などをお話ししていただきまして、大変懐かしいなと思つております。しかし、内容的なことはもうつかり覚えていないんですけども、いろいろと追及受け、その都度苦労した思いをいたしております。

便益を考えますと、國民が安心してＩＴ社会の便益を受けるようにするために不可欠なものである。これは、そういう意味においては、ＩＴ社会実現の基盤であるというようになつて過言ではないと私は思つております。これは、私だけじゃない、みんなそういうふうに思つてゐるわけでございます。

この法案は、もともと、表現の自由それから個人情報の保護の両立を図る、こういう趣旨から立案されまして、本来、メディア規制を内容としたいで、その意図も全くなかつたのでありますけれども、さきの国会審議におきましては、メディア規制という意図があるのではないかという不安、懸念が払拭され切れなかつたというようなことから廃案とされた、こういうことでござります。そのため、この新法案では、その趣旨を一層明確にするために、与党の修正要綱も踏まえまして基本原則の削除等の修正を行つたものでござります。

いざれにしましても、これから社会において大変大事な法案であるということにおきまして、ぜひ御理解を賜りたい、このように思つていろいろござります。

○大畠委員　官房長官としては、大変忙しいし、当時は有事法制も同時に並行的に論議をされていまして、内閣委員会がなかなか立ち上がりなかつたというので、そういう意味からしますと、この一年間にさまざまなことがありましたからなかなか詳しく記憶されていないというお話をもしれませんが、ぜひ思い起こしていただいて、これは非常に重要な法律案でありますし、改めて個人情報保護について、國民の立場に立つて、よりいいものにしようという立場から官房長官としても御尽力いただきたいということを申し上げさせていただきます。

そこで、先ほどからずっと論議がされておりましたが、正直言いまして、私、昨年一年間のこの議事録を読ませていただきましたが、本当にいろいろなところ、与党の皆さんと与党の皆さんでいろいろ論議

があるかもしれません、しかし、非常にいい論議をしましたね。そういうものが積み重なつて今回の修正案につながつたのですが、今回の修正案も、先ほどから論議されていますように、まだこれは再修正をするような内容が随分含まれているような感じがするのですね。

片山総務大臣も、それから細田大臣も、いや、この状況で大丈夫なんだという話がありますが、先ほどの防衛庁のリストの問題でもそうでありますし、第三者の機関の問題についても先ほど同僚議員からお話をありましたように、それから、細かに問題になると何かよくわからなくなつてきて、このまま法律が通りますと國民が大変混乱するんじやないかという疑念を禁じ得ません。ですから、國民にこれだけの大きな影響を与えるものでありますから、そういう与野党の議論を踏まえて、本來は再修正をするのが妥当じゃないかと私自身は感ずるわけであります。

そこで、きのうの参考人の質疑の中で、私もいろいろ伺つていまして、あつ、これはどうなんだろうかという心配事が幾つかございました。それ

をちょっとここでお伺いしたいわけです。この個人情報保護五法案というものの対象に子供というものは該当するのかどうか、これが参考人の質疑の中では出でまいりましたね。子供というのはこの法律案の対象になるのでしょうか。

きのうの参考人の話では、この法律案は、子供とか大人とかに分けていない、したがつて、子供に対するはどういう判断をするのかがどうもあいまいであるという指摘がありましたので質問をさせました。

○細田国務大臣　本法案におきましては、実効性の担保のために主務大臣の権限を定めていますが、報告徴収・助言を基本としており、権利利益の侵害がある場合にのみ勧告が認められ、さらに、勧告に従わずに権利利益の侵害が切迫している場合でなければ命令はなされない仕組みであります。しかし、この法律違反に対して主務大臣の関与が必要になる場合のみであります。

お尋ねのようだ、子供が本法案の事業者となることは通常ほとんどないと考えられるわけでござりますが、仮に、取扱事業者に該当し、かつその場合のみであります。

うかということは横並びの議論があると思います。

○大畠委員　これと関係して、いわゆる対象の中の事業者ということなんですが、結局、ここのことから、主務大臣においては、当該事業の対象に応じた最もふさわしい措置が検討されるものと

考えられます。

子供が問題になるようなケースというのはどういう事態を想定しておられるのか、これもちょっと参考人の御意見もわからないところでございります。

子供が問題になるようなケースというのはどういうこの定義が、ずっと論議を聞いておりますが、あいまいなんですね。

例えば、例えがいいか悪いかはわかりませんが、ゴマが入つたあめをなめてはダメですよという法律があつたときに、それを知らなければ、いろいろなものを購入してなめていた、ところが、おい、法律違反と。その法律の適用というものが明確でなければ、ここまで対象事業者で、ここからはダメですよという、その区分けが國民にきちっとわからなければ、どんなに法律をつくつたとしても、國民が判断できないというか理解しない法律をつくつて、法律適用であなたは有罪と言われたときに、國民が今度は困るわけですね。

したがつて、この法律案の一つの問題点としては、対象事業者の定義というのがより明確にならなければなりません。

きのうの参考人の話では、この法律案は、子供とか大人とかに分けていない、したがつて、子供に対するはどういう判断をするのかがどうもあいまいであるという指摘がありましたので質問をさせていただいたわけですが、今の細田大臣のお話では、これは、子供、大人、要するに、年齢は一切関係なくこの法律を適用するというふうに理解してよろしいでしょうか。

○細田国務大臣　子供とおっしゃったのでちよつとあれですが、いわゆる未成年者で、コンピューター、パソコン、インターネット等に非常に明るくて、そういうサイトにアプローチしたり、そこから情報を持つたり、そういう人がいるではないかという御質問ですね。そういう場合には、この法案全体にはかかる場合があり得ると思います

が、罰則全体について、これは、あらゆる日本の法令の罰則の適用に関連して、未成年者をどう扱うべきかとかそういうところに指導を頼む場合もあると思うわけでござります。

確かに、個人情報取扱事業者という場合には、年齢の定義はしておりませんで、はつきりと、例えば「個人情報データベース等を事業の用に供している者」と定義されており、かつ特定の個人が識別される個人情報が含まれていない場合には個人情報データベース等には該当しないとか、そのほか要件がいろいろ書いてあって、かつ五千件以

上ということを政令で縛ろう、それから利用方法についても、そのまま保管、運送、販売等を行う場合を想定しておりますが、それに該当する場合には個人情報取扱事業者とはならないというような要件が書いてあります。

また、「事業の用に供している」とは、一定の目的のもとに反復継続し、社会的に事業として認められる状況にあるものをいうのであって、日常生活で利用する場合や他人が一般的に提供するサービスを単に利用する場合は事業の用に供していことにならない、こういった要件を当てはめて、個別に対応をするということになると思います。

やはり、一般的に、こういう事態をつかまえた

場合に、指導するといふことも大きな行政の対応だと思つております。

○大島委員 細田大臣も途中で竹中大臣にかわって登板され非常に大変なことはわかりますが、先ほどの委員からの話をいろいろ聞いておりまして、なかなか、この法律のかぶせる範囲が非常に広いものですから、どこがどうなのかということを、きっちりと区分けが十分にされていないという感じを私は持っていますね。このまま網をかぶせますと、効果があるところもあるでしょうけれども、何かいつの間にか網をかぶせられてしまつていて、混亂が生ずる可能性があるんじゃないかなということを指摘させていただきます。

それからもう一つ、これもきのうの参考人の質疑の中で、これはどうなんだろうかと私自身がよく理解できなかつたところがあるんですが、死者の情報というのは、故人の情報、亡くなつた方の情報というのは、どういうふうにこの法律では取り扱っていくのか、あるいは意識していくのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○細田国務大臣

本法案では、二条におきまして、個人情報の範囲につきましては「生存する個人に関する情報」と規定し、死者に関する情報は除外しているわけでございます。これは、本法案が、個人情報を本人を対象として、本人の権利利益の

侵害を未然に防止することを目的としており、遺族などの第三者の権利利益を保護することまでも意図するものではないためであります。

ただし、死者に関する情報が、同時に遺族など生存しております個人に関する情報でもある、非常に大きな影響があるというような場合には、これはその生存する個人に関する情報として、法案の対象となるわけでございます。

○大島委員 このことも非常にあいまいといいま

すか、それでは、亡くなつた方の個人情報というのはどういうふうに守られるのか。この法律案の対象外ということであれば、それは自由に勝手に使つていいんだということになつてしまふと、遺族の方としては抹消してほしいという要請があるのかもしれません。あるいは、その亡くなつた人の情報はどういうふうにして利用されていますか

と。また、亡くなつた人の情報だけ集めていろいろ利用するという方法も、こういう社会ですからあるかもしれません、その亡くなつた人の個人情報というのは、ではそれがどうやって守つているのか。死者の個人情報というのはこの法律の対象外というんですが、どういうふうに考えたらいいのか、細田大臣のお考へ伺います。

○細田国務大臣 もし、いろいろな権利侵害があ

り、不法行為が個人に対して行われている等のことがあれば、これはその相続を行つた者から損害賠償等を要求することはできると思います。

ただ、よく死者の情報とつて問題になる例は、

入院して治療を受けてしかし、手術を受けたけ

れどもお亡くなりになつてしまつた、医療情報等

を開示しろというような場面で起きることがある

と思うんですが、通常は、これは個人情報保護法によつてというのではなく、いろいろな不法行為

その他、そちらの方で対応されるべきものと考えております。

○大島委員 そろそろ予定の時間が参りましたので、最後の質問にさせていただきます。

官房長官もきょう御出席でございますし、官房

は、やはりこの法律案、一言で言うと、どうも大ざっぱ過ぎるんですね。例えば信号だつたら、青とか赤とか黄色とか、三色なんでしょうけれども、これはグレーだと、これは何色かわからないのもあるし、これはどう判断していいかわからないのがたくさんあります。それで、その整理が十分にされていないんじやないかと私は思うんです。

個人情報保護というのは大変重要なんですね。重要だという認識はあります。かつて情報公開審査会では評価されたり、いろいろ社会の流れの中で、個人情報保護法と同時に、情報公開法とかさまざま関連の法律があるんですが、私は、官房長官、そういうものを含めてもう一回よく整理しないように、そして、いい法律ができましたね、これが、この法律が施行されたときに戸惑わぬよう、そして、いい法律ができましたね、これが私たちの個人情報はきちっと守ることができましたということを実感できるような法律案にすべきだと思います。

官房長官として、国民の立場に立つて、今いいろいろなやりとりを聞いておられてどういうふうに感じておられるのか、お伺いしたいと思うんですけど、官房長官として、国民の立場に立つて、今いいろいろなやりとりを聞いておられてどういうふうに感じておられるのか、お伺いしたいと思うんです。

○細田国務大臣 ちょっととその前に。

私は、新しい事象についてどう考えるか、解釈するか、例えば保坂先生の御意見とか、それぞれ金融に関する個別の、先生の御意見については、いろいろやはり対応はしていかなきやいけませんねということは申してはおります。

しかし、この法案が、個人情報コントロール権の問題にいたしましても、センシティブ情報の問題にいたしましても、第三者機関の問題にしましても、個別立法がどのくらい今後必要であるかというよ

うな問題については、すべてはつきりとお答えしておりますし、我々の考え方は申し上げております。

す。ただ、野党の法案を、その点で個別に攻撃的な内容で御答弁することはしておません。

しかし、今、例示でそれぞれ言われたことは、社会で生じている、一種の悪として出ている、故意に大量の情報を人に密売したり、勝手に利用したり、人の権利を阻害したり、そういう事象についてはきつちりと対応できるということを基本的に申し上げておるわけでございまして、それは、カーナビでこういう場合はどうだということは、もちろんテクニカルな問題ですかから詰める必要がありますが、そこで、では具体的にどういう重大な権利の侵害が起ころるかというような議論をするときに、大きな点はすべてお答えしているつもりでございます。

それから、報道、出版その他の関係もはつきり申し上げておりますので、大きなラインではほとんど紛れのない法案審議になつておると私は確信しております。

○福田国務大臣 この法案は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的といたしておりまして、あらゆる事業分野を対象に、必要最小限の規律を定めている、そういうものでございます。さらに厳格な取り扱いをする必要がある個人情報については、今後、個別分野を所管する各府省において必要な措置を検討すべきだと考えております。

また、いかなる制度も、つくつて終わり、こういうことではありません。結局、人が利用して運用するというものでございますので、それぞれが法の趣旨、仕組みを的確に理解して初めて所期の効果が生まれる、こういうものであらうかと思ひます。したがつて、事業者側にも利用者側にも制度が十分理解されるよう普及啓発するということが最も重要な課題である、このよう

に考えておるところでございます。

○大島委員 今、御答弁をいただきましたけれども、特に細田大臣からお話をありました三つの視点についてという話でありますが、そこがやはりこの法律案はまだ問題があるということを指摘し

なければなりません。できるのであれば、国民の立場に立つて、改めてそういう点を修正して出しが一番国民のための個人情報保護法になるんじゃないかな。

行政と民間の個人情報保護ということを前提としてやつてはいるわけですが、特に官の持っている個人情報をどういうふうに市民がコントロールできるか、ここら辺もどうもあいまいなところがありますし、できれば与野党で話し合つて、さらに国民のための個人情報保護法にしていただきたいということを希望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○村井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十六分散会